

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
保育所等における要支援家庭等への支援の
在り方に関する研究
事業報告書

令和5年3月

PwC コンサルティング合同会社

保育所等における要支援家庭等への支援の在り方に関する研究 要旨

1. 調査の背景・目的

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化等により、都市部のみならず地方においても、地域における未就園児家庭の孤立化が指摘されており、こうした家庭を対象とした支援の必要性が高まっている。また、深刻な虐待の死亡事例が毎年一定数発生する中、支援について十分な質や量が確保されておらず、ニーズに対して適切に届けられていないとの指摘もある。

その中で令和4年に児童福祉法が改正され、保育所等は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う「地域子育て相談機関」や、養育環境等に関する課題を抱える児童やその保護者に対し、情報提供や相談等を行う「児童育成支援拠点事業」を担っていくことが今後期待されている。

本事業では、保育所等における要支援家庭等に対する現状と課題を把握し、整理することを目的とし、自治体および保育所等に対するアンケート調査と、保育所等に対するヒアリング調査を行った。

なお本事業では、保育所等および要支援家庭等を下記のとおり定義した。

保育所等：認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所および事業所内保育事業所

要支援家庭等：ただちに保護・支援の必要性があるわけではないが養育環境等に何らかの困難を抱える可能性のある家庭

また、便宜上、要支援家庭等への支援プロセスを①来所のきっかけ作り、②継続的な来所の促進、③支援の必要性の気づき、④保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施、⑤外部機関との連携、の5つに分けることとした。

2. 調査方法

以下の方法でアンケート調査及びヒアリング調査を行った。

(1) 保育所等アンケート調査

対 象： 一時預かり事業を一般型、余裕活用型、地域密着Ⅱ型で実施する保育所等（令和2年度実績：9,882施設）

期 間： 令和4年12月末～令和5年1月下旬

質問内容： 上記支援プロセスに沿って、現状の取組や課題を尋ねた。

(2) 市区町村アンケート調査

対 象： 全国の市区町村 1,741市区町村（悉皆）

期 間： 令和4年12月末～令和5年1月下旬

質問内容： 上記支援プロセスに沿って、現状の取組や課題を尋ねた。ただし、支援プロセス③と支援プロセス④は想定される実施主体が保育所等であるため、まとめて「保育所等における支援の促進」とした。また、支援プロセス⑤は自治体内の他部署も想定し、「他の組織との連携」とした。

(3) 保育所等ヒアリング調査

対 象： 事業検討委員会委員の推薦施設およびアンケート調査回答施設（抽出）

期 間： 令和4年12月～令和5年2月

質問内容： 上記支援プロセスに沿って、現状の取組や課題を尋ねたほか、これまでの要支援家庭等への支援事例等を尋ねた。

3. 主な調査結果

(1) 保育所等アンケート調査

保育所等アンケート調査では、2,783件の回答を得たが、有効回答は2,359件（有効回答率23.9%）であった。主な調査結果は以下のとおりである。

①来所のきっかけ作り

園庭開放や地域子育て支援拠点事業等は実施率も効果も高かった。一方で、施設外の場所で行われるイベントへの参加等は、効果は高いと感じられるものの実施率が低かった。

②継続的な来所の促進

一時預かり事業利用者以外の未就園児家庭の連絡先を把握している施設が多いものの、それらの家庭への継続的な来所勧奨は限定的だった。

③支援の必要性の気づき

職員が支援の必要な家庭に気づくための取組では、職員間での組織的な情報共有だけではなく、職員が気づいた点を日常的に話しやすい雰囲気作りが多くの施設で行われていた。一方で支援の必要性に気づいた場合の報告・記録・共有に関するマニュアルは無い施設が多かった。

④保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施

一時預かり事業の対象年齢については、9割以上の施設が1～2歳を受け入れている一方、6か月以上1歳未満では約6割、6か月未満は3割と少ない。定員については、どの年齢も平均で2名未満という結果となった。

保護者への助言を充実させる取組としては、助言に当たって他の職員と相談する機会を設けていることや他の支援機関からのアドバイスを受けている施設が多い結果となった。

⑤外部機関との連携

個人情報の共有を伴うかに否かにかかわらず、連携先となる外部機関は自治体、保健所・保健センター、児童相談所といった公的機関が多かった。

(2) 市区町村アンケート調査

市区町村アンケート調査では、687件の回答を得た。主な調査結果は以下のとおりである。

①来所のきっかけ作り

保育所等と同様に、地域子育て支援拠点事業の実施率が高く、来所のきっかけ

となる効果も感じられていた。一方で、実施率は低いものの効果的と感じられている事業・取組には、未就園児家庭訪問事業等のように、自治体側から未就園児家庭に働きかけて保育所等とのつながりを作るものが多い。

②継続的な来所の促進

一時預かり事業の利用については、非定型的保育サービスでの利用と私的理由による保育サービスでの利用では一定の制限を設けている自治体が多い。また、一時預かり事業の利用を促進する取組は約7割の自治体では行われていなかった。

③保育所等による支援の促進

要支援家庭等への対応に苦慮している保育所等への支援として実施している取組については、必要な連携先の紹介・取次ぎや専門的な見地からの助言等、具体的な支援事例発生の際の取組は多く実施されている一方、加配措置やマニュアルの作成といった、平時から実施可能な取組を行っている自治体は少なかった。

④他の組織との連携

生活困窮世帯支援、婦人保護、児童虐待防止、障害児支援、母子保健の担当部署との連携の効果を尋ねたところ、9割前後の自治体がいずれの部署とも連携を行っているという結果だった。

(3) 保育所等ヒアリング調査

保育所等ヒアリング調査は最終的に12施設に対して実施し、支援プロセス①から⑤までおよびその他の事項について、具体的な事例を交えつつ取組内容および課題を尋ねた。

①来所のきっかけ作り

園庭開放や子ども食堂、子育て広場といった、保育以外の取組によって来所のきっかけを作っている施設が多かったが、より支援が必要な可能性のある家に引きこもっている家庭や、来所の必要性を感じていない・行きづらいと思っている家庭への対応には課題を感じている施設が多かった。

②継続的な来所の促進

一時預かり事業の利用を躊躇しないよう気軽な利用を勧めるメッセージを発信している施設が多かったが、他方で保育所等の側のリソース不足により継続的な来所を促しにくいとの声もあった。

③支援の必要性の気づき

保育現場の職員は保育時の子どもの様子や送迎時の保護者の様子から支援の必要性を判断していた。しかし、保育所等が独力で入手できる情報には限りがあり、きょうだい児の情報など、外部機関が持つ情報があれば要支援家庭等に気づきやすいとの意見があった。

④保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施

支援には保護者との信頼関係の構築が重要ということを前提に、いかに保護者との関係を損ねずに助言を行うかという観点での工夫が見られた。具体的には、複数職員が異なる立ち位置で保護者に接することや医療機関や保健所等の外部の専門職の活用等が行われていた。

⑤外部機関との連携

保育所等と自治体・公的機関が日常的に情報共有等を行う仕組みによって外部機関との面識を作ることができている施設では、具体的な要支援事例が発生しても他機関と上手く連携できる傾向にあるが、そうではない施設では外部機関との連携に課題を感じている施設が多かった。

その他に保育所等による要支援家庭等への支援において必要なこととして、保護者への受容・共感をもとにしたカウンセリングスキルを持った人材・専門性を挙げる施設が多かった。

4. 考察

アンケート調査およびヒアリング調査の結果を基に5つのリサーチクエスチョン（RQ）に沿って考察を行った。

まず現状把握を行った（RQ1 保育所等が要支援家庭等に対してどのような支援を行いうるか）。既に現場では支援プロセス①から⑤までにおいて様々な取組が行われているものの、プロセス②継続的な来所の促進における取組がやや弱いことが判明した。

次に、各支援プロセスの課題を整理した（RQ2 保育所等が要支援家庭等に対して支援する上で特に重要なことは何か）。それぞれの支援プロセスとその課題は以下のとおり。

各支援プロセスの課題

支援プロセス	課題
①来所のきっかけづくり	未就園児との接点を持つ困難
	未就園児に関する情報の不足
	保護者が来所の必要性を感じていない、行きづらい
②継続的な来所の促進	保育所等側のリソース不足
	一時預かりでは家庭状況まで見えづらい
③支援の必要性の気づき	保護者が気にしていないことでも、支援の必要性を見極める困難
	外部機関からの情報の不足
	要支援家庭等との関係性の構築の必要性
④保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施	適切な助言をするスキル・知識の必要性
	適切な機関につなぐ知識、専門性の不足
⑤外部機関との連携	機関や自治体をまたぐ連携の不足
	プライバシーに関わる情報の取扱いの困難

さらに、上記の課題に対してヒアリング先の保育所等が行っている取組内容を見ることが、保育所等による解決の方向性となお残る課題を整理した（RQ3 「支援プロセス」の各段階について、うまく機能している保育所等の特徴は何か）。

結果、①来所のきっかけ作りの「未就園児に関する情報の不足」、②継続的な来所の促進の「保育所等側のリソース不足」、③支援の必要性の気付きの「外部機関からの情報の不足」、そして⑤外部機関との連携の「機関や自治体をまたぐ連携の不足」および「プライバシーに関わる情報の取扱いの困難」については、ヒアリング先のような支援に意欲的な施設でも対応に苦慮していることが多く、なお残る課題として整理された。

上記でなお残る課題として整理されたものは、保育所等では解決が難しいものとなる（RQ4 保育所等の「支援プロセス」の各段階で課題となりやすいことや、その改善を誰がどの様に行うことが考えられるか）。例えば、「未就園児に関する情報の不足」という課題の解決のためには、未就園児に関する情報を持つ外部機関との連携が必須になり、「保育所等側のリソース不足」については、未就園児家庭を含む地域に対する支援に注力できる職員の配置・強化が求められる。

最後に、上記のような保育所等だけでは解決が難しい課題に対するアプローチとして今後どのようなサポートが考えられるか、その方向性について検討した（RQ5 保育所等が要支援家庭等に対して支援を行いやすくするために、どのようなサポートがあるとよいか）。

方向性の第一は、地域の支援機関同士による連携体制の確立である。外部機関との連携は支援全体、特に支援プロセス①、③および⑤で重要だが、それは一つひとつの保育所等がその所在する自治体と連携できればよいというわけではない。要支援家庭等の支援は日常のささいな気づきによって支えられており、こうした気づきを逃さぬようにするためには、近隣自治体も含めた行政機関、他の保育・教育機関等による連携体制が必要であろう。さらにその中で、情報共有できる範囲や対応方法等に関する共通認識を持つことが重要となる。こうした連携体制を踏まえて、母親の妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一貫した支援が可能になることが望ましい。

方向性の第二は、上記体制の中で連携のコーディネーターとなる人員の配置である。保育所等は本来、在園児の保育のなかで支援の必要性に気づくことが求められており、今後その役割はより重要となる。そのうえで支援のための地域連携の役割を今後求めるにあたっては、地域の各保育所や自治体、関係する外部機関との間を連携・調整するコーディネーター／スーパーバイザーとなる人材との役割分担が必要となる。そのためには自治体が他の機関も含めた地域全体の中でコーディネーターの位置づけや役割を明確化し、併せて予算的支援と専門性を持った人材を確保することが望ましい。

《 目 次 》

第1章 事業の概要	1
1. 事業の背景・目的	1
2. 事業の実施内容	6
第2章 調査結果	11
1. 保育所等アンケート調査	11
2. 市区町村アンケート調査	32
3. 保育所等ヒアリング調査	45
第3章 考察	106
事業テーマを踏まえた検討項目一覧	106
R Q 1 保育所等が要支援家庭等に対してどのような支援を行いうるか	109
R Q 2 保育所等が要支援家庭等に対して支援する上で特に重要なことは何か	121
R Q 3 「支援プロセス」の各段階について、うまく機能している保育所等の特徴は何か	131
R Q 4 保育所等の「支援プロセス」の各段階で課題となりやすいことや、その改善を誰がどの様に行うことが考えられるか	138
R Q 5 保育所等が要支援家庭等に対して支援を行いやすくするために、どのようなサポートがあるとよいか	140
参考資料	142
1. 保育所等向けアンケート調査票	142
2. 市区町村向けアンケート調査票	152

第1章 事業の概要

1. 事業の背景・目的

(1) 事業の背景

子育て世帯の孤立

厚生労働省が発表した「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ」（令和3年12月20日）では、「少子化社会の進展、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、都市部ばかりか地方においても、特に保育所等（本事業では、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所および事業所内保育事業所を指す。）を利用していない0～2歳児を中心として、いわゆる「未就園児」を養育する家庭が孤立し、地域の中で「孤育て」を強いられているケースが指摘されており、こうした家庭を対象とした地域の子育て家庭等への支援の必要性が高まっている」と指摘されている。

また、「令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告」（令和4年2月10日）においても、「子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は、『未就園児が一定数存在し、また、就園前の子どもの親は孤立しがちな傾向にある。』『児童虐待相談対応件数は増加しており、深刻な虐待の死亡事例も毎年一定数存在する』『支援について十分な質や量が確保されておらず、ニーズに対して適切に届けられていない』といった、厳しいものとなっている」との指摘がある。

令和4年の児童福祉法改正による保育所等の相談等支援への期待が向上

核家族化の進行や、地域のつながりが希薄化する中、子育て世帯、特に未就園児を抱える子育て世帯の支援が必要になっているという現状を背景に、令和4年には児童福祉法が改正され、市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う「地域子育て相談機関」の整備等に努めなければならぬとされた。

また、同改正により、養育環境等に関する課題を抱える児童やその保護者に対し、情報提供や相談、助言その他の支援を行う「児童育成支援拠点事業」が創設されることとなった。同法が施行される令和6年度以降、保育所等は上記機関、事業を担っていくことが期待されている。

国はこれまでも子育て世帯等への相談等支援を実施

国ではこれまでも、児童および妊産婦の福祉に関し、必要な情報の把握、情報の提供、家庭からの相談に応じる子ども家庭総合支援拠点を市町村に整備することで、子どもとその家庭および妊産婦等への支援を図ってきた。

また、保育所等における要支援児童等に関しては、令和2年度から、保育士等が有する専門性を活かして保護者の状況に応じた相談支援等の業務を行う地域連携推進員を配置する「保育所等における要支援児童等対応推進事業」を開始し、対応を推進している。

保育所等での相談支援等をより一層推進するための支援のあり方の検討が必要

このような中、今般の法改正を受け、地域住民に身近な保育所等が「かかりつけ相談機関」として、その地域に住む児童やその保護者、特に孤立した子育て家庭に寄り添い、必要に応じた助言等により各家庭の「子育て力」を高めるための支援実施といった役割を一層果たせるようにすることが求められている。

(2) 事業の目的

こうした背景を踏まえ、本事業は、主に令和6年度以後、保育所等が要支援家庭等に対する支援を円滑に行えるようになることを見据え、保育所等における要支援家庭等に対する取組の現状（好事例の把握を含む）と取組に当たって抱えている課題を把握・整理し、要支援家庭等への支援のあり方と実現に向けた課題をまとめることを目的として実施する。あわせて、取組に当たっての工夫例を整理し、今後取組を進める保育所等における参考となる情報を提供する。

具体的には、市町村・保育所等への定量・定性調査を通じ、支援の現状や直面している課題等を把握する。調査の出発点として、以下の4つのリサーチクエスチョンを置くこととした。

- 【問1】 支援策：市町村では要支援家庭等への支援に関し、保育所等にどのような支援を行うことを期待しているか。現場である保育所等では要支援家庭等の属性に応じて、どのような支援を実施しているか。
- 【問2】 外部連携：市町村・保育所等が要支援家庭等へ支援を行う際、要支援家庭等の属性に応じて、どの主体と連携しているか。
- 【問3】 人材・専門性確保：要支援家庭等への支援を行うために市町村・保育所等ではどのような人材確保施策や専門性向上施策を行っているか。
- 【問4】 課題整理：既に要支援家庭等への支援を実施している保育所等において、支援を開始する段階、支援を開始した後の段階で生じた課題は何か。当該課題を解決するために、保育所等の運営に主に関わる国・市町村・保育所等が今後実施すべきことは何か。

なお、調査を実施する中でリサーチクエスチョンを再編する必要性が出てきたため、最終的には5つの問に再編することとした。詳細は後述する。

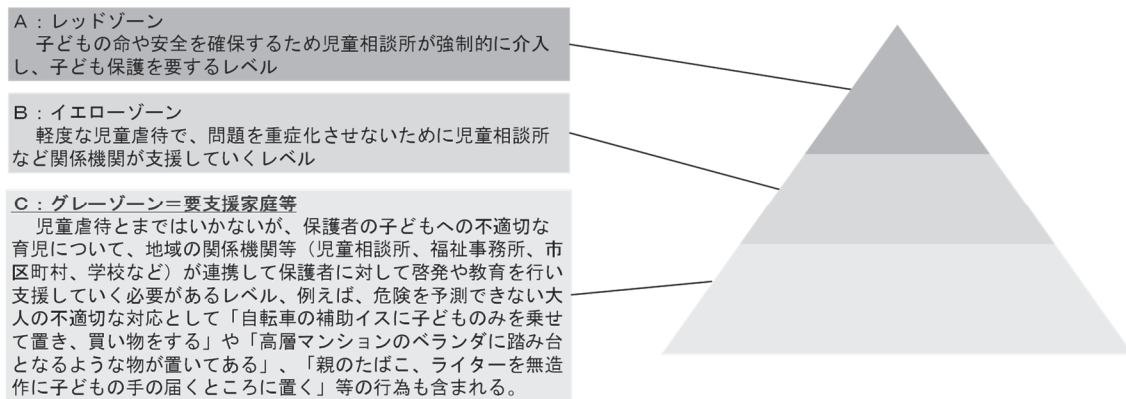
(3) 事業の前提

1) 「要支援家庭等」について

第1回事業検討委員会において、アンケート調査およびヒアリング調査の設計・分析のため、要支援家庭等への支援プロセスを検討した。

本事業における「要支援家庭等」は、マルトリートメントの概念に準じ、「ただちに保護・支援の必要性があるわけではないが養育環境等に何らかの困難を抱える可能性のある家庭」を意味するものとし、図表1のグレーゾーンに該当するものとする。なお要支援家庭等には、普段から保育所等を利用している子ども（以下、「在園児」という）のいる家庭だけではなく、未就園児を養育している家庭も含む。

図表1 要支援家庭等の範囲



出典：文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」
をもとに PwC コンサルティング合同会社作成

2) 調査対象施設について

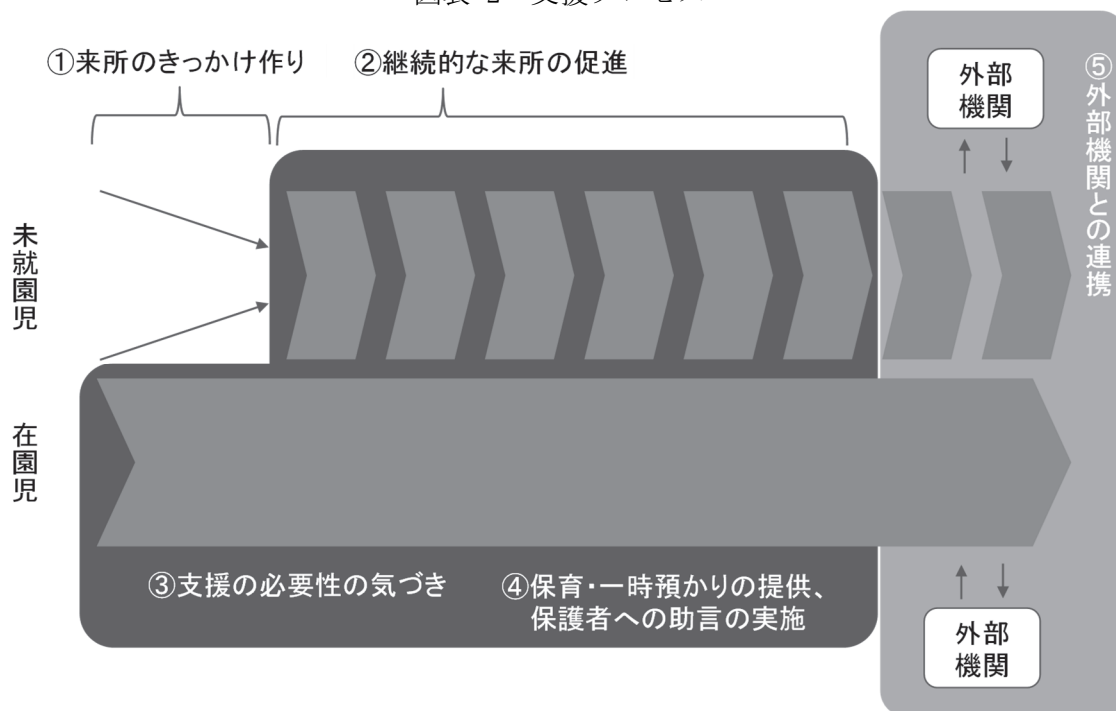
本事業は保育所等における要支援家庭等への支援について調査するものであるが、未就園児家庭との接点をより多く有していると思われる保育所等を対象とすることが有効と考えられた。そのため、一時預かり事業を実施している保育所等を調査対象とすることとした。

ただし、一時預かり事業を利用していることと要支援家庭等であることを結びつけるものではなく、むしろ要支援家庭等の中には一時預かり事業も利用しておらず、地域で孤立している家庭も多いと考えられる点には留意する必要がある。

3) 支援プロセスの区分

要支援家庭等への支援の各段階については、便宜的に図表 2 に示した支援プロセスを想定した。アンケート調査・ヒアリング調査の質問項目設計はこの支援プロセスに沿って、それぞれのプロセスでの支援の現状や課題を尋ねた。なお、支援プロセス①②は未就園児のみを、支援プロセス③～⑤は未就園児・在園児の両方を対象とするものである。

図表 2 支援プロセス



2. 事業の実施内容

本事業では、前述の目的を実現するため、有識者による事業検討委員会、保育所等および自治体に対するアンケート調査、保育所等に対するヒアリング調査を実施した。各調査の実施結果を踏まえて委員会で協議を行い、本報告書を作成した。

(1) 事業検討委員会

本事業の円滑な実施と質の高い成果物作成等を目的として、すでに保育所等での要支援家庭等への支援に取り組んでいる現場の代表者や市町村の職員および学識経験者で構成する事業検討委員会を設置、計5回実施した。開催方式については第1回および第2回はオンライン会議方式、第3回から第5回までは対面形式とオンライン会議方式を併用する形式を採用した。事業検討委員会の委員、オブザーバー、事務局は図表3から図表5までのとおり。開催日時および主な議題は図表6のとおり。

図表3 事業検討委員会委員名簿（五十音順、敬称略）

氏名	所属
金井 隆志	千葉県松戸市役所 子ども部保育課 課長補佐
高岩 恭子	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 副会長
塚本 秀一	公益社団法人 全国私立保育連盟 副会長
平田 景子	東京都港区 子ども家庭支援部 保育課運営支援係 副係長
山本 真実	東洋英和女学院大学 人間科学部 保育子ども学科 教授
米原 立将	流通経済大学 社会学部社会学科 准教授

図表4 委員会オブザーバー（順不同、敬称略）

氏名	所属
國松 弘平	厚生労働省子ども家庭局保育課課長補佐
高辻 千恵	厚生労働省子ども家庭局保育課保育指導専門官
鎮目 健太	厚生労働省子ども家庭局保育課保育指導専門官
出口 貴史	厚生労働省子ども家庭局保育課課長補佐

図表 5 委員会事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
古屋 智子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー
植村 靖則	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
川崎 のぞみ	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
一二三 達哉	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
朝井 優	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 アソシエイト
清水 式子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

図表 6 事業検討委員会の開催日程・主な議題

回数	日程	主な議題
第1回	令和4年12月1日(木)	ご挨拶 委員紹介 事業概要 アンケート調査について
第2回	令和5年1月12日(木)	調査の経過について
第3回	令和5年2月7日(火)	調査の中間報告 (1) アンケート調査 (2) ヒアリング調査 論点の再整理と取りまとめの方向性 報告書目次案の共有
第4回	令和5年3月3日(金)	調査の最終報告 考察に関する議論 その他
第5回	令和5年3月17日(金)	報告書(案)について

(2) アンケート調査

1) 保育所等アンケート調査

保育所等における要支援家庭等への支援の現状および課題を把握することを目的に、全国の一時預かり事業を実施している保育所等に対してアンケート調査を実施した。アンケート調査の概要は図表 7、保育所等に送付した調査票は巻末の参考資料のとおり。

図表 7 保育所等向けアンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	全国の一時預かり事業を行う保育所等のうち、一般型、余裕活用型、地域密着Ⅱ型で実施する保育所等（令和2年度実績：9,882施設。なお、調査票配布方法の特性上、実際の配布数とは異なる）
調査手法	厚生労働省より都道府県を経由して市区町村の保育担当課に電子メールで依頼状およびエクセルファイルの調査票を送付し、さらに市区町村から各保育所等にエクセルファイルの調査票を送付。
実施時期	令和4年12月末～令和5年1月下旬
回答数 ／回答率	全回答数：2,783件（実際の配布数は不明） 有効回答数：2,359件／有効回答率：23.9%
調査項目概要	<ul style="list-style-type: none"> ○回答者の基礎情報 ○来所のきっかけ作り <ul style="list-style-type: none"> ・ 来所のきっかけとなる施設の事業および取組の有無、来所のきっかけとしての効果 ・ 周知方法 ○継続的な来所の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 来所したことがある未就園児の連絡先の把握 ・ 連絡先を把握している家庭への利用促進 ・ 来所しなくなった理由の把握 ・ 来所しなくなった理由 ○支援の必要性の気づき <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が支援の必要性に気づくための取組（頻度） ・ 支援の必要性に気づいた際の対応マニュアルの有無 ○保育および一時預かりの提供、保護者への助言の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時預かりの実施対象年齢・定員数・利用数 ・ 要支援家庭等の子どもへの接し方に関する職員間での対応 ・ 支援の充実のための取組 ・ 支援における課題 ・ 保育所等での支援の各段階における人材面の不足 ○外部機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報に伴う外部機関への情報提供の有無・内容 ・ 個人情報を伴わない外部機関との連携の有無・内容

2) 市区町村アンケート調査

保育所等同様、市区町村における要支援家庭等の支援の現状および課題を把握することを目的に、全国の市区町村に対してアンケート調査を実施した。アンケート調査の概要は図表 8、市区町村に送付した調査票は巻末の参考資料のとおり。

図表 8 市区町村向けアンケート調査の概要

項目	内容
対象	全国の市区町村 1,741 市区町村（悉皆）
調査手法	厚生労働省より都道府県を経由して市区町村の保育担当課に電子メールで依頼状およびエクセルファイルの調査票を送付。
実施時期	令和4年12月末～令和5年1月下旬
有効回答数、有効回答率	有効回答数：687件、有効回答率：39.5%
調査項目概要	<ul style="list-style-type: none"> ○回答者の基礎情報 ○来所のきっかけ作り <ul style="list-style-type: none"> ・ 来所のきっかけとなる保育等に関する自治体の事業の有無、来所のきっかけとしての効果 ・ 周知方法 ○継続的な来所の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時預かり事業の利用制限 ・ 一時預かり事業の継続的な利用を促進するための取組 ○支援の必要性の気づき <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等から自治体への要支援家庭等に関する報告の仕組み ・ 保育所等への支援の有無とその内容 ○保育および一時預かりの提供、保護者への助言の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等での支援の各段階における人材面の不足 ・ より一層の支援を期待する段階 ・ 各段階における取組の現状と課題 ○外部機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体内部での庁内連携の有無とその内容

(3) 保育所等ヒアリング調査

事業検討委員会の委員よりご推薦いただいた施設およびアンケート調査に回答した施設から合計 10 の保育所等を抽出し（同一法人が運営する複数の施設について話を伺うことができたため、最終的には 12 施設についてヒアリングをすることができた。）、要支援家庭等への支援の現状および課題について、ヒアリング調査を行った。ヒアリング調査の概要は図表 9 のとおり。

図表 9 ヒアリング調査の概要

項目	内容
対象	全国の一時預かり事業を実施する保育所等 10 法人・施設
調査手法	オンライン会議システムを利用した聞き取り調査
実施時期	令和 4 年 12 月～令和 5 年 2 月
ヒアリング項目	<ul style="list-style-type: none"> ○回答者のプロフィール <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職および職位 ・ 担当業務 ○組織概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立・私立の別、施設類型、運営主体 ・ 利用定員 ・ 職員の実人員数 ・ 一時預かりの事業類型 ・ 一時預かりの対象年齢、定員 ○要支援家庭等への支援の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 来所のきっかけづくり ・ 継続的な来所の促進 ・ 支援の必要性の気づき ・ 保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施 ・ 外部機関との連携 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、保育所等に求められる役割についての意見 ・ 要支援家庭等への支援に必要な人材の能力や専門性 ・ 自治体に期待する支援、自治体への要望

第2章 調査結果

1. 保育所等アンケート調査

保育所等に対するアンケート調査では、回答者の施設の属性および図表 2 の支援プロセスに沿った質問項目計 27 問を尋ねた。回答者は、調査対象施設の園長・副園長や主任保育士等の管理職である。

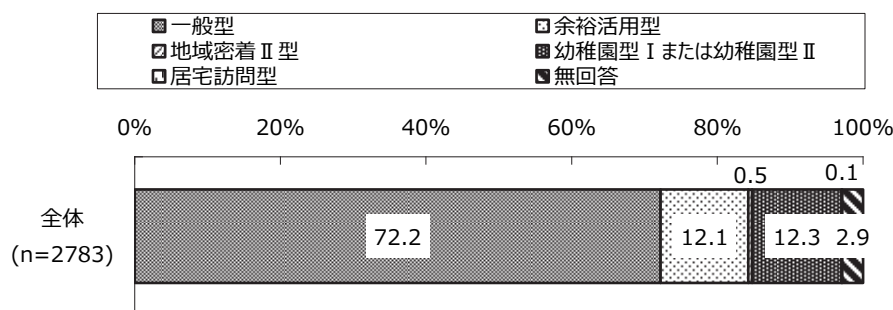
アンケート調査は令和 4 年 12 月末～令和 5 年 1 月下旬にかけて実施し、2,783 件（有効回答数：2,359 件）の回答を得た。

(1) 回答した施設の基礎情報

1) 一時預かりの事業類型

一時預かりの事業類型では、一般型・余裕活用型、地域密着Ⅱ型の合計が 84.8%（2,359 施設）となり、これらが以降の設問の回答対象の母数となる。

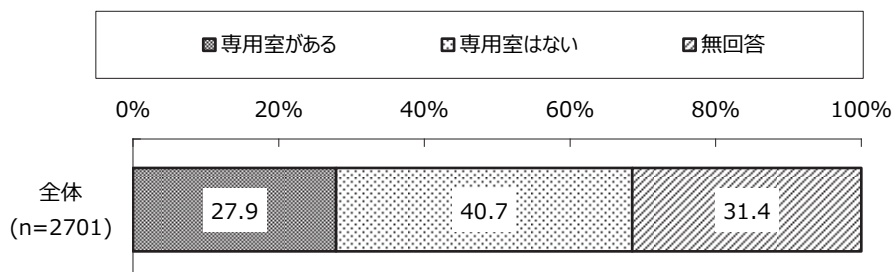
図表 10 一時預かり事業の事業類型



2) 専用室の有無

一時預かりの専用室の有無については、ないとの回答が4割を占める。

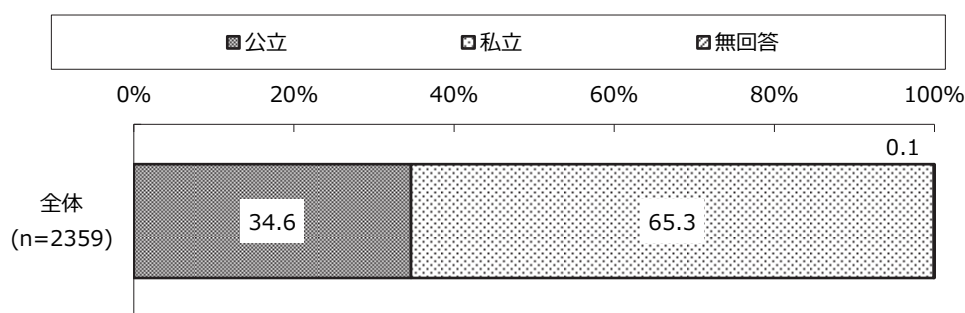
図表 11 専用室の有無



3) 公私の別

回答した施設のうち、公立は34.6%、私立は65.3%である。

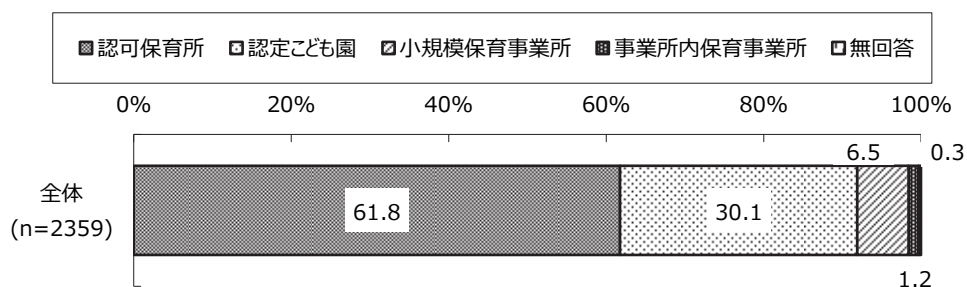
図表 12 公私の別



4) 施設類型

施設類型については、認可保育所と認定こども園で9割以上を占める。

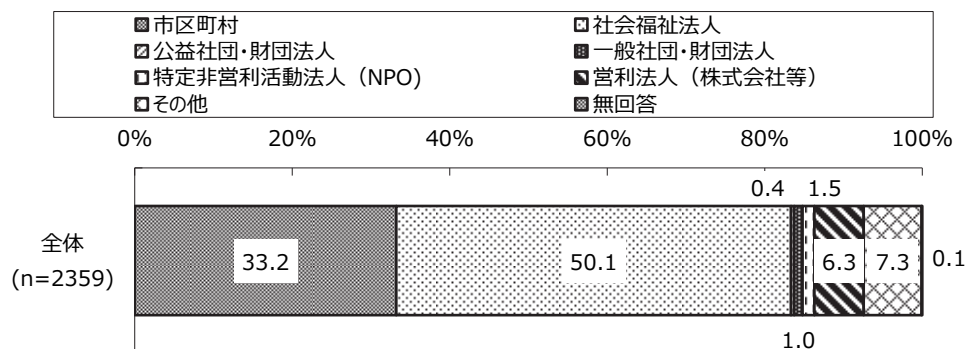
図表 13 施設類型



5) 運営主体

各施設の運営主体については、社会福祉法人が全体の約5割と最も多くを占める。また、市区町村が33.2%で(ほぼ3)の公立と同程度である。

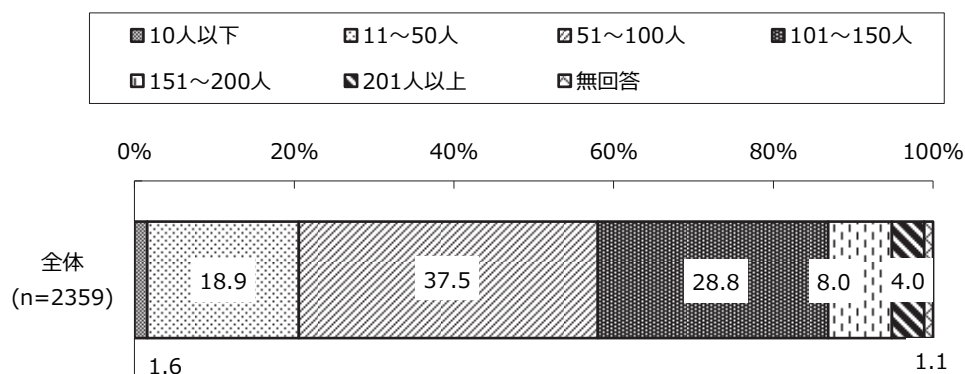
図表 14 運営主体



6) 利用定員

利用定員は51~100人の規模が最も多く、平均は96.6人であった。

図表 15 利用定員



7) 職員数

職員数は平均で常勤職員が 21.12 人、非常勤職員が 14.84 人であった。

図表 16 職員数 (平均)

	常勤	非常勤	計
園長・施設長	1.01	0.05	1.06
副園長・副施設長・教頭	0.75	0.05	0.80
主任保育士・主観保育教諭・指導保育教諭	1.78	0.23	2.01
保育士・保育教諭	12.48	7.32	19.79
保育所所者・助保育教諭	1.48	3.69	5.17
看護師・保健師	0.76	0.68	1.44
その他	2.79	2.79	5.58
合計	21.05	14.81	35.86

(2) 来所のきっかけ作り

1) 実施している事業・取組および来所のきっかけとしての効果

来所のきっかけともなる保育所等の事業・取組では、「園庭等の施設開放、備品の貸し出し」が最も多く、次いで「イベント行事の開催」「地域子育て支援事業」「子育て相談会の開催」が続き、これらはいずれも効果が感じられている。

一方で、実施している保育所等は少ないものの、実施している保育所等では高い効果が得られている事業・取組としては、「保育・給食等の体験会の実施」「施設外の場所で行われる子育てイベントの開催・共催」「保育所等や子育て支援センターの職員による出前保育」がある。

図表 17 実施している事業・取組とその効果

↓来所のきっかけとしての効果が「とても効果的」または「効果的」の合計が70%以上の取組のうち、「実施している」が30%以上のものは○、30%未満のものは●

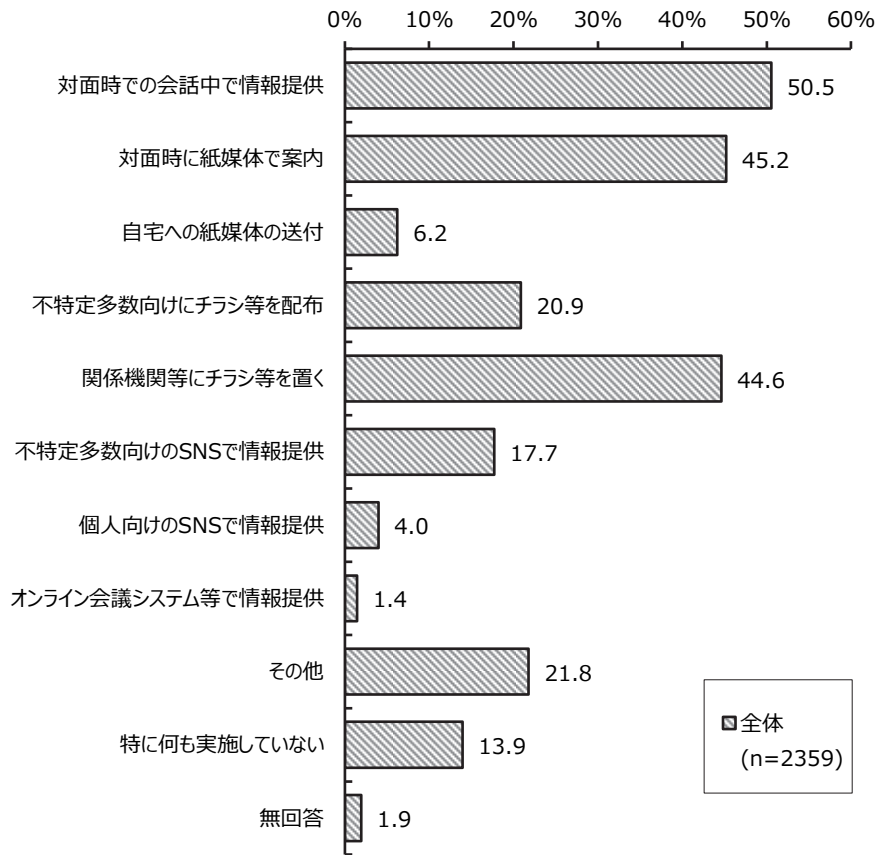
		来所のきっかけとなる事業・取組の実施の有無 (n=2359)						来所のきっかけとなる事業・取組の効果 (n=各取組の「実施している」回答数)					
		実施している		実施していない		無回答		とても効果的(%)	効果的(%)	どちらともいえない(%)	あまり効果はない(%)	効果はない(%)	無回答(%)
		数値	%	数値	%	数値	%						
	○地域子育て支援拠点事業	1054	44.7	1096	46.5	209	8.9	36.9	45.0	10.0	1.0	0.5	6.6
	子育て短期支援事業	244	10.3	1601	67.9	514	21.8	16.4	46.3	23.8	1.2	0.4	11.9
施設内での取組	○園庭などの施設開放、備品(絵本・玩具等)の貸出し	1406	59.6	732	31.0	221	9.4	25.8	47.2	12.8	2.3	0.9	11.0
	○クリスマス会などのイベント行事の開催	1067	45.2	982	41.6	310	13.1	38.8	38.1	8.6	1.1	1.3	12.0
	○職員による子育て相談会の開催	1010	42.8	1019	43.2	330	14.0	28.4	43.2	14.3	2.1	0.8	11.3
	身体測定の実施	796	33.7	1171	49.6	392	16.6	29.9	38.9	14.2	2.1	2.9	11.9
	●保育・給食などの体験会の実施	683	29.0	1268	53.8	408	17.3	36.0	41.7	8.6	1.0	0.7	11.9
施設外での取組	●施設外の場所で行われる子育てイベントの開催・共催	482	20.4	1454	61.6	423	17.9	29.9	42.5	11.4	2.1	0.4	13.7
	自治体の母子保健部門が実施している親子教室等への協力	323	13.7	1566	66.4	470	19.9	19.2	42.1	18.3	2.2	0.6	17.6
	●保育所等や子育て支援センターの職員による出前保育	280	11.9	1626	68.9	453	19.2	30.4	46.8	7.1	0.4	0.4	15.0
	自治体や他の機関が実施している未就園児家庭訪問への同行	59	2.5	1798	76.2	502	21.3	22.0	45.8	15.3	0.0	0.0	16.9
	その他	138	5.8	388	16.4	1833	77.7	17.4	22.5	6.5	0.0	0.0	53.6

2) 事業・取組の周知方法

来所のきっかけとなりうる事業・取組の周知方法については、対面での情報提供やチラシ等の配布が多い。

その他の方法の自由回答では、地域の既存コミュニティを活用して未就園児の掘り起こしにつなげようとする工夫も見られる。

図表 18 周知方法



「関係機関等にチラシを置く」の自由回答抜粋

- ・ 役所（保育関係課、児童館、子育て支援拠点等含む）
- ・ 公共施設・機関（公民館、図書館、コミュニティセンター、生涯学習施設等）
- ・ 保健所
- ・ 医療機関（産婦人科、小児科等）
- ・ 近隣園（同法人の姉妹施設を含む）
- ・ 近隣店舗（スーパー、薬局、郵便局、銀行、農協、ガソリンスタンド、ショッピングセンター等）
- ・ 在園児や関係者の自宅・事業所等

「その他」の自由回答抜粋

- 保育所等独自の経路
 - ・ ホームページ、園門等の掲示板、入園説明会資料
- 市区町村を通じた経路
 - ・ ホームページ、広報誌、町内放送
 - ・ 乳児健診、子育てセンター等の事業を通じた情報提供
 - ・ 関係機関およびその SNS 等

➤ 地域を通じた経路

- 地域の掲示板（公共施設、町内会、児童館等）、回覧板
- 在園児の家庭からの口コミ
- 近隣店舗でのポスター掲示
- 有料広告（ホームページ SEO¹対策、有料掲示板、地域 FM 放送 等）

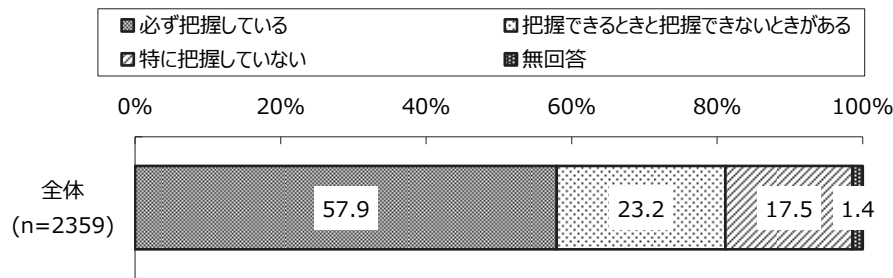
¹ Search Engine Optimization（検索エンジン最適化）の略。検索エンジンからアクセスを集めるための手法。

(3) 継続的な来所の促進

1) 未就園児家庭の連絡先把握

一時預かり事業の利用児童のほかに、施設に来所したことのある未就園児の家庭の連絡先を把握しているかを尋ねたところ、約6割が把握していた。

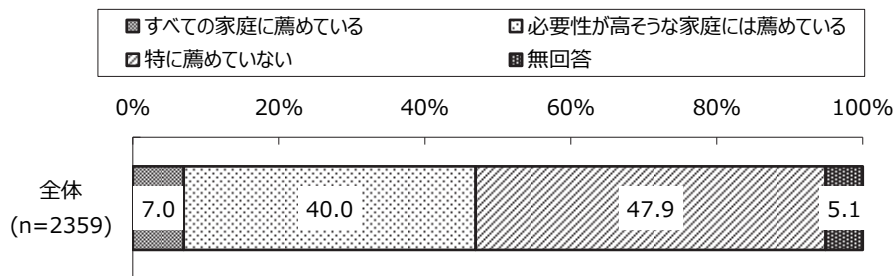
図表 19 連絡先の把握の有無



2) 一時預かり事業を利用していない未就園児家庭への利用の推奨

連絡先を把握している家庭のうち、一時預かり事業を利用したことのない家庭に対して一時預かり事業の利用を薦めているか（メールマガジン等での一斉配信は除く）を尋ねたところ、「すべての家庭に薦めている」「必要性が高そうな家庭には薦めている」を合わせても半分以下にとどまっている。

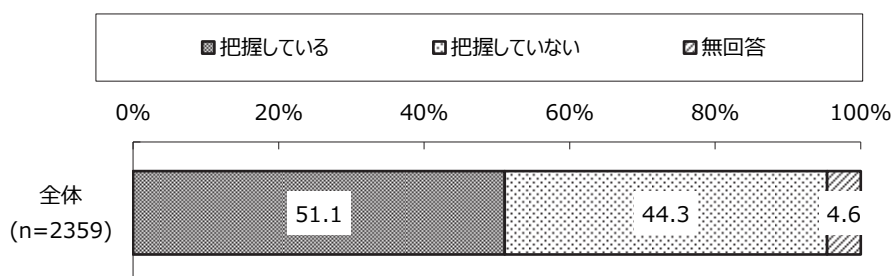
図表 20 未就園児家庭への利用勧奨



3) 一時預かり事業を利用しない、しなくなった理由の把握

連絡先を把握している未就園児家庭が一時預かり事業を利用していない、または利用しなくなった理由については、約5割が把握していた。

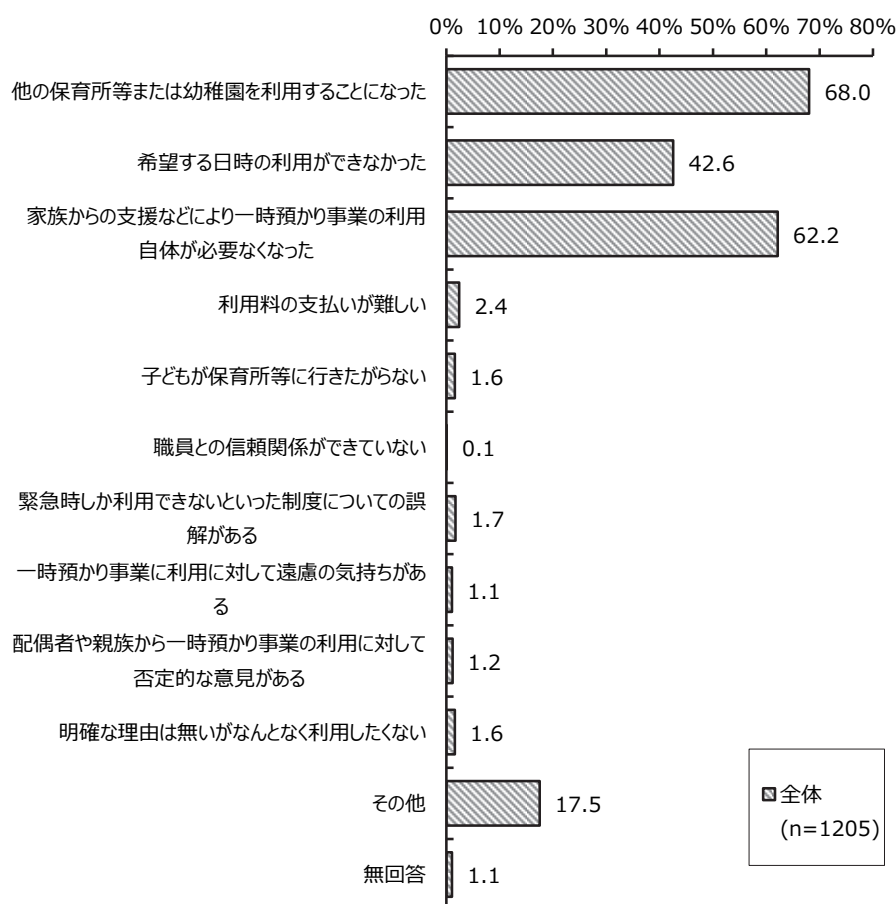
図表 21 利用しなくなった理由の把握



また、利用が途絶えた理由としては、保育所等への就園や家族の支援が得られるようになったことにより必要がなくなったとの回答が多く見られた。

一方で、希望する日時の利用ができない、保育所等側の定員により受け入れられないという理由も見られ、利用したいときに利用できない状況もうかがえる。

図表 22 利用しなくなった理由の内容



「その他」の自由回答抜粋

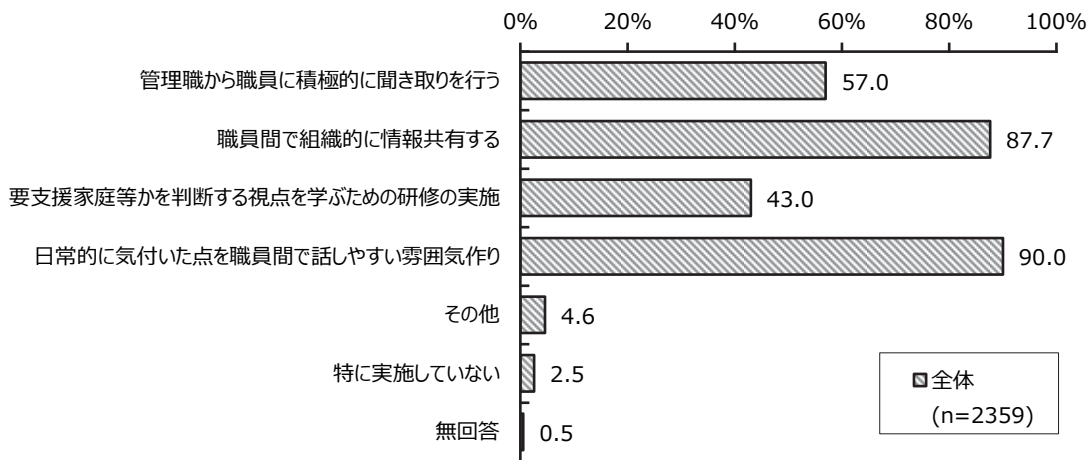
- ・ 子どもの体調不良、コロナ感染
- ・ 保育所等でのコロナ感染による閉鎖
- ・ 保育所等側の定員に達し、受け入れられなくなった
- ・ 親が育休に入った
- ・ 親が退職した、繁忙期ではなくなった
- ・ 転居した
- ・ 里帰り出産、海外からの一時帰国等で利用していたがその必要がなくなった
- ・ とりあえず申し込みはしてみたが、必要なくなった
- ・ 私的理由による利用だったが必要なくなった
- ・ 緊急一時保育のみ行っているため、緊急の必要がなくなった

(4) 支援の必要性の気づき

1) 職員が支援の必要性に気づくための取組

職員が支援の必要性に気づくことを促進するための取組としては、子どもや保護者の様子について職員間での組織的な情報共有をする、共有しやすい雰囲気づくりを促すといった取組が積極的に行われている。なお、「その他」では保健師や自治体担当課との情報共有が挙げられていた。

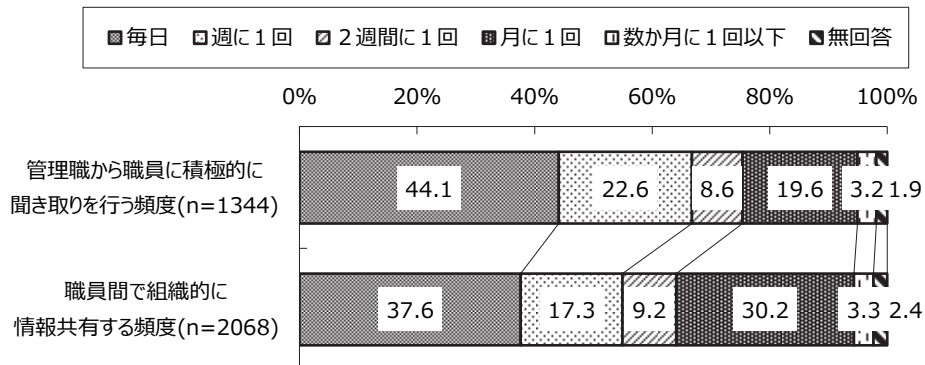
図表 23 職員が支援の必要性に気づくための取組



2) 職員が支援の必要性に気づくための取組の頻度

1) で「管理職から職員に積極的に聞き取りを行う」または「職員間で組織的に情報共有する」を選択した場合のその頻度を尋ねた。その頻度は概して高く、定期的に昼礼等を行う場合のほか、状況に応じて臨機応変に行われている。

図表 24 取組の頻度



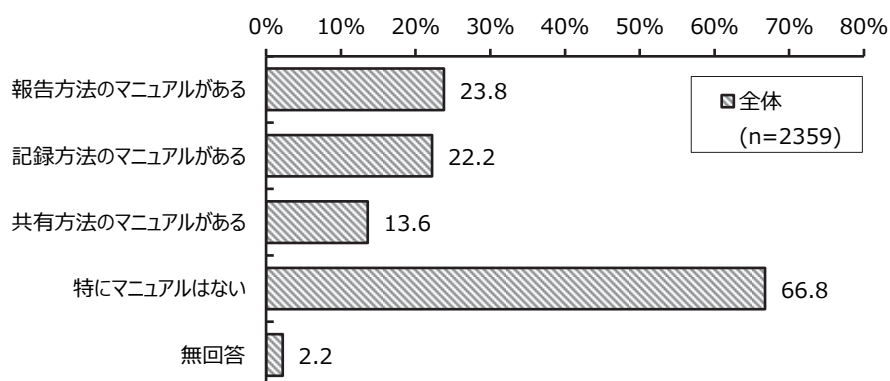
「その他」の自由回答抜粋

- ・ 日々の保育の中で、支援が必要と思われる状況に応じて都度行う
- ・ 自治体の関係課や保健所等の情報提供や、受け入れ依頼を受けたときに都度行う
- ・ 定期的に行われる関係機関との会合で情報交換し、その情報の園内共有を行う
- ・ ICT を活用して随時情報共有をしている
- ・ 保育所等側から気になったことを自治体や保健所等に都度情報共有する

3) マニュアルの有無

職員が支援の必要性に気づいた場合の報告・記録・共有方法に関するマニュアルの有無については、ないとの回答が7割程度となっている。

図表 25 マニュアルの有無

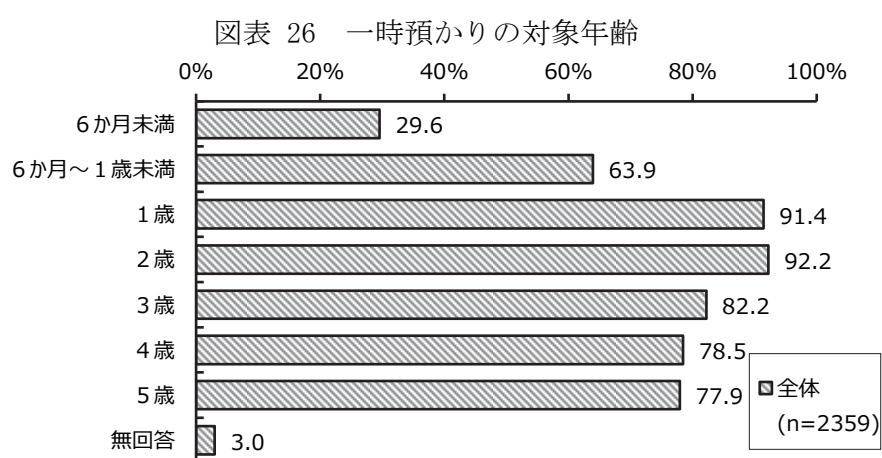


(5) 保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施

この節では、1)～4)は回答した保育所等における一時預かり事業の提供状況、5)～7)は保護者への助言の実施について述べる。

1) 一時預かり事業の対象年齢

一時預かり事業の対象年齢を尋ねたところ、1～2歳は9割以上の保育所等が対象にしている反面、1歳未満、特に6か月未満を対象としている施設は少ない。



さらに、一時預かり事業の対象年齢を、施設類型別、運営主体別、人口階層別、自治体の支援数²別に見ると、1歳未満は小規模保育事業所、事業所内保育事業所での実施が多く、1歳以上については認可保育所・認定こども園での実施が多くなる。

また、各年齢とも、小規模な自治体ほど、また自治体からの支援の取組が多いほど、保育所等では一時預かりの実施が多い傾向がある。

² アンケート自治体票問 12、13 は、保育所等が助言を行う際に自治体がどのような支援を行っているかを尋ねたもので、これらの自治体の取組数を合算し、その自治体に所在する保育所等の回答とクロス集計を行ったものが「保育所等が助言・支援を行う際の自治体の取組数」である。ここでのクロス集計軸は、それらを合算し、取組数ごとに階層化している。

図表 27 類型別の一時預かりの実施施設数

		合計	0歳 (6か月未 満)	0歳 (6か月以 上)	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答
	全体	2359	29.6	63.9	91.4	92.2	82.2	78.5	77.9	3.0
施設種類	認可保育所	1457	25.3	58.6	90.7	91.1	87.0	83.7	83.1	3.4
	認定こども園	711	34.2	71.0	92.7	94.7	87.2	84.1	83.5	1.8
	小規模保育事業所	154	44.8	76.6	94.2	92.9	22.1	11.7	11.7	4.5
	事業所内保育事業所	29	41.4	82.8	89.7	89.7	48.3	37.9	37.9	3.4
運営主体	市区町村	783	20.6	52.1	91.7	91.3	88.8	86.5	86.3	3.2
	社会福祉法人	1183	35.8	72.7	92.6	93.6	86.1	82.4	81.6	2.4
	営利法人	148	31.1	59.5	84.5	84.5	49.3	43.9	42.6	5.4
	その他	243	27.2	61.7	88.9	93.0	63.0	55.1	55.1	4.1
人口階層別	50万人以上	281	18.1	52.7	82.6	83.6	73.3	71.9	71.5	7.5
	10万人以上	907	32.7	67.6	93.7	95.0	81.3	77.1	76.1	2.5
	10万人未満	1169	29.9	63.8	91.8	92.1	85.1	81.2	80.9	2.3
保育所等が助言・支援を 行う際の自治体の支援の 取組数	0	46	17.4	60.9	89.1	89.1	69.6	63.0	65.2	4.3
	1～3	898	33.4	69.3	92.3	93.1	84.2	80.6	80.1	3.1
	4以上	915	26.3	58.7	89.0	90.2	81.1	76.8	76.3	3.5

2) 一時預かりの定員

一時預かり事業の定員を年齢別に見ると、どの年齢も2名未満となっている。特に0歳児は定員が少なく、(3)3)の自由回答に見たように、一時預かりを利用したくても定員に空きがなく利用できないという実態がうかがえる。

図表 28 一時預かりの定員

年齢	平均(人)
全体	5.96
0歳	1.21
1歳	1.63
2歳	1.74
3歳	1.59
4歳	1.70
5歳	1.69

3) 一時預かり事業の延べ利用児童数

一時預かり事業の延べ利用児童数について、利用の理由(非定型的保育サービス³、緊急保育サービス、私的理由による保育サービス)ごとに尋ねた。平均で利用数が多いのは、いずれの理由でも1～2歳だが、最大値でみると、非定型的保育サービスでの利用は子どもの年齢が上がるほど多く、緊急保育サービスと私的理由による保育サービスでの利用は低年齢児の方が多い。

³ 非定型的保育サービスとは、保護者のパートタイムでの就労等によって家庭での保育が難しい子どもを預かる場合を指す。

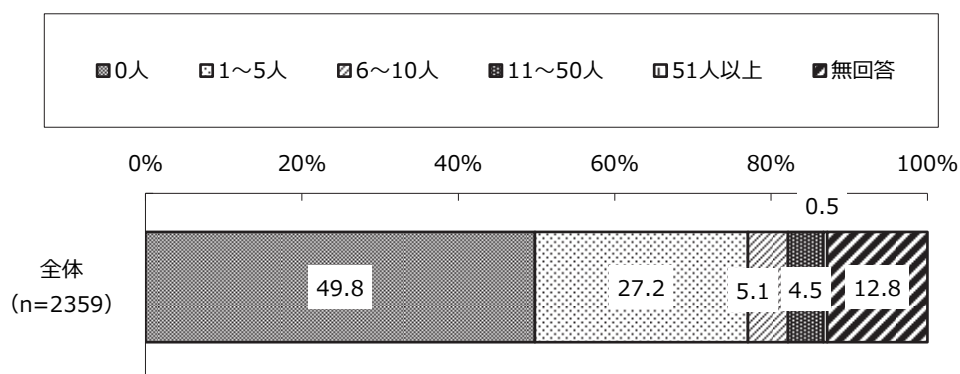
図表 29 一時預かりの延べ利用児童数

平均				
	全体	非定型的	緊急保育サービス	私的理由
0歳（6か月未満）	4.08	3.17	0.36	3.27
0歳（6か月以上）	33.63	30.74	6.79	24.06
1歳	77.78	64.33	16.79	49.41
2歳	73.20	61.43	16.36	47.34
3歳	23.20	24.05	4.16	13.87
4歳	12.97	14.45	2.44	6.84
5歳	12.13	14.50	1.59	6.44
最大				
	全体	非定型的	緊急保育サービス	私的理由
0歳（6か月未満）	600	149	30	192
0歳（6か月以上）	636	436	456	378
1歳	2,552	1,105	748	2,089
2歳	1,900	905	873	1,900
3歳	2,852	2,620	220	447
4歳	2,937	2,479	320	362
5歳	3,340	3,200	139	1,059

4) 毎週1回以上利用する実利用児童数

毎週1回以上、定期的に利用する子どもの実数は、およそ半数の施設で0人となっている。また、1～5人と答えた割合は27.2%に及ぶ。

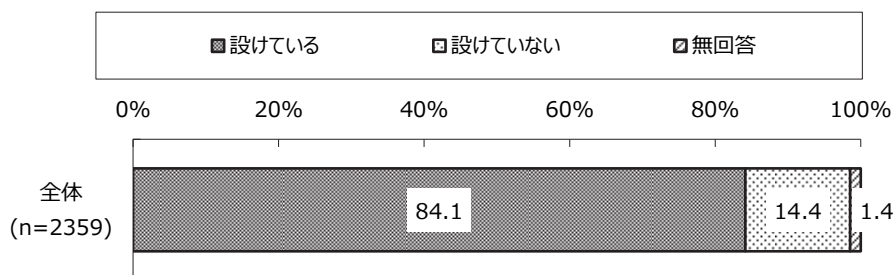
図表 30 毎週1回以上利用する実利用児童数



5) 職員会議等での共有

要支援家庭等の子どもへの接し方について職員会議等で共有する機会を設けているか尋ねたところ、8割以上の保育所等が機会を設けていた。

図表 31 職員会議等での共有

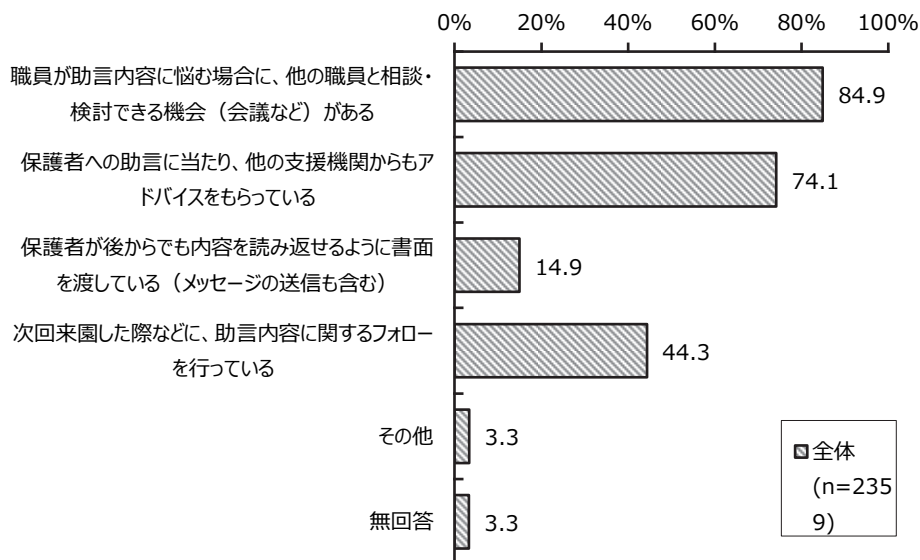


6) 助言をより充実させるための取組

要支援家庭等の保護者への子育てに関する助言をより充実させるための取組について尋ねた。多くの施設では、職員が助言内容に悩む場合にほかの職員と相談できる機会を設ける、あるいはほかの支援機関からのアドバイスを受けている。

その他の回答の中には助言の際に複数の保育士が関わる（面談時の同席等）、支援ケースファイルの作成、ICT ツールを用いた情報共有等の方法も見られる。

図表 32 子育てに関する助言をより充実させるための取組

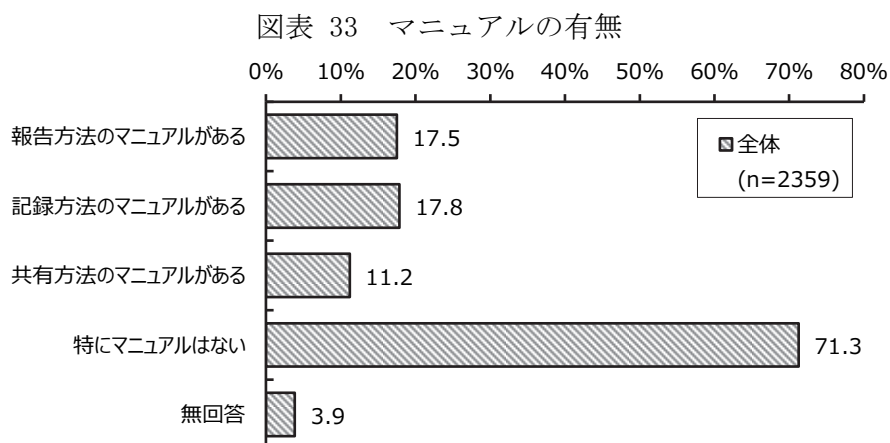


「その他」の自由回答抜粋

- ・ 要支援家庭等を把握できていない、要支援家庭等はない
- ・ 保護者との面談等に管理職を含めた複数の保育者が参加する（担任保育士の負荷軽減、助言、トラブル防止のため）
- ・ 保健所、自治体、児童相談所等の関係機関と連携する
- ・ 記録用の専用ノートを作成し、どの職員が対応しても全員で内容を確認できるように記録を残している
- ・ 自治体の子育て支援課（見守り課）につなぎ職員同席の上で保育相談を受けてもらう
- ・ 子育て支援チームがフォローできるようにしている
- ・ 臨床心理士が開放保育等に参加し、専門的な立場からの助言、相談を受ける
- ・ 毎月、個別のカリキュラムを作成し反省評価を職員間で会議の際に共有している
- ・ 職員共有ツールで情報共有している

7) マニュアルの有無

要支援家庭等の保護者に対して行った助言の内容について、報告（いつ、だれに報告するか等）・記録（どの書類・電子ファイルにどういった項目を記載するか等）・共有（どの範囲の職員と共有するか等）するためのマニュアルがあるか尋ねたところ、こうした決まり事はないとの回答が約7割となった。

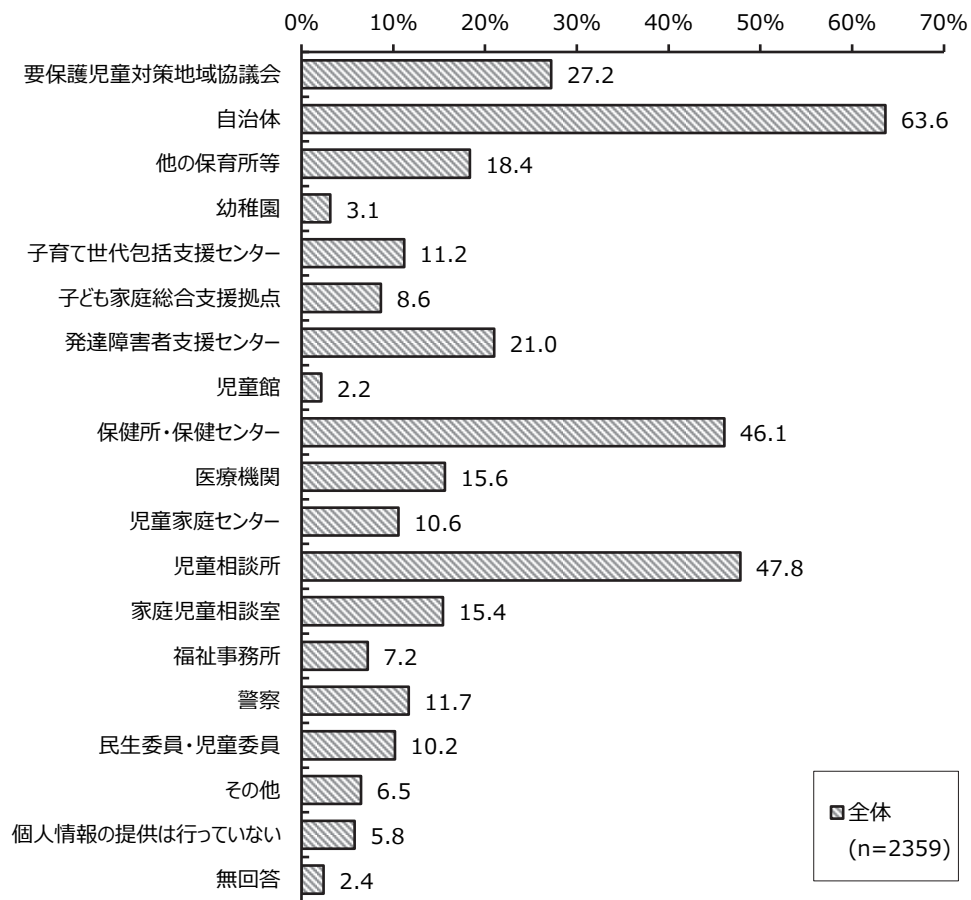


(6) 外部機関との連携

1) 個人情報を含む情報提供を行ったことのある機関

要支援家庭等への支援を行うために個人情報を含む情報提供を行ったことのある機関を複数回答で尋ねたところ、自治体、保健所・保健センター、児童相談所が多く、公的機関への連携が重視されている。

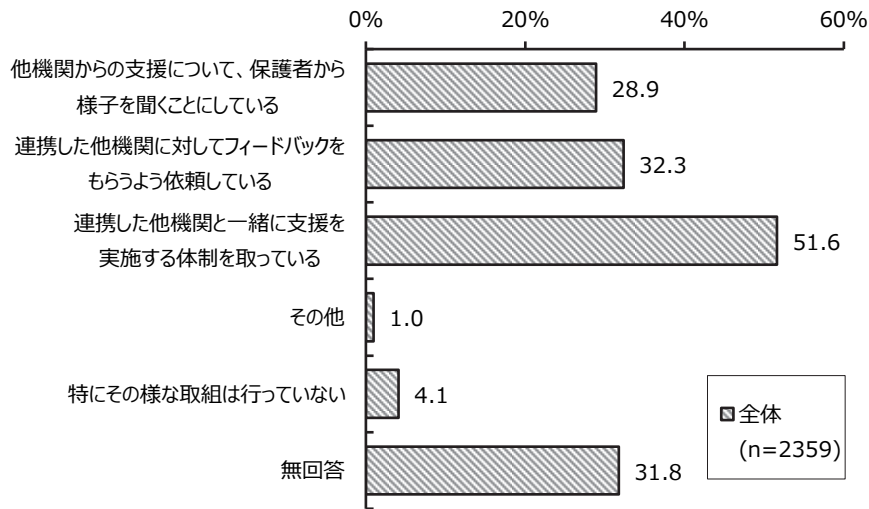
図表 34 個人情報を含む情報提供を行ったことのある機関



2) 連携を行った後の取組

外部機関に個人情報を伴う情報提供を行った後に、保育所等がどのような取組を行っているかについては、連携後もこれらの機関と協働して支援する体制がとられているとの回答が半数近くに上る。しかし、その他の自由回答からは、連携先の機関からのフィードバックが受けられないとの回答も見られ、外部機関との情報共有の難しさもうかがえる。

図表 35 連携を行った後の取組



「その他」の自由回答抜粋

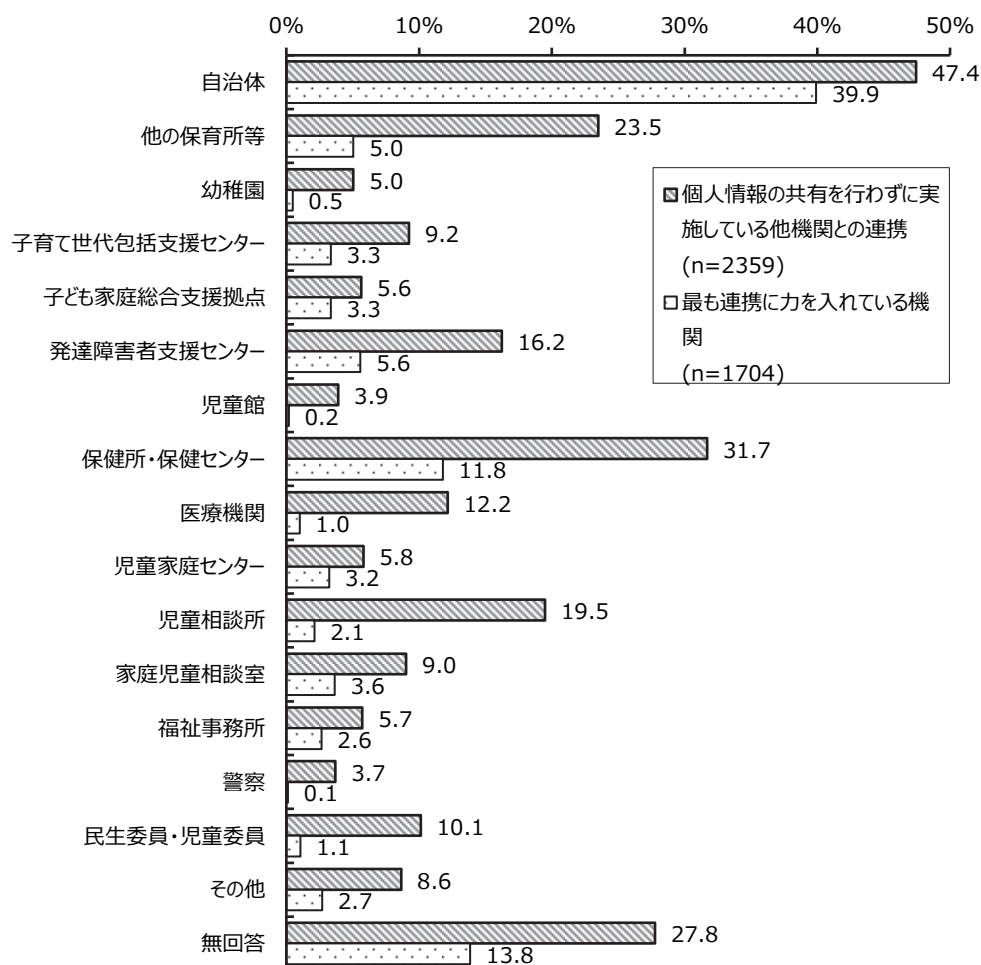
- ・ 保育所等での子の様子、親の姿を共有してフォローしている
- ・ 保護者の許可をもらい、資格のある発達支援センターの職員に園での発達検査を依頼。保護者や園長および担任が立ち合いのもと、発達検査を行い支援方法のアドバイスを受ける。
- ・ 区に確認したところフィードバックはできないとの回答だった。
- ・ 自治体に依頼しても返答がないので、こちらから連絡し、現状等をきいている
- ・ 情報を共有するがフィードバックがない場合が多いので、こちらから連絡を入れるようにしている
- ・ 知りえた情報に関しては極秘となっているため、保護者本人には言わずに、対応している。

3) 個人情報の共有を含まない外部の連携先

個人情報の共有を伴わずに外部機関と連携する際も、最も多く、また重視されている連携先は自治体との結果になった。また、自由回答からは、外部機関との連携の際に個人情報を伴わないことはないという回答も見られた。

その他の連携先としては就学先の学校・教育委員会等のほか、法人本部という回答もある。

図表 36 個人情報の共有を行わずに実施している他機関との連携



「その他」の自由回答抜粋

- 個人情報を伴わない連携をしていない
 - ・ 他機関とは概ね個人情報を共有して連携をとっている
 - ・ 個人情報の共有を行っている機関のみ連携をしている
 - ・ 要支援家庭等の場合は情報共有は必須であると思う
- その他の施設
 - ・ 療育施設、特別支援学校
 - ・ 小学校、教育委員会
 - ・ 法人本部（園長会等も含む）
 - ・ 発達相談センター、発達支援事業所
 - ・ 地域の子育て支援センター
 - ・ 特別支援教育コーディネーター

以上、保育所等に対して実施したアンケート調査の結果を見てきた。なお、アンケート調査票の問 26、27 については、図表 2 の支援プロセスをまたがって要支援家庭等への支援全体に関わる設問であるため、第 3 章にて検討する。

2. 市区町村アンケート調査

自治体に対するアンケート調査では、回答した自治体の属性および図表 2 支援プロセスに沿った質問項目計 17 問を尋ねた。回答者は、各自治体の保育所等を所管する課室の管理職である。

なお、図表 2 支援プロセス④「保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施」については、実施するのは保育所等であるため、自治体では設問上設定しておらず、図表 2 支援プロセス③「支援の必要性の気づき」と合わせて、保育所等が支援の必要性に気づいた際にどのような支援を自治体として行っているかという設問カテゴリとして「保育所等における支援の促進」としている。

また、図表 2 支援プロセス⑤の「外部機関との連携」にあたる設問では、本事業で想定する自治体との連携先としては庁内の他部署や学校・警察等の公的機関に限られるため、こうした公的機関間の連携を想定している。

(1) 回答した自治体の基礎情報

1) 自治体内の保育所等施設数

回答した自治体内の保育所等の施設数とそのうち一時預かり事業を実施している施設数の平均を見ると、図表 37 のとおりである。回答した自治体内には、公立と私立を併せておおむね 30 強の保育施設があり、うち 10 強の施設で一時預かり事業を実施していることになる。

一時預かり事業を実施している施設数は公立、私立ともに認可保育所が多いが、実施している割合では認可保育所より認定こども園のほうが多い。

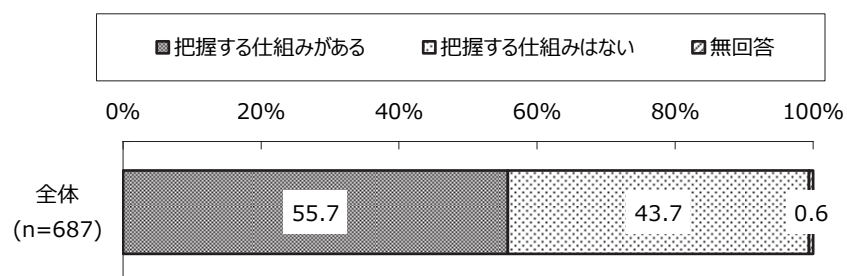
図表 37 自治体内の保育所等施設数（平均）

施設類型	公立			私立		
	全施設数	一時預かり 実施施設数	一時預かり 実施割合	全施設数	一時預かり 実施施設数	一時預かり 実施割合
認可保育所	5.41	2.18	40.4%	13.48	5.00	37.1%
認定こども園	1.08	0.71	65.8%	5.99	3.64	60.7%
小規模保育事業所	0.10	0.03	34.6%	5.61	0.88	15.7%
事業所内保育事業所	0.02	0.00	0.0%	1.10	0.21	19.4%
合計	6.62	2.93		26.18	9.74	

2) 未就園児家庭の連絡先把握の有無

自治体内で、未就園児のいる家庭の所在や連絡先を把握する仕組み（母子保健担当等から情報提供を受ける等）があるかを尋ねたところ、半数強が把握する仕組みがあると回答した。

図表 38 未就園児家庭の住所や連絡先を把握する仕組みの有無



(2) 来所のきっかけ作り

1) 実施している事業・取組および来所のきっかけとしての効果

来所のきっかけとなりうる事業・取組については、保育所等と同様に、「地域子育て支援拠点事業」は非常に多く実施されており、効果的とする回答も比較的多くなっている。

一方で、実施数は少ないが実施している自治体では取組の効果が感じられている事業として「未就園児家庭訪問事業」「保育所等を紹介するイベントの開催」「マイ保育園制度」等、自治体側から未就園児家庭に働きかけて保育所等とのつながりを作るものが多い。

図表 39 実施している事業・取組とその効果

↓来所のきっかけとしての効果が「とても効果的」または「効果的」の合計が60%以上の取組のうち、「実施している」が50%以上のものは○、50%未満のものは●

		来所のきっかけとなる事業・取組の実施の有無 (n=687)						来所のきっかけとなる事業・取組の効果 (n=各取組の「実施している」回答数)					
		実施している		実施していない		無回答		とても効果的(%)	効果的(%)	どちらともいえない(%)	あまり効果はない(%)	効果はない(%)	無回答(%)
		数値	%	数値	%	数値	%						
自治体から働きかける事業・取組	乳幼児健康診査	法令により全市区町村で実施						4.4	18.2	13.7	2.5	1.2	60.1
	乳児家庭全戸訪問事業	651	94.8	19	2.8	17	2.5	12.1	41.2	33.8	6.6	3.8	2.5
	養育支援訪問事業	512	74.5	138	20.1	37	5.4	9.4	42.8	35.4	7.0	3.7	1.8
	●未就園児家庭訪問事業などの管内の子育て家庭への訪問	200	29.1	416	60.6	71	10.3	8.0	54.0	27.5	4.5	1.5	4.5
保護者が希望する事業・要に組んで	○地域子育て支援拠点事業	628	91.4	38	5.5	21	3.1	25.8	51.3	16.4	1.9	1.6	3.0
	○利用者支援事業	552	80.3	106	15.4	29	4.2	14.1	52.9	25.4	3.1	2.5	2.0
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	500	72.8	154	22.4	33	4.8	6.4	25.2	43.8	12.6	9.2	2.8
	母子保健部門が実施する親子教室など	478	69.6	166	24.2	43	6.3	8.6	44.6	35.8	3.8	3.1	4.2
	子育て短期支援事業	405	59.0	227	33.0	55	8.0	5.2	17.0	46.2	17.0	11.4	3.2
	○子育て相談会の開催	354	51.5	273	39.7	60	8.7	13.6	51.4	25.7	4.2	2.0	3.1
	子育て世帯交流イベントの開催	335	48.8	285	41.5	67	9.8	10.4	46.6	30.4	4.2	3.0	5.4
	●管内の保育所等を紹介するイベントの開催	111	16.2	492	71.6	84	12.2	24.3	60.4	10.8	0.0	0.0	4.5
	●地域の保育所等がかかりつけの相談窓口として登録する取組 (マイ保育園制度)	28	4.1	575	83.7	84	12.2	14.3	60.7	17.9	0.0	0.0	7.1
	●その他	36	5.2	306	44.5	345	50.2	27.8	38.9	13.9	2.8	2.8	13.9

2) 事業・取組の周知方法

来所のきっかけとなりうる事業・取組の周知方法については、対面の際の口頭またはチラシ等の紙媒体を渡すことによる周知が多くなっている。

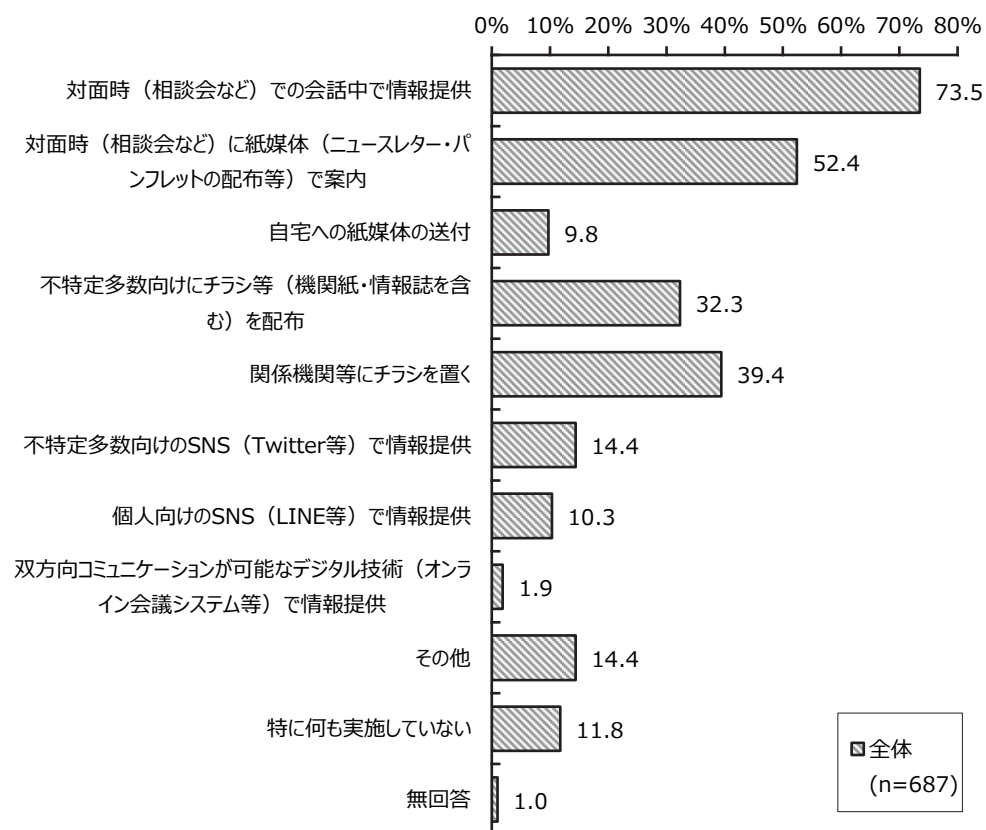
「関係機関等にチラシを置く」と答えた場合の具体的な機関については、子育て支援センター、保健所・保健センター、自治体の関係課（福祉課、入園事務担当課等）が挙げられていた。

また、「その他」では、子育て家庭に情報を届ける自治体のメールサービスとの

回答が複数見られた。

「特に何も実施していない」という回答も1割強あった。

図表 40 周知方法



(3) 継続的な来所の促進

1) 一時預かり事業の制限

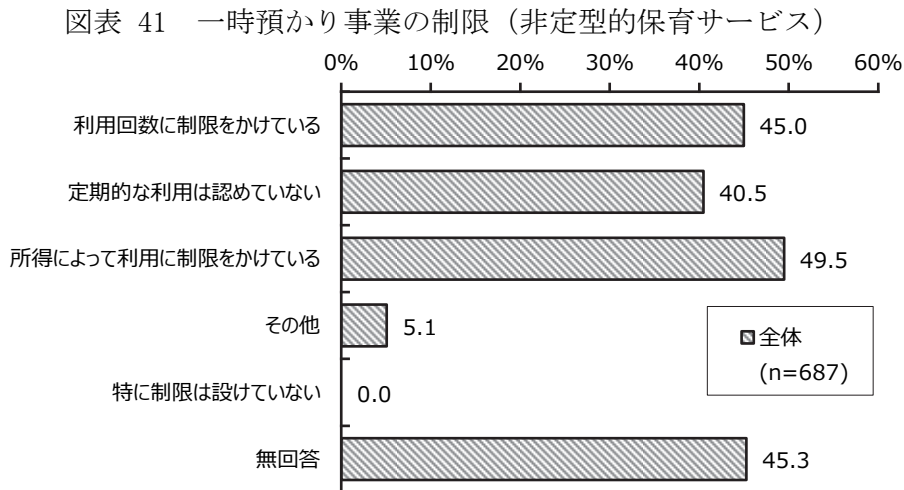
一時預かり事業の利用制限について、利用の理由別に尋ねた。

非定型的保育サービス⁴での利用については、利用回数の制限、定期的な利用の制限、所得による制限のいずれも半数弱の自治体で行われており、特に制限は設けていないとの回答はなかった。

緊急保育サービスでの利用については、「特に制限は設けていない」または無回答で9割以上を占め、その性質上、基本的に制限はないものと考えられる。

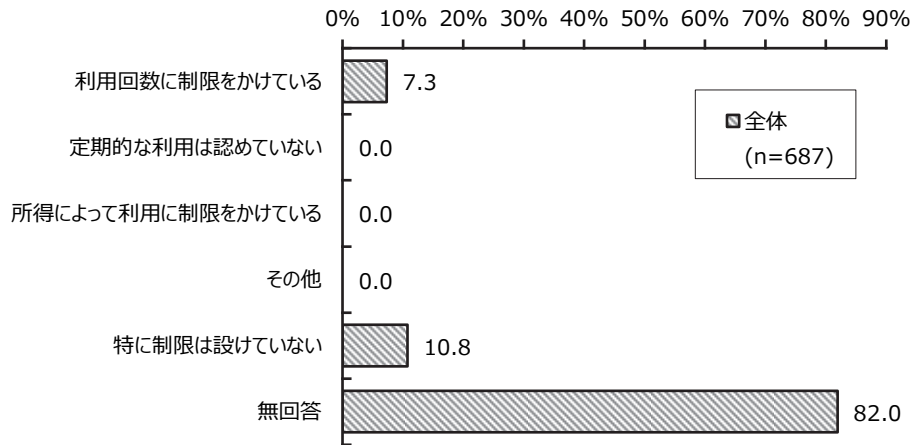
私的理由による保育サービスについては、所得による制限がやや多い回答となった。

「その他」では、一日の利用時間の制限、当該児童が自治体内に住所登録があること、親が就労しているもの子どもが保育所等に入所できなかった場合に限り、等の要件が見られた。また、利用の理由によらず、これらの制限は公立施設にのみ適用され、私立施設では独自の制限があるという旨の回答も複数見られた。

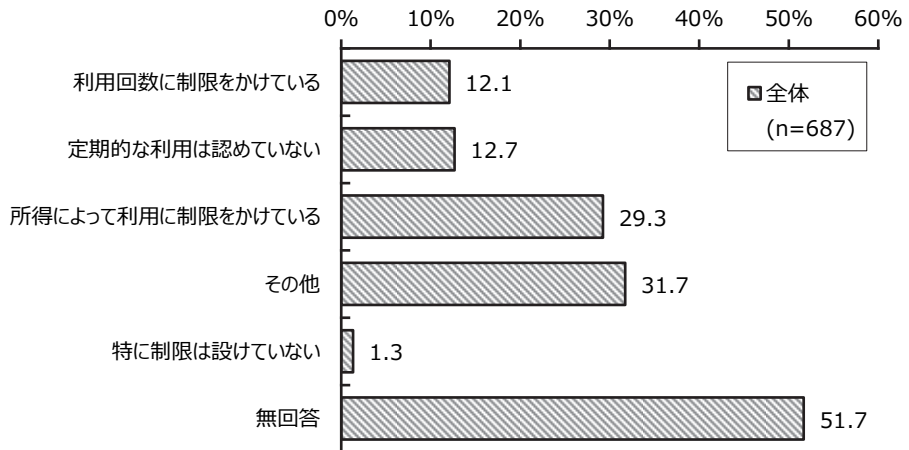


⁴ 非定型的保育サービスとは、保護者のパートタイムでの就労等によって家庭での保育が難しい子どもを預かる場合を指す。

図表 42 一時預かり事業の制限（緊急保育サービス）



図表 43 一時預かり事業の制限（私的理由による保育サービス）



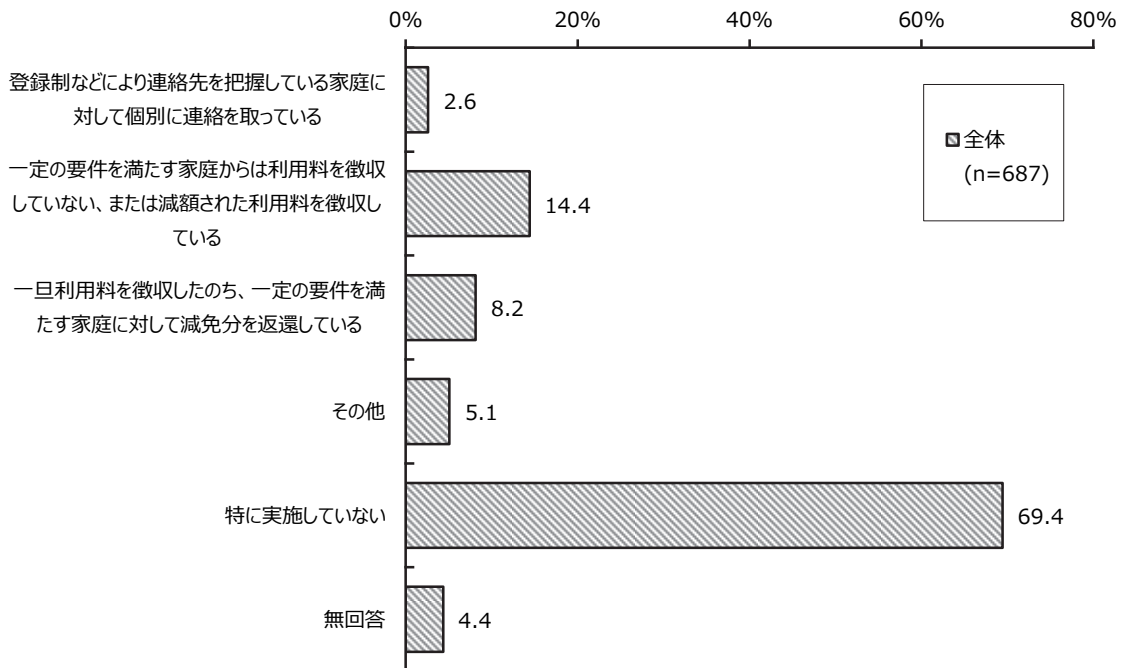
2) 利用促進のための取組

未就園児の家庭の一時預かり事業の継続的な利用を促進するために実施している取組について尋ねたところ、約7割は特に何も実施していないとの回答であった。実施している場合では、利用料の減免がやや多い。

「その他」では、定額の一時預かり事業利用券の配布や、保育無償化に該当する際の案内を行う等の回答があった。

ただし、こうした利用促進の取組は、あくまでも一時預かりを通じて未就園児家庭が孤立しないよう保育所等や地域と接点を持つことを促すために必要なものであり、望ましいのは一時預かりの利用を継続し続けることではなく、支援の必要性があれば対応できる状態にすることである。

図表 44 一時預かり事業の継続的な利用の促進のために実施している取組

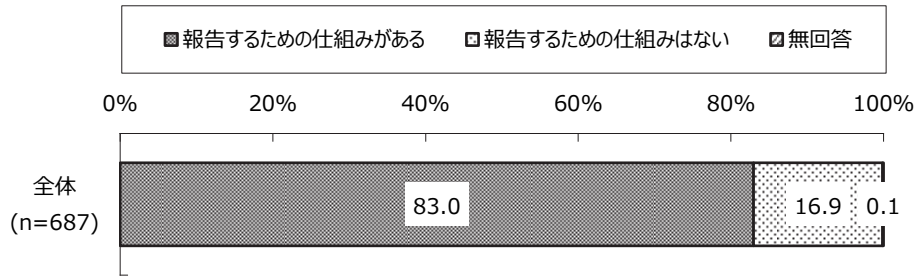


(4) 保育所等における支援の促進

1) 保育所等が把握した要支援家庭等を報告する仕組み

保育所等が要支援家庭等に気づいた際に所管する自治体へ報告する仕組みがあるか尋ねたところ、83%が「ある」と回答した。

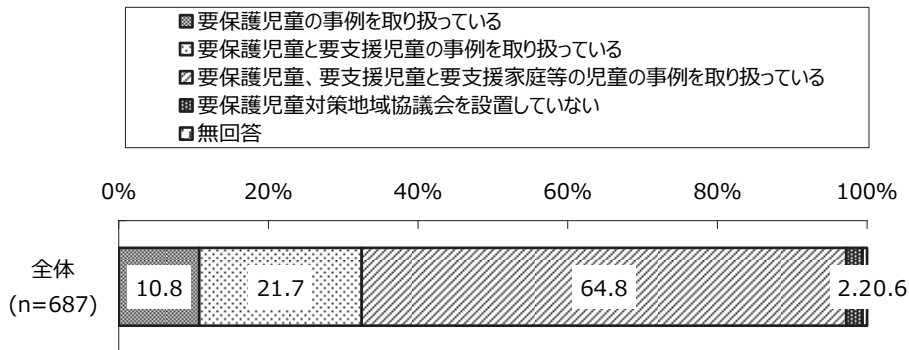
図表 45 保育所等が把握した要支援家庭等を報告する仕組み



2) 要保護児童対策地域協議会が扱っている子どもの範囲

要保護児童対策地域協議会で扱われる子どもの事例の範囲について尋ねたところ、64.8%の自治体では要支援家庭等までが対象として扱われている。

図表 46 要保護児童対策地域協議会が扱っている子どもの範囲

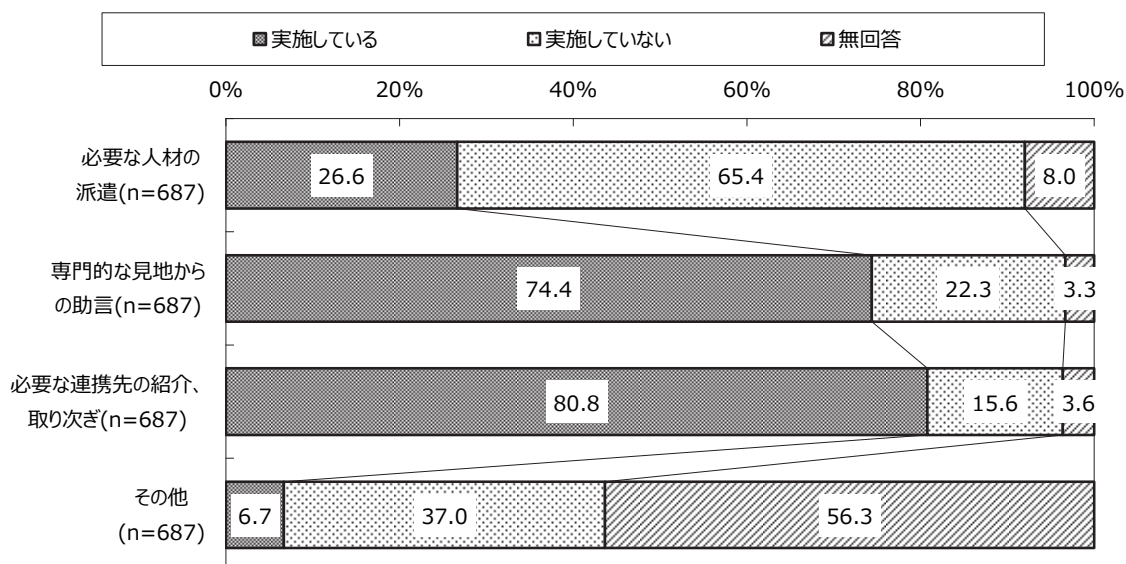


3) 保育所等に対して実施している支援の内容

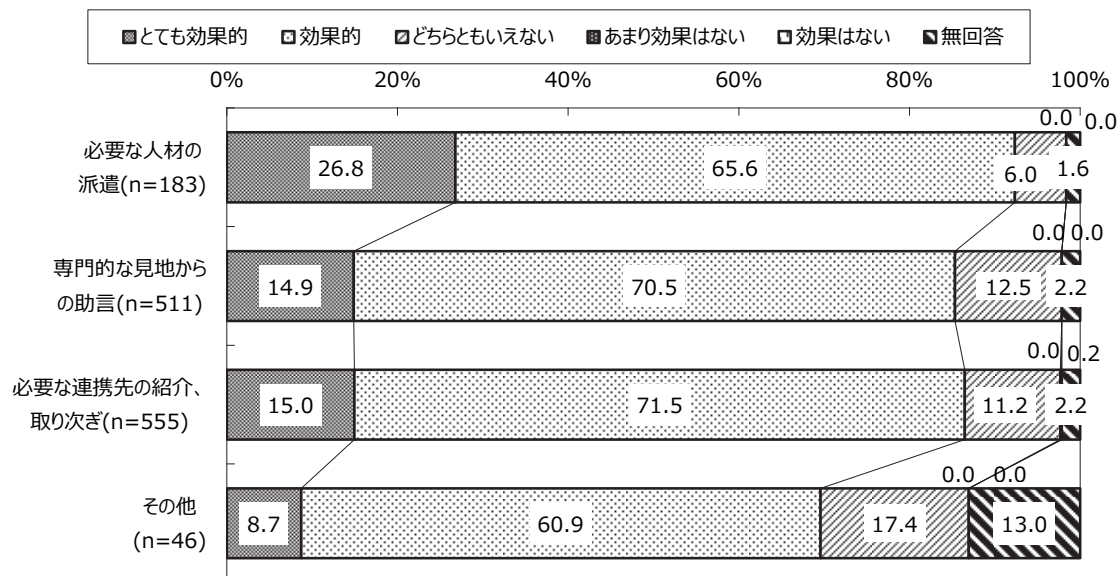
要支援家庭等への対応に苦慮している保育所等を支援するため自治体として実施していることを尋ねた。必要な連携先の紹介・取次、専門的な見地からの助言は8割前後の自治体で実施されている。一方で、必要な人材を派遣するという積極的な措置を実施しているのは26.6%にとどまるが、その効果はほかよりも高い。

また、「その他」では、要支援家庭等への支援の必要がある都度、個別のケース会議を行い、そこに保育所等も参画する（要保護児童対策地域協議会の場を活用する場合もあり）、自治体から要支援家庭等へ個別に訪問や聞き取りをする、という回答もあった。

図表 47 保育所等に対して実施している支援の内容



図表 48 保育所等に対して実施している支援の効果



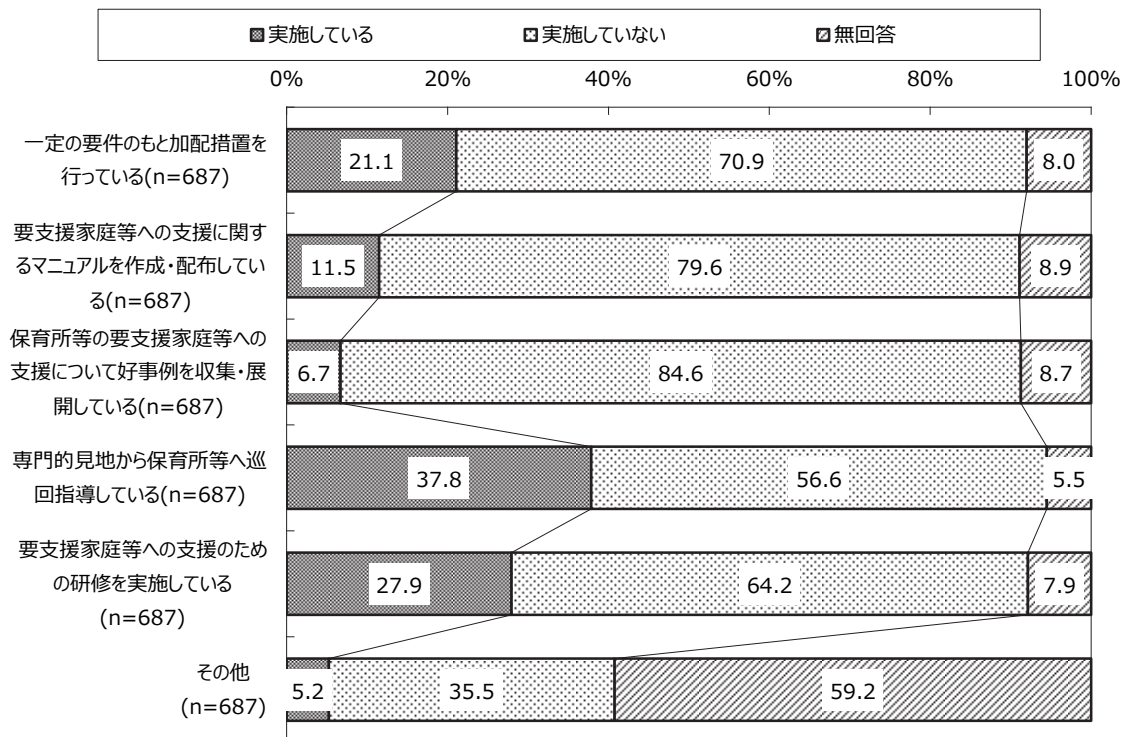
4) 支援の促進のための取組

3) の取組のほかに、日ごろから保育所等における要支援家庭等への支援を促進するために実施している取組の有無とその効果を尋ねた。

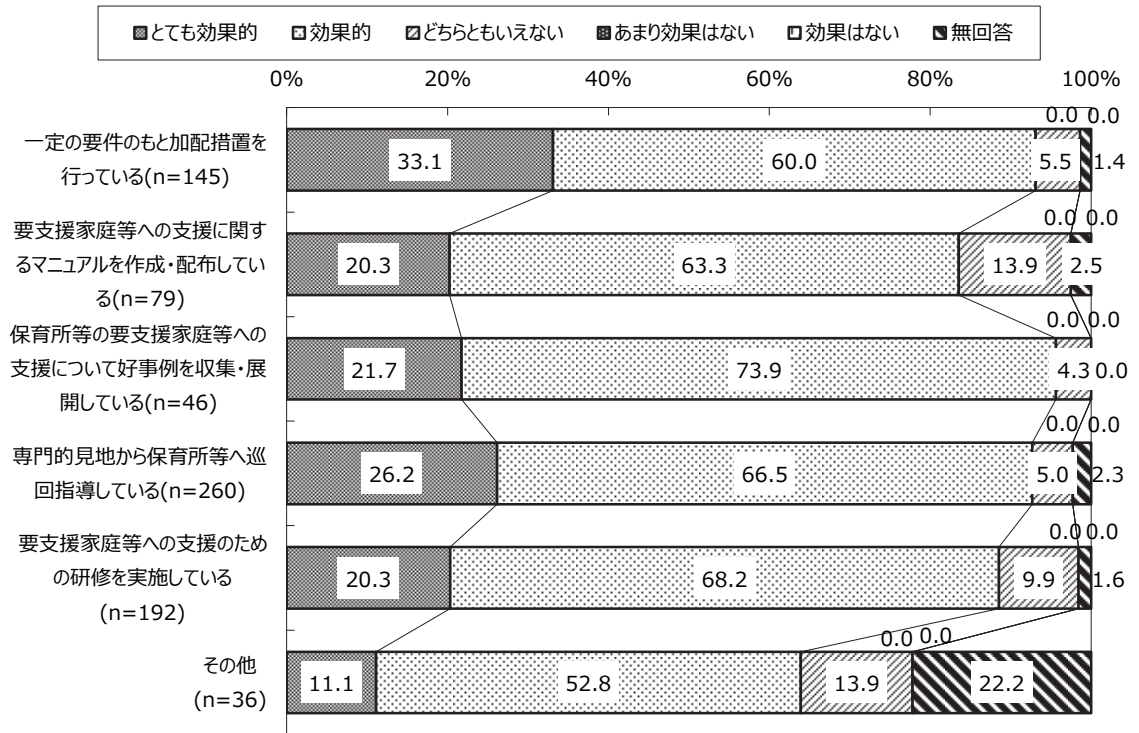
「専門的見地から保育所等へ巡回指導をしている」「要支援家庭等への支援のための研修を実施している」との回答の割合が比較的高く、効果も高いと感じられている。

「支援に関するマニュアルを作成・配布している」「支援の好事例を収集・展開している」という保育所等への取組の共有に関しては実施が少ないが、実施している施設では効果が感じられている。

図表 49 支援の促進のための取組



図表 50 支援の促進のための取組の効果



(5) 他の組織との連携

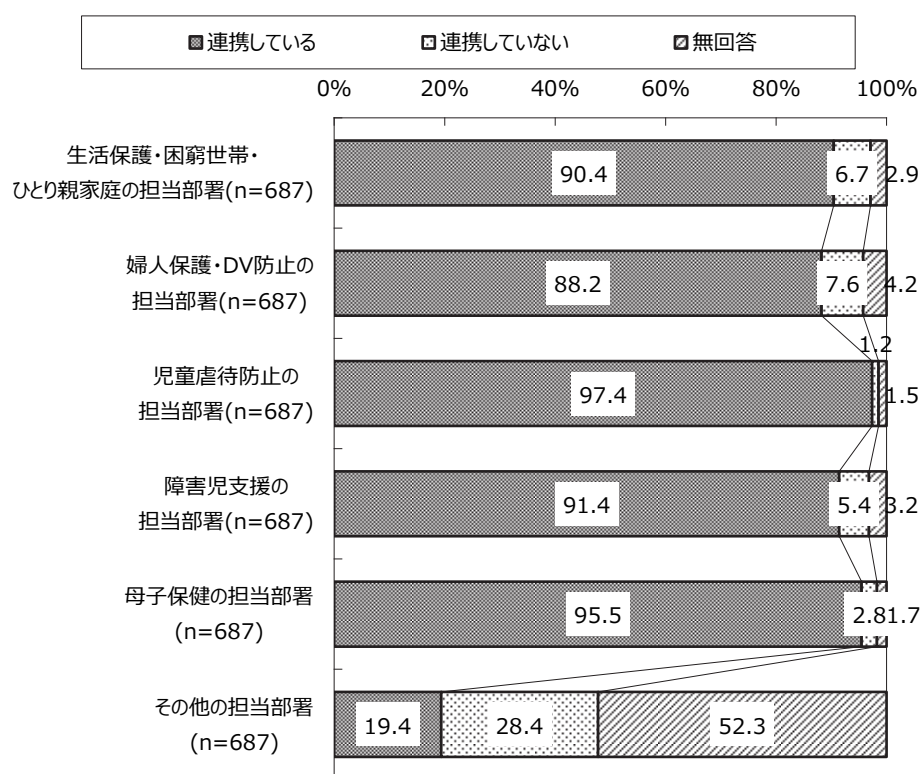
1) 自治体内で連携している部署

要支援家庭等への支援にあたって連携している自治体内の他の担当部署について尋ねたところ、生活困窮世帯支援、婦人保護、児童虐待防止、障害者支援、母子保健のいずれの担当部署とも9割前後の自治体で連携が行われているとの回答だった。「その他」では、学校や教育委員会等が目立つ。

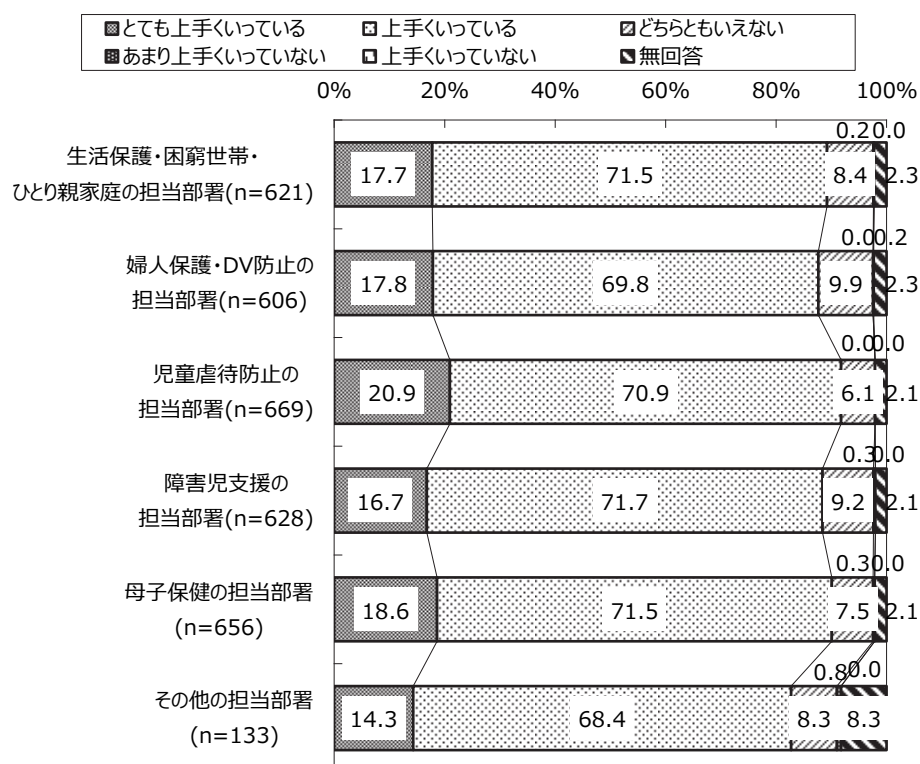
連携の効果としては児童虐待防止の担当部署との連携がやや高いが、約9割の自治体が「とても上手くいっている」または「上手くいっている」と回答している。

自治体内部での連携は、後述するように公立の保育所等も含めて非常に活発である。

図表 51 自治体内で連携している部署



図表 52 自治体内の連携先ごとの効果



3. 保育所等ヒアリング調査

(1) ヒアリング実施概要

事業検討委員会の委員から推薦を頂いた保育所等およびアンケート調査に回答した保育所等の中から施設を選定し、ヒアリングを実施した。調査の実施概要は図表 53 のとおり。

当初は 10 施設へのヒアリングを予定していたが、同一法人が運営する複数の施設について話を伺うことができたため、最終的には 12 施設についてヒアリングをすることができた。その内訳は、認可保育所が 7 施設、認定こども園が 4 施設、小規模保育事業所が 1 施設となった。公立・私立の別でみると、私立施設が 9 施設、公立施設が 3 施設となった。対象施設一覧は図表 54 のとおり。

図表 53 ヒアリング調査の概要

項目	内容
対象	全国の一時預かり事業を実施する保育所等 10 法人・施設
調査手法	オンライン会議システムを利用した聞き取り調査
実施時期	令和 4 年 12 月～令和 5 年 2 月
ヒアリング項目	<ul style="list-style-type: none">○回答者のプロフィール<ul style="list-style-type: none">・ 役職および職位・ 担当業務○組織概要<ul style="list-style-type: none">・ 公立および私立の別、施設類型、運営主体・ 利用定員・ 職員の実人員数・ 一時預かりの事業類型・ 位置維持預かりの対象年齢、定員○要支援家庭等への支援の具体的な内容<ul style="list-style-type: none">・ 来所のきっかけづくり・ 継続的な来所の促進・ 支援の必要性の気づき・ 保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施・ 外部機関との連携○その他<ul style="list-style-type: none">・ 今後、保育所等に求められる役割についての意見・ 要支援家庭等への支援に必要な人材の能力や専門性・ 自治体に期待する支援、自治体への要望

図表 54 ヒアリング先施設一覧

施設名	公立/ 私立	運営主体	所在地	特徴
A 保育所、B 認定 こども園	私立	社会福祉法人	東京都	保護者の自主的な活動を後押しするニュージーランド発祥の取組、助産師による子育て相談等を実施。
C 保育所、D 認定 こども園	私立	社会福祉法人	京都府	ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援拠点事業等に取り組み、地域に根差した子育て支援を実施。
E 保育所	私立	社会福祉法人	千葉県	一時預かり事業のほか、地域の未就園児家庭向けのイベントを実施。
F 保育所	私立	社会福祉法人	滋賀県	一時保育や親子教室等を開催して、地域の未就園児家庭の支援に積極的。
G 保育所	私立	株式会社	東京都	地域子育て支援拠点事業や子育て相談会等地域に開いた事業運営。
H 保育所	公立	自治体	神奈川県	毎平日園庭開放を実施し、地域に対して開いた運営。 一時預かり、育児支援、園庭開放等の専任スタッフを配置。
I 保育所	公立	自治体	福岡県	6 か月未満児から一時預かりを実施しており利用数も多い。 要支援家庭等への働きかけ・職員間の情報共有に積極的。
J 認定こども園	私立	社会福祉法人	東京都	放課後児童健全育成事業や地域活動事業等、地域福祉の観点から幅広い活動を実施。他機関と連携して発達支援、要支援家庭等への働きかけを行っている。
K 認定こども園	公立	自治体	鳥取県	6 か月未満児から一時預かりを実施しており利用数も多い。
L 小規模保育事業所	私立	社会福祉法人	静岡県	6 か月以上児から一時預かりを実施しており利用数も多い。

(2) ヒアリング結果概要

各施設のヒアリング結果を図表 2 の支援プロセスおよびその他に分類して一覧化した。その内容は図表 55 から図表 60 までのとおり。施設ごとのヒアリング概要は P.63 以降に記載している。

なお、ヒアリング調査では、調査対象施設の利用者の家庭環境等を含めて聴取した。そのため、調査対象施設の利用者のプライバシー保護の観点から、施設名は伏せた上で所在地も都道府県単位での掲載にとどめている。

図表 55 ヒアリング結果（①来所のきっかけ作り）

施設名	取組内容	課題や対応策
A 保育所、B 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> • 保育所や保護者作成のチラシ等で子育て広場の情報発信 • 保護者たちが運営するニュージャーランド発祥の幼児教育の場 • 助産師による相談受付 	<ul style="list-style-type: none"> • 自治体との連携不足。<u>子育て家庭がまず訪れるのは児童館・子育て広場</u>なので、そういった場での周知ができないと家庭にアプローチできない。関係課と連携して地域に広く周知したい。
C 保育所、D 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> • SNS やメールでの相談対応、園開放、<u>子ども食堂</u>（昨年年度、子ども食堂は220日実施。） • 保護者に園を「いつでも行ける・相談できる場所」として認識してもらおうべく活動。 	<ul style="list-style-type: none"> • 情報発信に熱心な職員が自治体にいれば協働したいと思うが、自治体のサイトは閲覧数が少ない傾向にあり、あまり期待できない。
E 保育所	<ul style="list-style-type: none"> • <u>子育て広場と連携</u>し、園の活動のパンフレットを妊産婦に配布。親は園での食事にも関心高く、給食メニューも紹介 	
F 保育所	<ul style="list-style-type: none"> • 一時預かりのパンフレットを役所で配布するほか、ポスターを保健センターに掲載。 • <u>親子教室を月2回実施</u>。散歩、クッキング活動、運動会等。 • 健診で保健師が施設の資料を手渡ししている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現状アウトリーチ支援はできていない。<u>家に引きこもっている親にどう情報を届け、育児不安を解消していくかが課題。</u>
G 保育所	<ul style="list-style-type: none"> • HP での案内以外に、<u>育児相談会や保育体験会（地域子育て支援拠点事業）</u>を実施。 • 在園児の散歩で公園に行った際に見かけた未就園児の保護者に資料を渡して話を聞く等している。 	<ul style="list-style-type: none"> • アウトリーチは今後の課題。<u>子育て広場等にも顔を出さない家庭は園として捕捉できず、情報を伝える術がない。</u>

施設名	取組内容	課題や対応策
H保育所	<ul style="list-style-type: none"> • <u>自治体の乳児相談</u>をきっかけに来所する方もいる。 • 平日は毎日 10 時～15 時で園庭開放している。毎日約 10 組程度が来所する。 	<ul style="list-style-type: none"> • アウトリーチについては、育児支援専任のスタッフが配置されており、出前保育等も実施している。 • 園庭開放も担当のスタッフを配置し、保護者の話を聞き出している。
I 保育所	<ul style="list-style-type: none"> • 市内 4 つの公立保育所で<u>保育交流を実施</u>（1 回に 6 ～10 組が利用）。未就園児が該当する年齢のクラスに混ざって 1 時間ほど体験する。保護者にとっては子どもを遊ばせながら話を聞く<u>サロンのようになっている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>園とつながりを持っていない未就園児家庭へのアプローチは課題。</u>
J 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> • 認定こども園以外に<u>児童館、放課後児童クラブを併設</u>、都道府県の施設として養護施設を運営し、法人全体として相談機能を重視している。 • <u>自治体の事業</u>（子育てのサポートを受けたい園を事前に登録し、相談したいときに園を訪問してサポートを受けられる制度）に参加。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現在、新型コロナウイルスの影響で、左記の事業は休止中。地域の子育て家庭のニーズを把握しにくくなっている。
K 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> • <u>地域の保健師や子ども家庭支援センターが中心</u>になっており、子どもが入園する際には連携を取っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の調査に対応するまでは「来所のきっかけ作り」を保育所等の役割として重視していなかった。
L 小規模保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> • 事業所の隣に<u>園庭を使った乳幼児の遊び場を設けており、毎週火・水・金・土曜の 10～12 時に開放</u>している。予約も不要で、ここから一時預かりにつながるケースも多い。平均で一日 3 組ほどが利用している。 	<ul style="list-style-type: none"> • コロナ禍で乳幼児の遊び場の利用を予約制にしていた。最近予約制を撤廃したが、回覧板等の広報ができていなかったのも、コロナ前と比べて利用者が少ない。

図表 56 ヒアリング結果 (②継続的な来所の促進)

施設名	取組内容	課題や対応策
A 保育所、B 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 週 1、2 回の利用枠を通常で契約。毎年 15 家庭ほど担当。 リフレッシュ目的の一時預かりは一日の定員が 5 人。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>リフレッシュ目的の一時預かりは予約がすぐ埋まるため、特定の人に来所を促すことが難しい。</u> 子育て広場で相談を受けていた保護者が、話の中で悩みが解決された様に見え、その後の来所が途絶えてしまった。
C 保育所、D 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 保育士が保護者の話を聞く際は、<u>カウンセリングマインドに基づいて、保護者の思いを丁寧に受け入れるスタンス。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 法人で実施しているカウンセリングセミナーを園内研修や保護者向けの研修でも行い、カウンセリングマインドを浸透させている。
E 保育所	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との関係性を構築する過程で育児不安を把握し、利用回数の増加を働きかけている。 <u>リフレッシュ目的の一時預かりを勧める内容を HP で発信。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かりの利用者は就労理由と申告する方がほとんど。まだリフレッシュ目的での利用に対する罪悪感を払拭できていない。
F 保育所	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かりの利用で接点ができた家庭はそのまま入園する事例が多い。ほかの園に入園する場合も情報を渡している。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かりの利用が途絶えた家庭のフォローまででは難しい。 <u>リフレッシュ目的の一時預かりの利用に罪悪感を感ずる保護者も多い。</u>
G 保育所	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年度から一時預かりを実施。<u>少しずつリフレッシュ目的での利用が浸透している。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 在園児、未就園児問わず、<u>保育所等に預けている時間を保護者にとって上手く使ってくれるようメッセージを発信。</u>
H 保育所	<ul style="list-style-type: none"> 平日は毎日 10 時～15 時で園庭開放している。毎日約 10 組は来所する。<u>定期的に来る人が多い。</u> 一時預かりの定員は一日 8 名。リフレッシュ目的も多数。 	<ul style="list-style-type: none"> 見守りが必要な未就園児家庭には、園の行事への参加を促している。 <u>登録時にリフレッシュ目的について説明</u>しており、利用に罪悪感を覚えている様子は無い。

課題や対応策	
施設名	取組内容
I 保育所	<ul style="list-style-type: none"> 保育交流は同じ親子が繰り返し参加することが多く、そこで保護者同士の繋がりがりもできている。
J 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 今後の園の行事等のプログラムを提示。 <u>個々のタイミミングに合わせた発達相談や離乳食体験会を実施。</u>
K 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> リフレッシュ目的での利用に罪悪感を覚えている保護者もいると思うが、最初からリフレッシュ目的を明言する親もいる。
L 小規模保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> <u>一時預かりのパンフレットに、散髪やカフェでリフレッシュするときにも利用できる旨を明記</u>しており、リフレッシュ目的の利用に罪悪感を与えないように留意している。利用者は一ヶ月に約40名で、半分はリフレッシュ目的。毎月必ず上限の5日間利用する人もいる。
	<ul style="list-style-type: none"> <u>保護者がリフレッシュ目的での一時預かりに遠慮・罪悪感を覚えないように、美容院や銀行に行く等の理由でも使ってよというメッセージを発信</u>している。 現在、新型コロナウイルスの影響で、自治体の事業（子育てのサポートを受けたい園を事前に登録し、相談したいときに園を訪問してサポートを受ける制度）は休止中。
	<ul style="list-style-type: none"> コロナ対策として乳幼児の遊び場に参加した保護者の氏名や連絡先は控えているが、今後も継続するかは未定。 来所が継続しない理由は把握していないが、場所の遠さや子ども昼寝の時間帯に被ってしまう等があると思う。

図表 57 ヒアリング結果 (③支援の必要性の気づき)

施設名	取組内容	課題や対応策
A 保育所、B 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> • <u>登園時刻、子どもの睡眠時間や食事内容、長期休暇期間の子どもの体調、登園時に泣く子どもへの親の対応の様子、等から気になる家庭には声かけを実施</u> • 子育て広場参加者からの相談 • <u>職員間で気づきを共有する会を設定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>保護者と接する機会がより少ない一時預かりでは、気づくのは一層難しい。</u> (在園児でも、児童相談所の連絡で初めて支援の必要性に気づくこともある。) • <u>他施設の利用状況が分かれば要支援が気づきやすい。</u> • 保育所等では入園時に保護者が書いた書類しか情報源が無い。自治体を持つ要支援家庭等の情報が必要。
C 保育所、D 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> • <u>子どもの虫歯、親の自身体験いや健診嫌い、保育料の滞納、必要書類の提出遅れ等が気づききっかけ。</u> • <u>職員の気づきを法人のシステム内のチャットで共有。</u> 写真やコメント、理事長が話す動画も共有。 • お迎えの時間に<u>特定の職員が常駐し</u>、保護者の子どもとの関わり方 (視線等) を確認。 • <u>利用者全員が支援を必要としているという認識。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 職員が子どもや保護者のどういった点を見るべきかという注意のポイントも法人のシステムで共有し、情報や危機感を共有することにより、職員に見るべき観点や考え方を浸透させている。
E 保育所	<ul style="list-style-type: none"> • 保護者から就労以外の一時預かりの利用理由を聞き出そうとしている。 • 支援の必要性の気づきは研修で身に着けることが難しい。新人職員には過去の事例を共有して指導。 	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもが保育所に慣れないと支援の必要性に気づくのは困難。時間を要する。 • <u>一時預かり事業では、利用開始前の保護者との面談でしか子ども情報を得られない。きょうだい児の情報不足している。</u>
F 保育所	<ul style="list-style-type: none"> • <u>経験豊富な保育士がミーティングで気づきを共有。</u> • 子どもの成長発達の理論に関する学習および研究の機会を設けており、保護者も一緒に学ぶ。わが子とよその子の違いを真摯に受け止める保護者が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> • 時間の都合上、ミーティングは在園児の話が中心。未就園児については文章で共有している。 • <u>保護者の言葉が事実ではない</u>、保育料の未払い等により、関係性が切れてしまうこともある。

施設名	取組内容	課題や対応策
G 保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>昼に職員間で15分のミーティングを実施。月一回の職員会議もあるが、日々のミーティングを重視。</u> ・ <u>自治体が要支援家庭等だと認識している家庭を受け入れる際は関係機関を含め15名ほどで引継ぎ。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常、帰宅後の状況や地域の中での家庭の様子までは保育所等だけでは把握できない。<u>様々な機関が多角的に見守らないと難しい。</u>
H 保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>毎日昼に各クラス担任が集まり子どもの様子を共有。毎日実施する方が効果的。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子ども家庭支援センターや児童相談所と、きょうだいの児の情報も含め、迅速に情報を共有している。</u>
I 保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在園児家庭には年1回家庭訪問を実施。子どもの家庭での過ごし方等を確認（コロナ禍で休止中）。 ・ 保護者の危機感、具体的には子どもの怪我への対応については注視し、必要なら家庭訪問をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未就園児は接する機会も限られており、支援の必要性に気づくのは難しい。特に、子どもへの関心が薄い親はそもそも園のイベント等でも来所しないため、一層支援が困難。
J 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>毎日の午睡の時間に各クラスの子ども様子を話し合う機会を設定。特別支援教育コーディネーターを中心に、養育環境や発達が気になる子どもの情報が集約されるようにしている。</u> ・ 事業を長く実施してきた結果、地域と深い関係を築けており、必要な支援内容や連携先の見当をつけることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の事業を利用していた家庭でも保護者との接触は非常に短時間のため、<u>家庭状況の全体像の把握には時間を要した。</u> ・ 自治体による巡回相談の心理相談員と毎月ケースカンファレンスを行い、子どもの理解が深められるようにしている。 ・ 保護者に発達特性を感じる場合もあり、保護者との円滑な関係作りを重視している。
K 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎時の親子の様子は特に注視しており、職員が気づいたらその場で随時対応している。子どもが朝食を食べていない、登園時に子どもが泣く等あればフォローしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親のしんどさに関して支援したくとも親自身がそれを受け入れられないときもある。また、親自身のしんどさに関しては外部連携することはない。相談機会の拡大が難しい。

施設名	取組内容	課題や対応策
L小規模保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> 在園児の場合、送迎時の保護者に育児疲労が見える、子どもに痣がある、昨日と同じ服を着ている、匂う等の情報を、<u>毎日のお昼に行う定例ミーティングで共有している。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの数が多いと家庭まで含めた見守りは難しい。当園ではあえて小規模保育事業所として運営している。

図表 58 ヒアリング結果 (④保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施)

施設名	取組内容	課題や対応策
A 保育所、B 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 0 歳児 (生後 57 日目以降) の一時預かりを市内で唯一実施。 保護者への声かけは原則園長が対応。 保護者との関係悪化を防ぐため、障害に関する助言等は、嘱託医や言語聴覚士等の専門職から伝えることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 親が育休を取れる、突然死等のリスクがある、国からの給付額が子どもとの年齢で変わらない、という理由から 0 歳児の預かりをしない施設が多い。 支援を試みるも転園してしまった家庭があった。 近隣に住む職員も多いため、職員が子どもや保護者を色眼鏡で見ることが避ける必要がある。特にプライバシーに関わる個人情報共有は限定的。 発達障害等が疑われる保護者には支援が必要だが、そうした人々が自ら助けを求めるとは少ない。
C 保育所、D 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 1 歳児～就学前の一時預かりを実施。 近年は新型コロナウイルス感染症の影響により、一時預かりの定員を一日当たり 1～2 名に限定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 0 歳児の一時預かりについては、希望は多いが、離乳食およびアレルギー対応等の観点から食事の提供や子どもの安全確保が難しい。1 歳児も普通食が食べられる子どもも限定。 保護者への声かけは現場の職員が一人で抱え込まないよう、先輩職員との複数名体制で対応。
E 保育所	<ul style="list-style-type: none"> 0 歳児の預かりをしている施設が多い地域だと当法人で預かるのは 1～2 歳児が中心。逆にそういった施設が少ない地域だと、0～1 歳児が中心。 入園前には保護者とかなり細かい面接を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設側は保護者の発言を一旦は信じざるを得ない。 保育所等だからこそこそでできることは子どもの様子に気づけること。課題はタイムリーな情報の共有。
F 保育所	<ul style="list-style-type: none"> 若い職員は常に保護者に味方する立ち位置から、先輩職員・園長はときに保護者と相対する立ち位置から接する等、複数職員での連携によるクラス運営。 	<ul style="list-style-type: none"> 全て自分でやらなければならないという職員が自信を無くして辞めていく。苦手な分野では助けを求めてほしいと伝えてフォローする。

施設名	取組内容	課題や対応策
G 保育所	<ul style="list-style-type: none"> 「あなたのことを助けたい、幸せになってほしい」という目的を重視。保護者とその旨のメッセージを伝え、信頼関係を作った先に支援がある。 転職により保護者の生活リズムが乱れながら同伴走型支援。保育を勧めつつ、保護者を労りながら同伴走型支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者と園の関係を保ちつつ必要な支援につなげるのは難しい。過去の事例では、保護者自身が当時の家庭環境に問題があると自覚し、解決に前向きだったため、外部連携を含めた支援を受け入れてくれた。
H 保育所	<ul style="list-style-type: none"> 小学校入学が近づくと、発達特性等に関する不安や相談が増えるため、定期的の実施している面談で不安を拾い、関係機関を紹介する。保護者にとつて子どもの様子を受け止める心持ちが整ってくるタイミングがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等の目線では気になる子どもを、保護者が気にしているとは限らない。信頼関係を作ることは前提で、伝え方は保護者によって工夫している。数年単位で時間を要することもある。
I 保育所	<ul style="list-style-type: none"> 保護者に警戒されて心を閉ざされると話が進まないため、子どもの話を聞きながら、少しずつ保護者の話を聞くよう気を付けている。 	
J 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 支援の軸として、子どもや家族が困っていることに寄り添うことを重視。子どもの育ちの道筋を共有するようになっている。レスパイト利用や不登校児童の居場所、家族全体の相談対応に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 父母の会をはじめとして保護者にもボランティア精神が広がっており、園との協働を意識している。 日ごろから子どもの姿や発達をよく捉えて、家庭の姿と合わせて保護者と共有しながら関係を構築しておくことで、伝えにくい事柄も保護者は受け止めてくれる。
K 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 辛い状況にある保護者に色々と助言しても関係が壊れることがある。土曜日に一時預かりを利用してもらい親がリフレッシュする時間を持つよう配慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の反応を見ながら、保育所等での子どもの様子を伝えているが、関係性の悪化が懸念され、伝えられないときもある。その場合は教育委員会や保健師に関与してもらおう。

施設名	取組内容	課題や対応策
L小規模保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> 県からの委託事業として児童家庭支援センターを同じ建物内で運営。保護者のストレスの原因を聞きつ<u>児童家庭支援センターと情報共有</u>し、支援。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍前は毎年外国籍の子どもが入所していた。言語や文化の違いから、保護者とのコミュニケーションに苦慮する場面もあった。

図表 59 ヒアリング結果（⑤外部機関との連携）

施設名	取組内容	課題や対応策
A 保育所、B 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援センターの職員が市の公務員になったことと情報連携がよりスムーズになった。 3歳児健診および就学前健診で気になった点について、時折子ども家庭支援センター経由で照会が来る。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>転園（特に自治体をまたぐ転園）時や小学校進学時の情報の引継ぎが難しい。</u> <u>自治体内に子ども関係の部署が複数あり、それぞれに情報を伝える必要がある。</u>
C 保育所、D 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ネグレクトに近い状態の肢体不自由の子どもを受け入れており、<u>職員（看護師）が自治体の関係課との連携や、通院およびリハビリへの同行、必要書類作成の支援等、伴走型支援を通じて支援学校への入学につなげた。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 複数機関の関与が必要な事例において、<u>コーディネーターの役割をすすめる人は多いが、支援の担い手（ワーカー）がいない。</u>ケース会議で個別事例について話しても、子どもが最初に在籍した機関として、業務以上のケアも含めて保育所等が対応しがち。 普段実施している支援内容を知っている関係機関が少なく、連携につなげにくい。
E 保育所	<ul style="list-style-type: none"> 発達の遅れ等が見られる場合、直接発達支援センターの利用を勧めると保護者が動揺する場合もあるため、担当保育士、法人内の連携室（精神科医在籍）との相談を通じて段階的に心の準備を促している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が発達支援センター等の自治体機関を、子どもへの障害の有無等を明確にすると疑い、恐れている。 <u>家庭が抱える課題の原因と相談先が不明確な場合に、適切な支援につなぐことができない。</u>
F 保育所	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が必要支援と判断した子どもに関する情報（服の汚れ、体の傷等）が毎月自治体から共有される。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体も対応件数が多いため、情報共有の対象は在園児に限定。
G 保育所	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援センターが上手く保護者と連絡を取れないケースで、保育所が橋渡し役になり、降園時間に合わせてセンターの職員に来園してもらおう等の支援をした。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>地域の中にとどのような連携先があり、どう支援をつなげていくべきかはまだまだ勉強不足。</u>自治体の保育情報交換会や要保護児童対策地域協議会の専門職向け講座等で学んだ内容を職員にも周知している。

施設名	取組内容	課題や対応策
H H保育所	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の保健師とのやり取りが多い。要支援家庭等の情報は園から子ども家庭センター等にも連絡する。 多数の関係機関の関与が必要な家庭についてのコーディネートは児童相談所、学校の校長、自治体のケースワーカーと様々。事例によって違いますが、一番子どもに近い存在が対応。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の保育所等のネットワーク事業に参加。公立保育所が「ネットワーク事務局園」として私立保育所、地域子育て支援拠点等と連携の連携を推進している。ネットワーク事業専任の保育士も配置されている。
I I保育所	<ul style="list-style-type: none"> 在園児が3歳児健診を受ける際に、必要に応じて保護者の悩みを保健師に伝えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 未就園児に対する対策を在園児と同じレベルで打つことは難しい。健診時の対応も、小児科医がいるので相談を提案する程度。来所のきっかけとして、健診の場で保育交流を勧めようということがある。
J J認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 養護施設の運営や要保護児童の受入れにより、外部機関との面識が作れている。いざというときに相談しやす。 要保護児童関係は子ども家庭総合センター、発達関係は療育機関など、普段から連携して親子の様子を伝えて相談している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等は地域に目を向けるべきだが、園内にも要支援のケースや困りごとを抱えた親子が多くいる。そこへの取組も児童養護が必要な状態の防止につながる。各園が小さな地域の拠点となり、園同士が繋がり合って、地域について考える体制が持てると良い。
K K認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 小さい自治体であるためか、要保護児童対策地域協議会のネットワークが軽く、連携のハブとして機能している。要支援家庭等の情報も要保護児童対策地域協議会に共有され、次の健診時に保健師が注視する等の対応をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体と要保護児童対策地域協議会の体制が充実している。以前、登園した子どもにも痣があったことがあったが、要保護児童対策地域協議会の仕切りの下、園や自治体、児童相談所のそれぞれが適切に対応することができた。

施設名	取組内容	課題や対応策
L小規模保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> 外部機関との連携は必ず当法人運営の児童家庭支援センターを紹介している。例えば児童相談所や警察へも児童家庭支援センター経由でつなげる。 	-

図表 60 ヒアリング結果（その他）

施設名	その他
A保育所、B認定こども園	<p>【必要な人材・専門性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>正論よりも共感が必要</u>。子育てを通じて「自分も困ったことがある」と言える様々な経験を持つ人材が重要。 ・ 要支援家庭等の保護者には<u>悩みを分かち合える「共助の場」が必要</u>。 <p>【自治体への要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>養育環境の問題は原因が複雑だが、補助金は用途が硬直的</u>。より柔軟に使える地域づくりの予算が必要。 ・ 子どもに関する情報共有のための共通フォーマットがあれば情報共有が容易。 <p>【実施しているアウトリーチ支援策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋に各園で離乳食セミナーを1～2回実施している。
C保育所、D認定こども園	<p>【必要な人材・専門性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>カウンセリングマインドを全ての職員が身に着けていく必要がある</u>。 <p>【自治体への要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存制度の隙間を埋めるような支援について、関係機関の協力および制度的支援が欲しい。 <p>【実施しているアウトリーチ支援策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員児童協議会が実施している子育て広場への保育士派遣を実施している。
E保育所	<p>【自治体への要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住所地区単位で<u>地域の要支援家庭等の情報を把握し、各機関を結びつけてくれるコーディネーター</u>が欲しい。
F保育所	<p>【自治体への要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子どもの誕生から家庭を支援する体制の支援</u>。子ども家庭支援員のように要支援家庭等に出向く人員が必要。
G保育所	<p>【必要な人材・専門性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ やってあげると言う態度では上手くいかない。示された選択肢から保護者が前向きに選べる支援がよい。 <p>【自治体への要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチのために地域を巻き込むことは重要だが、<u>補助金は在園児向けが基本</u>。体制も、本来なら地域連携を含む全体を統括すべき園長や主任等が地域連携の仕事をしており、<u>専用の人材を確保することが困難</u>。 ・ <u>地域の中で出産や育児がしやすい街づくりを考える必要があるが、保育所等だけでは難しい</u>。自治体から「この街に子どもがいてくれてうれしい」というメッセージを発信しなければ息苦しくなってしまう。

その他	
施設名 H 保育所	<p>【実施しているアウトリーチ支援策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出前保育を実施。地域ケアプラザという高齢者から子ども、障害のある人まで広く利用できる自治体の施設があり、そこで保育相談等もしている。
I 保育所	<p>【必要な人材・専門性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士資格は前提とした上で、<u>保護者への共感のために、色々な悩みを抱える保護者を見守ってきた経験のある人材が必要</u>。保護者が孤立する原因は話を聞いてもらえないことにある。 <p>【自治体への期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体主導での保育士の魅力発信により、保育士が社会に貢献できるという意欲を持てるようにしてほしい。
J 認定こども園	<p>【自治体への要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>子どもの育ちを支援の中心に据えて切れ目ない伴走支援の体制づくりが必要</u>。当法人では保育所等（乳幼児）と放課後児童クラブ（小学校）、児童館（中学生）と広くつなげて支援している。学童併設型保育所が増えることを期待する。 自治体の療育の受け皿に限りがあり、知的な障がいや他害の困りごとがある子の対応でもいっばいな様子。トラブルが無くても困りごとを抱えている親子や、HSCや高IQの子どもを支援する連携先が必要。
K 認定こども園	<p>【必要な人材】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今は町の保健師が地域の連携の役割を担っている状態だが、専属のスタッフや専門性を活かせる人材が必要。 <u>園内には保護者に対するカウンセリングスキルが必要</u>。広く職員皆がスキルを持てればよいが、まずは担任。
L 小規模保育事業所	<p>【実施しているアウトリーチ支援策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会等から来た情報を基に孤立している家庭に訪問している。 <p>【必要な人材】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護や障害、保育等の福祉の垣根を無くした施設が必要。保育士にも大所高所に立って<u>ソーシャルワークに関する視点</u>を養ってほしいと考えている。

1) A保育所およびB認定こども園

所在地	東京都	施設種別	私立認可保育所および 私立認定こども園
利用定員	A保育所：81名 Bこども園：117名	運営主体	社会福祉法人
職員数	A保育所：26名（うち非常勤2名）、一時預かり職員5名（うち非常勤2名） Bこども園：29名（うち非常勤5名）		

（令和4年12月時点）

①来所のきっかけ作り

（取組内容）

- 親が共同保育するニュージーランド発祥の取組を実施しており、保護者にお試しで参加してもらい、希望者は毎週継続して来場することも可能である。ここでは助産師による相談受付も行っている。ほかには、0～1歳を対象とした離乳食セミナーも実施している。東京都のサービス推進費の範囲内で、秋口に各園で1～2回行っており、未就園児家庭も対象に実施している。周知広報の手段は、保育所や参加保護者が作ったチラシ等による発信が主である。

②継続的な来所の促進

（取組内容）

- 毎年4月から週に1～2回程度の定期利用の契約をしている。約70～85の応募があり、約15家庭を担当している。

（課題や対応策）

- 一時預かりでは名前と連絡先とアレルギーに関する情報程度しか把握できない。さらに、一時預かりの利用希望者が多いため、園から特定の人に来所を促すことが難しい。さらに、保護者に避けられてしまうこともある。ある事例では、子育て広場に参加し、妊娠前から精神疾患を持っていた母親に、子どもがかわいくないと相談されたことがあった。その際、助産師と看護師で相談を受け、すっきりした顔をしていたがそれ以降の子育て広場への参加がなくなった。そのため、子育て相談が来所の促進になることはあまり無いという実感がある。ほかにも、保護者に発達障害がある場合や家族関係が複雑、メンタルに問題を抱える場合は要支援であると感じる。しかし、そうした保護者が自分から助けを求めることは少ない。

③支援の必要性の気づき

(取組内容)

- 事例：月曜日から土曜日の週6日（7時～19時）登園するひとり親家庭について、親と子どもが接する機会が少ないのではないかと懸念していたところ、日曜日にも他施設の一時預かりを利用している（＝子どもは週7日保育所等に預けられている）ことが分かった。ほかにも子どもを親の実家に1ヶ月預けるということもあったため、親に声をかけ、アプローチした。ほかにも、長期休暇で体調不良となる子どもがいた場合は気づきやすい。例えば、脱水症状になる子どもがいると食事を与えられていない疑いがあり、ゴールデンウィーク等の連休で入院する子どもがいるとネグレクトの恐れがある。
- 保護者とのコミュニケーションや連絡帳のやりとりは毎日しており、保護者の愚痴やボヤキから把握することが可能である。また、就寝時間が遅い、食事の偏り、身だしなみ（服や靴が小さい、汚い、季節に合っていない）等から疑問を持ち、保護者に声をかけることはある。登園時間が遅いときは、親の生活習慣や仕事のサイクル・状況を不安に思う。延長保育だと20時まで預かることが可能だが、子どもに必要な睡眠時間を考えると21時までには寝てほしいので、保護者のお迎えが閉園時間を過ぎることが続くと心配になる。ほかにも、登園時に泣いている子どもに対し、保護者が困惑している様子であれば、声をかけるきっかけになる。ただ、決まった時間に来てお迎えだけという保護者との関係性では家庭の状況を把握することは難しい。

(課題や対応策)

- 逆に気づけなかった事例としては、児童相談所から問い合わせがあった家庭が定期利用家庭にいたが、園では問題は見えていないことがあった。

④保育・一時預かりの提供、保護者の助言の実施

(取組内容)

- 事例：一時預かりでお迎えに来ない・連絡つかないが、親は家にいるというケースがあった。親は児童養護施設出身であるため家族の援助が難しく、お迎えに来ないので毎日家まで送り届けていたことから、園がサポートしようとするとうと転園してしまった。保護者が関わりたくない、何かとクレームが多い家庭は子どもへの関わりも適切でないケースもあり虐待が疑われる場合もある。保育所、看護師・栄養士、園長等、誰が初めに対応するかはケースに合わせている。
- 気づきを全職員間で共有する会を設けており、共有したうえで保護者に声掛けをする。日々の対応は担任が行うが、家庭への窓口としては園長が声掛けを行う。マニュアルは無く個別対応で、留意点は研修で学んでいる。

(課題や対応策)

- 情報は全員で共有する場合と、園長・主任でとどめる場合がある。後者は個人

情報が関わる場合で、ケースバイケースで対応している。就業規則や守秘義務、職員が近所に住んでいることもあるので、職員間でどの程度まで情報を共有するかは悩みどころである。基本的には職員が先入観や偏見を持たないように、園長・主任・担任までとすることが多い。

⑤外部機関との連携

(取組内容)

- 子ども家庭支援センターが第一段階の連携窓口であり、自治体も園もまずはそこへ情報を提供する。子ども家庭支援センターの職員が自治体の職員（公務員）になってからは情報連携がしやすくなった。子どもに関係する課も複数あるので、それぞれに情報を伝える必要がある。
- 障害児の疑いがあった場合は保護者に直接言いにくいいため、言語聴覚士や健診に来る医師等に巡回に来てもらい、そこで気づいたという体裁にする等、保護者との関係を崩さないために配慮している。一方、保護者に障害が疑われる場合は、連携できる機関が無い。現在は、蓄積したケーススタディを踏まえて対応できるようになってきたが、それは多数の園を経営しているからできることだと思う。
- 在園児については、児童相談所ではなく子ども家庭支援センターのみ連携している。それ以上に問題があれば、別の組織となる。自治体の中に大きな児童養護施設があり、そこが一時的・緊急的に対応することもある。当園が児童養護施設や児童相談所と連携する事例は、2～3年に1回程ある。

(課題や対応策)

- 保育関係は日々連携が取れるが、健康関係との課と連携が取りにくい。転園した際は、保育要録に付箋を付けて伝える程度しかなく引継ぎが難しい。同じ自治体内で行き先が分かっているならば園長に伝えられるが、自治体をまたぐ場合や小学校への引継ぎは難しい。また、子ども家庭支援センターや児童相談所も紙での申し送りが主であり、引っ越し等で関係性がゼロになると、不明点・漏れがある。そのため、申し送りの共通フォーマットがあるとよい。
- 3歳児健診・就学前健診で気になった点等は子ども家庭支援センターを通じて確認が来ることはある。母子保健の担当課が赤ちゃん訪問等を通して色々な家庭のことを分かっていると思うが、入園時は保護者が書いた書類しかないの、子ども一人ひとりの情報があればよい。入所判定会議に園は関与できず、最近ではAIによって点数のみで判定されるようになっている。そこで用いた書類のコピーを園に共有されるかどうかは自治体によるので、コピーがもらえない場合は、保護者の勤務状況が分からず、保育時間が長い傾向にある。障害は園から聞かないと把握できない。

⑥その他

- 悩みは園の職員より保護者同士のほうが話しやすいと思うので、保護者同士をつなぐ場を提供することが園の役割だと思う。当園では保護者による共同保育を実施しており、参加者は相談し合うことで自ずと悩みが解決され、負担感が少ないように見える。
- 保育経験や看護師栄養士等の専門性も重要である。ただ、それだけではなく子育て経験を持ち保護者の悩みに共感できることも重要である。保護者にとっての課題は、子育てに関する情報不足より、人との関わりが少ないことである。保護者と話すときは、園長として話すよりも同じ母親として接したほうが少しづつ話し始めてくれる。
- 東京都のサービス推進費で、子ども食堂に関連づけて地域住民にも食事を提供する企画を基礎自治体に働きかけたが、園児に向けた補助金なのでそれ以外に使うことには難色を示された。柔軟に使える予算があれば、在園児だけを対象とした行事だけでなく、未就園児や地域の人も含めて誰でも来てもらえる場を作りたいと考えている。問題が子どもだけではなく、親も含め様々な分野にまたがる場合があり、そういった問題を抱える人々への支援をするためには、より広く地域づくりに使える予算が望ましい。
- 園からの周知広報の際に、自治体の関係する課と連携し、地域の枠組みに入っていればより広く周知できるのではないかと思う。子育て広場もそうだが、自治体が縦割りであることと、自分たちが主導でやっていること以外は連携を取ろうとしない姿勢を感じる。自治体の広報誌に載せるだけでなく、もっと広いアプローチが必要である。保護者はまず保育所等より児童館・子育て広場に行くため、そこで周知しないと、知っている人だけが知る・口コミで知るしか手段がなく、広がらないと感じている。園単独でやっている場合は特にその課題を感じる。

2) C 保育所およびD 認定こども園

所在地	京都府	施設種別	私立認可保育所 および私立認定こども園
利用定員	C 保育所：60 名 D こども園：200 名	運営主体	社会福祉法人
職員数	C 保育所：28 名（うち非常勤 13 名）、 D こども園：56 名（うち非常勤 18 名）		

（令和 5 年 1 月時点）

印象的な事例

- 関係機関と保護者とのつながりがうまくいったケース：在園児として受け入れた身体障害を持つ子どもで、母親がひとりで子育てを担っており、病院やリハビリに行かない、関係機関との連携を忘れる等ネグレクトに近いケースだった。自治体の担当課とも連携し、看護師が一对一で病院の付き添いや支援学校の見学、小学校の入学書類の記入を手伝い、最終的に就学することができた。

①来所のきっかけ作り

（取組内容）

- 地域子育て支援拠点では、保護者の来所は不定期であるため、関係性を構築し次につなげることを心がけている。母親に相談できる場所があると思ってもらえたことで、その次の来所につながったときはうまくいったと感じた。
- SNS で情報発信をするほか、コロナ禍でも保護者が相談しやすいようメールでの相談を受け付けている。

（課題や対応策）

- 自治体のサイトは閲覧数が少なく、来所のきっかけ作りとしてはあまり期待できないが、SNS やウェブサイトの利用に熱心な職員が自治体にいれば協働したい。様々な法人が連携でき、福祉サービスの垣根を超えて発信できる場になればよいと思う。

②継続的な来所の促進

（取組内容）

- 保護者は適切なアドバイス以上に、自分の気持ちを分かってくれる人と話したいから園に来ていると思うので、保育士が自分の意見よりも、保護者の思いを傾聴するカウンセリングマインドが大事である。2 年前に地域子育て支援拠点の運営を始めた当初は、毎月 600～800 人の利用者だったが、カウンセリングマインドに基づいて話を聞くようになった結果、今は毎月 1,000～1,200 人が利用するようになったので、効果は数字にも表れていると思う。

- 当法人ではカウンセリングセミナーに 30 年以上前から携わっており、そのセミナーを園内研修とかねて、保護者研修と抱き合わせでやることでプログラム化している。今はコロナの影響で実施していないので再開しなければならないと感じている。
- いかに関育所等がアンテナを高く張り、受信できるかが大事である。地域で月 2 回程度園を開放した際は、3,000 人程度の子どもが来所し、未就園児の利用も多数あった。昨年度は子ども食堂を 220 日開催し、3,500 人の利用があり（保護者含む）子どもは 1,695 人来っていた。いかに保護者の身近で「常にある状態」にしておくかは法人全体で取り組んでいる課題である。

③支援の必要性の気づき

（取組内容）

- 全てのスタッフが毎朝園内研修で情報共有できるようにし、それをクローズのチャットツールで共有している。不適切な関わりがあったときには毎日 5 分程度の動画を全スタッフに流し、危機感や対応策を共有する仕組みを構築している。
- 各スタッフが業務用のスマホを持っているほか、事務所や各保育室にある PC で情報を共有している。写真とコメントで振り返りや確認を行い、園運営システム等の ICT を活用した情報共有もしている。システムを使い始めたのは第三者評価が始まった平成 14 年（2002 年）からで、スマホの利用が増えてきたのはここ数年のことである。
- 登園完了時刻に来ない（＝生活リズムが乱れている）、歯科健診のときに虫歯が多い子どもも気になる。ほかにも、保護者のコミュニケーション能力や子どもへの態度（無関心、子どもに何かあったときの対応に違和感がある）、子どもの情緒（保護者と離れたときにどういう行動を取るのか）もサインになる。送迎時、特に夕方の帰りの時間が一番在園児の保護者とコミュニケーションしやすい。夕方は必ず特定の職員に常駐してもらい、様子が違うと思ったら見逃さずにアプローチするようにしている。問題や課題を感じた場合は朝の園内会議で共有する。保護者に対しては、「来所される全ての人に支援が必要」という認識であるが、役所嫌い・発達健診を嫌う保護者には支援が必要であることが多いので、状況や事情に応じたケアに努めている。保護者については、保育料の滞納、書類の提出遅れ身だしなみから気になるケースもある。

④保育・一時預かりの提供、保護者の助言の実施

（取組内容）

- 誰が保護者に最初に声をかけるかはケースバイケースだが、主に担任の保育士が行っている。特に経験の浅い職員が対応する場合は、担当職員が一人で抱え

込まないよう、メンター役の先輩保育士が同席しつつ保護者対応を行っている。OJTを充実させることが支援の質向上につながると考えている。ただし、非常に重大なケースは園長が直接対応している。

- 非定型・リフレッシュ等の類型によって定員を分けてはおらず、利用目的は人によって異なる。待機児童、仕事をしている親、里帰り出産中の長子の一時保育等様々である。継続的に利用する家庭は就労が理由であることが多く、リフレッシュ目的はあまり多くない。
- 0歳児の利用希望は多いが、離乳食・アレルギー食の対応において、継続利用者ならまだ対応可能だが単発利用者もおり、子どもの食の提供および安全面の問題から行っていない。1歳児以降で普通食が食べられる子どものみ受け入れている。
- コロナ前は10名の定員を上限まで取れる形で受け入れていた。2か月前から予約を取れるようにしており、一度に1か月丸々取る人もおり、すぐに埋まる印象である。

(課題や対応策)

- 直近3年間はコロナの感染拡大防止の観点から、一時預かりを休止し、最近はどうしてもというときだけ1～2名受け入れている。今年度も同様で、来年度は元に戻す予定である。

⑤外部機関との連携

(取組内容)

- 上記の身体障害を持つ子どもの事例のような場合には、関係機関との連携の際にケースカンファレンスを行う。自治体の担当課、児童相談所、療育施設・発達支援事業所と園の園長・主幹教諭等が集まってカンファレンスをする。園長が出席しない場合でも事前にスーパービジョンを行い対応する。

(課題や対応策)

- しかし、関係機関においてマネージャーやコーディネーターは複数いるが日常継続的に支援をするワーカーがおらず、認定こども園・保育所がその役割を担わざるを得ない状況である。今回のケースでもそうだが、当法人の在籍児であることから、可能な限り支援を行うよう努めている。その風土はもともとソーシャルワーカーが法人の設立者で、支援の仕方を職員研修でも取り入れていることが影響している。一部関係機関からは「やり過ぎたら親が依存するのでは」との批判をいただくこともあるが、床ずれがひどくなる、本来の歩行訓練が受けられずタイミングを逸する等、看過できない状況があった。このような状況では、もし学校に通っている兄弟がいれば学校がその役割を担うことになる。ほかの関係機関は当事者意識が薄く役割を引き受けてくれない雰囲気があり、結局当法人が継続的に支援することになった。

- 日常的な努力・緻密なネットワーク形成等、我々がしている支援内容を知っている関係機関が少ないため悲しく思う。自治体が類型化して捕捉するのは難しいかもしれないが、医療の点数制のように実績ベースの評価・支援が欲しい。園によっては外部連携といっても状況を伝えるだけで手厚い支援は行っていない施設もあるため、民間でもやっている支援の内容に差があると思う。

⑥その他

【アウトリーチ】

- 民生児童委員協議会が実施している子育て広場に保育人材の派遣を行っている。非常に心配なケースは個別対応しているが、最近は恒常的に個別対応が必要になっている。昔に比べると園内で完結しない状況が増えている印象がある。

【制度の狭間にいる人の支援はボランティア頼み】

- 当法人では自治体からの委託を受けてファミリー・サポート・センター事業として子育てボランティアのマッチング事業を行っている。自治体の制度の対象にならない家庭（拠点間の異動で困っている、家から出てこない）への対応は、全てボランティアが対応しておりファミリー・サポート・センター頼みになっている。一方でボランティアへの報酬は最低賃金以下であり、そうした状況に対し、法人内でも対応を検討している。

【自治体の接続が困難】

- 複数の自治体にまたがって事業運営をしており、隣接している自治体でも情報等の連携ができない。例えば隣り合う市で、B市に住んでいるがC市の園に通っている場合に、B市が持っている家庭の情報とC市が持っている通園の情報を連携できない場合がある。特に、自治体をまたぐ家庭は、家庭にも課題がある場合があり、連携が重要と感じながら対応しきれていないことに課題を感じる。

【必要な専門性】

- 対人援助のやり方を習得することが必要である。専門的なカウンセラーでなくても、全ての職員がカウンセリングマインドを抱き、支援を必要とする子どもや保護者の伴走者として共にウェルビーイングを求めていく必要がある。カウンセリングマインドをもとに束ねていくリーダーもおり、それによってケアアンドエデュケーションが可能になる。このマインドは小学校以上の先生にも求めたい。

【自治体への要望】

- 日常の継続的支援は明らかに必要なので、そこに何らかの支援をしてほしいと感じている。保育所等が担うのはよいが、当園は職員の時間外労働等のボランティアで対応している。生存確認を兼ねて仕事が終わってからおかずを届け

る、来園できないときの送迎をする等、様々な活動をしていることを知ってほしいし、関係機関には力になってほしい。それが難しいならボランティアにならないように制度的な支援をしてほしい。

3) E 保育所

所在地	千葉県	施設種別	私立認可保育所
利用定員	120 名	運営主体	社会福祉法人
職員数	保育士 19 名（うち非常勤 7 名、育休 1 名）、保育補助者 5 名、栄養関係 3 名		

（令和 5 年 1 月時点）

印象的な事例

- 子どもを預かった際、閉園の 19 時になっても母親が迎えに来ないことがあった。結局 19 時半ごろに迎えに来て、きょうだいも児童相談所に保護されており迎えに行ったため遅れたという理由だった。一時預かりでは、利用開始時に面接をし、家庭状況を調査したうえで預かっており、このケースでも一時預かり利用の理由は就労と聞いていたが、ここで初めて児童相談所に関わっている家庭だということを知った。児童相談所や自治体の担当課からもこの家庭に関する情報提供は無かった。
- この家庭が一時預かりを利用し始めた時点では、施設側ではひとり親家庭であること、ほかにもきょうだいがいること、一番下の子どもはほかの一時預かりも利用していること、きょうだいげんかがひどいということのみ把握していた（きょうだいげんかで困っているということはほかの保育士も話を聞いていた）。その後の母親の話できょうだいげんかがひどく、上の子がきょうだいに暴力をふるうため児童相談所で上の子が保護されていたことを知った。そのような事情を知らないまま半年間、月 5～6 日預かっていた。
- 子どもの言葉が発達してきて、「夜ずっとベランダに出されていた」、「上の子にガラスのコップでたたかれた」等と話すようになり、グレーゾーンのケースとして自治体とともに見守り、母親からもヒアリングしていた。ある日母親と子ども 2 人の 3 人で降園したものの、下の子だけがパトカーで園に送り届けられたことがあった。帰宅途中で家族でお茶をしていたところ上の子が殴りかかってきたため、恐怖を感じた下の子がその場から逃げ出し、警察に保護、下の子の案内に従ってパトカーで園に送られたという事情だった。
- 母親に話を聞くと、上の子は児童相談所の一時保護の対象ではなくなったため自宅におり、ほかのきょうだいへの暴力・暴言がひどく困っているという状況であり、それを自治体の担当課に伝えた。実態として、そのときは児童相談所・担当課・保育所が何も連携できていなかった。要支援児を預かる現場は、自分たちの聞き取りだけでは分からないことばかりであるため、連携できないことによって情報が不足することが最も困難を感じる場面である。
- 安全確保のためにはどこかに支援をつなげておく必要があるが、下の子はパトカーで運ばれてきた翌日から園に来なくなったため状況が把握できていない。

【自治体側の反応】

- 下の子がパトカーで保育所に来た一件以降は自治体からも情報を開示するようになり、実はひとり親家庭ではなく、配偶者からDVを受けて逃げていたということが分かった。一時預かりをする時点でその情報を自治体から提供してほしいかったが、担当課のコーディネーター的役割の担当者が動けていなかった。要保護児童対策地域協議会も動いていたと思うが、児童相談所と家庭にも閉じており、連携は取れていない。
- 当園は親の言うことを鵜呑みにするしかなく、情報量が圧倒的に少ないのが難しいところである。子どもの発達が進んでくれば、リストカットの真似や「死にたい」という発言から支援の必要性を把握することもできるが、保護者本人からは本人が必要だと思うことのみで、それ以上は職員との信頼関係ができていないと話してもらえない。そのため、一時預かりを利用し始めるタイミングで話してもらうことは特に難しく、本人から聞く以外のルート、すなわち自治体からの情報共有が無いと支援の必要性になかなか気づけない。個人情報を守ることも重要だが、児童相談所が関わっている家庭のきょうだい児にも何かあるはずなので、児童相談所からきょうだい児の在園・在学情報を聞ければ様々な援助ができるのではないかと思う。

【連携室について】

- 園内に地域連携のための部署（以下、連携室）を立ち上げて数年経つが、その存在と活動が十分には周知されていない。
- 連携室は精神科医、栄養士・保育士がおり、同じ法人の部門だがより専門的な相談ができる機関という位置づけで設置している。

①来所のきっかけ作り

（取組内容）

- 自治体の中には子育て広場があり、未就園児の親や妊婦が幼稚園・保育所等の情報を入手する、子どもを遊ばせることができる。そこと連携して、園のパンフレットを妊産婦に配ってもらっている。また、親はバランスの取れた離乳食かどうか、食事の内容にとっても関心があるので、給食のメニューも伝えてもらっている。

②継続的な来所の促進

（取組内容）

- 利用開始当初の面談では、保護者との話の中で育児不安があるという深い話にならない。預かった後に関係性を構築する中で保護者の育児不安を拾っていき、できる限り利用回数も増やしてもらえるよう働きかけている。一時預かりの子どもも連携室と関わるのが可能であるため、相談するよう保護者に働き

かけている。また面談では、育児不安ではなくとも、気軽に一時預かりを使ってよいという雰囲気づくりをしているが、保護者は模範的なことしか話してくれない。雰囲気づくりでは、具体的にはホームページに親のリフレッシュのために使ってよいという点を特にアピールするようにしている。自治体からの文書では保護者の急病・入院のときに利用できると書かれており、それではなかなか利用が進まない。余暇等、自分の時間のために子どもを預けることに罪悪感を抱かないよう努め、改定してきた。その他の工夫としては、子どもが親と離れて寂しくないように、在園児と一緒に遊びや行事をやるとアピールしている。当園では一時預かりも在園児も同じクラスで、先生や場所を変えたりはしない。

(課題や対応策)

- 一時預かりの利用者は全員、就労が理由だと書いてくる。実際には余暇や私用が理由の場合もあると思うが、リフレッシュ目的の利用には罪悪感を持つ人が多く、書きづらいことが原因だと考える。

③支援の必要性の気づき

(課題や対応策)

- 支援の必要性については、子どもが慣れないと気づくことが難しい。一時預かりの子の支援の必要性に気づくために、利用理由となっている就労だけではなく、ほかに理由が無いかをできるだけ聞き出す、話しやすい雰囲気づくりに注力している。一時預かりも在園児と同じくお迎えの時に園での様子等を申し送りするため、その機会に親から聞き出そうとしている。月に1回一時預かりを利用する家庭もあるが、気軽に来てくれないと支援の必要性に気づくことが難しい。一時預かりでは保護者との関係性を作ることが難しく、なかなか話してくれない。

④保育・一時預かりの提供、保護者の助言の実施

(取組内容)

- 連携室員が定期的に巡回する。担当保育士が難しいと思っている子ども、児童相談所が関わっている子の情報を吸い上げて、担当保育士・連携室・園長のみで対応する。それらの情報については、全体の会議の場で匿名化して共有する場合もある。
- 親は担当保育士とのやり取りの中で心の準備をしてから連携室と相談でき、担当保育士・連携室と2段階踏んでいるので、発達の相談ができる外部機関に行くように提案しやすい。
- 外部連携が必要な事例では、まずは園内にある連携室で扱うが、園長から発達遅れの疑いがあると保護者に言うことは難しい。

⑤外部機関との連携

(取組内容)

- 卒園して小学校にあがるときは、年長児の担任がかなり細かい報告書を書く。さらに小学校の先生も訪問してくる。

(課題や対応策)

- 自治体はほかの園の話を開示することに躊躇があり、よほどこちらから働きかけないと開示しない傾向がある。他施設と自治体も関わるが、何かあってからでは遅いので、何か起こる前に自治体から注意が必要な子どもに関する情報が欲しい。
- 児童相談所は子どもと引き離される怖いところというイメージが保護者にはあるので、外部機関は子どもと親の味方であると伝えている。自治体・児童相談所の専門機関もそうではないと宣伝してほしい。他機関、保健師、民生委員とも連携できればよいと思うが、グレーゾーンの場合はどこにどう相談してよいか分からないので、当園でできることをやっている状況である。
- 同一法人が経営している小規模保育所では、園児が3歳となり保育所等や幼稚園に入園するときには自治体の様式を用いて進級先の施設へ情報提供をする。しかし、ほかの年齢の園児が退園して、別の園に移る場合は特に引継ぎのルールが無い。基本的に保護者を通して転園先に伝えてもらうが、その際に園が独自の書式を用いて申し送りすることは無い。

⑥その他

【保育所等の役割】

- 保育所等は子どもの様子にいち早く気づくことができる。しかし、タイムリーに「この家庭にこういう課題がある」という情報を共有することが難しい。

【必要な人材】

- 研修を受けるだけでは不十分なので、職員が実地経験を積む必要がある。冒頭の事例では、頻繁にきょうだいげんかをしていることを担当の保育士が母親から聞いていた。ベテランの職員だと何か問題があることに気づくが、新人だと気づきにくい。保育士への教育方法としては、とにかくケースを共有して指導するしかない。また当園では、分からないことがあったらすぐに電話して、連携室に相談するように指導している。

【自治体への要望】

- 妊娠からの切れ目のない支援が必要である。若くして妊娠した母親や、妊婦健診に来ない親等、支援が必要な保護者の特徴はある程度分かる。子どもが増えることは家庭にとっても長子にとってもビッグイベントであり、そういうときは在園児にも注意している。教育・養護に関わり各機関を結び付けるコーディネーターが求められており、自治体にその役割を担ってほしいと考

えている。コーディネーターには、注意が必要な子どもの存在や、その子どもがどこの学校に行くか、といった情報を地区ごとに一括で把握してほしい。機微な情報を含むので、個人情報保護に関する知識があることが望ましい。

4) F 保育所

所在地	滋賀県	施設種別	私立認可保育所
利用定員	90名	運営主体	社会福祉法人
職員数	31名		

(令和5年1月時点)

①来所のきっかけ作り

(取組内容)

- 一時預かりの周知方法に関しては、パンフレットを役所に置いているほか、ポスターを各地域の(保健)センターに貼っている。健診の際に来られる保健師にもポスターとパンフレットを渡しており、保護者がそれを見て直接(園に)来る。子どもを保育所等に入所させたいが就労するためにはまず子どもをどこかに預けなければならないという人が、一時預かりを利用して就労し、それを実績として保育所等への入所という流れを作るために利用することが多い。
- 親子教室を月2回実施しており、そこで一時預かりについてのお知らせもしている。その中ではお散歩や、今はしていないがクッキング活動、運動会ごっこ等を実施している。

(課題や対応策)

- 現状ではアウトリーチ支援まではできていない。理想としては、発達障害の子どもや育児不安を抱える保護者に対して、事態が深刻化する前に、個別の指導プランを立てる等の支援をすることができれば、その後の人生を大きく変えることができる。発達支援のシステムのようなものを全国的に広めてほしい。保育所等にいつでも誰でも相談できる・家庭に入り込んで支援できる形が望ましい。

②継続的な来所の促進

(取組内容)

- 一時預かりで一度つながった家庭はそのまま入所するケースが多い。
- 他施設に入所する場合は、入所先に情報を渡すこともしている。

(課題や対応策)

- それ以外で、一時預かり等に来なくなった子どものフォローまではできていない。

③支援の必要性の気づき

(取組内容)

- 要支援の子どもに関しては、経験豊富な保育士がミーティングの中で気づきを共有している。ただ、ミーティングでは在園児のことが中心になるので、一時

預かりの子どもについては、一時預かり専任の保育士が文書で報告して共有するようにしている。

- 子どもの成長発達の理論に関して協同で学習・研究の機会を設けており、気づきにつながる子どものサインについて学んでいる。保護者も一緒に学ぶようにすることで、わが子に関する懸念があれば共有する。
 - 保護者と協同で学習会をするのは園独自の取組で、わが子とよその子の違いを真摯に受け止める保護者が多い。保育士の仕事を理解してもらうことにも役立っている。
 - 独自にテーマを設定して自主研究をしている職員もいる。
- 各年齢の成長の目安についてのビデオをクラス懇談会で見たり、職員間ではもっと専門的なビデオを見たりしている。
- 設立から40年かけて今まで発達を研究してきた研究論集があり、そういう積み重ねを参考にしている。新任の保育士にも、自分の担当年齢の部分だけでも見てもらっている。

(課題や対応策)

- 当園に入園してもらったときには支援が上手くいったと感じる。入園後も親の生活態度に問題があったり園の準備物ができない場合は担当保育士がフォローしているが、嘘をつかれたり、保育料を払わないというケースもあり、関係性が切れてしまうこともあるので、こういう場合に支援が上手くいかなかったケースだと認識している。
- 時間にルーズな親や子どもの生活リズムを踏まえた行動をできない親は気にかけている。また、一番困るのは無断欠席する親で、バスの置き去り事件等もあって疎かにしないよう自治体からも言われているので、連絡がつくまで何度も電話することになる。

④保育・一時預かりの提供、保護者の助言の実施

(取組内容)

- 当園では、クラス単位ではなく、保育士全員が子ども全員の見守りをする雰囲気・ルールが定着している。中にはほかの年齢のクラスに行ったりする子どももあり、保育所等では子どもがのびのびしていたらそれでよい。その様子を毎日のお便りで細かく書き、日頃の育児のヒントを伝えたりしている。
- 一時預かりの受け入れをする前には、保護者と子どもが同席して面談を実施している。育児不安を抱える保護者も多いので、面談ではその悩みを聞く時間の方が長い印象がある。保護者の情報は面談が終わったら面談をした職員から報告を受けている(が、この情報を全体で共有する会議のようなものは無い。)育児不安が大きい保護者の場合には園長が対応することもある。
- 利用希望者の中には利用理由を就労としつつも実際は育児不安があるという

ことも多い。この育児不安を把握することにより、園として対応しやすくなる。

- 情報があふれている昨今、わが子が発達障害ではないか、集団に入れた方がよいのではないかと悩みをもって保護者が保健センターに相談し、そこで当園を紹介されて一時預かりに来る家庭が5割くらいの印象。
- 育児不安を抱える家庭の中には、一時預かりのようなサービスを利用したがない家庭もあるので、健診で保護者が保健師に相談し、保健師から一時預かりの利用を勧めてもらったり、保健センターからの連絡を受けて対応することもある。その際には、自治体から子どもの年齢や今後の出産予定等の情報をいただく。
- 一週間当たりの一時預かり利用の回数には上限があるため、ほかの園の利用も含めて週5日一時預かりを利用している家庭もある。（自治体のルールで、単独の施設で一時預かりを週5日利用ということはできない。）
- 保護者に情報共有等をする際の工夫としては、その情報を伝えることでかえって保護者の不安を煽らないよう、伝える職員側がたじろがないということ。また、どのような不安・不満でも園に言ってほしいと伝えること。話し合えば理解しあえるという園のスタンスを保護者には伝えており、子どもが1～2歳児の頃にはクレームも多いが、3歳児になる頃には親から感謝されるような関係性を構築できている。

（課題や対応策）

- 子どもと離れたい・虐待してしまいたいということによって一時預かりを利用する保護者もいるが、利用すると、育児放棄ではないかと自分で自分を責め始める。保護者が自分のリフレッシュ目的と割り切って一時預かりを利用すること自体が心理的に難しい印象を受ける。
- 一時預かりがリフレッシュ目的で利用可能なことについて、ある程度周知できていると思うが、家庭に引きこもっている保護者にいかに届け、育児不安を解消していくかが課題だと考えている。
- 在園児の話になるが、保護者は年齢の近い若い保育士と話しやすいと思う傾向があるが、若い保育士では経験が少ないので「先輩職員に聞いてからお答えします」ということが多い。そういった中で、若い保育士は保護者から仕事や家庭の愚痴を聞く（＝常に保護者に味方する立ち位置にいる）、先輩職員・園長は厳しいことも言う（＝ときに保護者と相対する立ち位置にもなる）といった形で、複数いる担任の間でのクラス運営の連携・チームワークが取れるし、保護者が話しやすい保育士というのもできてくるようになる。こうした関係性づくりには、数ヶ月は必要である。

⑤外部機関との連携

(取組内容)

- ほかの保育所等との間で自然発生的なつながりがあり、保護者の了解を得たうえで支援の事例の情報を共有している。
- 近隣の乳児保育園を卒園して当園に入所する子どもの場合は、その情報の引継ぎも行っている。
- 隣の自治体が以前実施していたモデル事業の中で、発達支援の適用範囲を広げていく流れができ、その中で情報共有の範囲も広がっていったと認識している。

(課題や対応策)

- 児童相談所が対応するような子ども以外のケースでも、児童相談所が通報を受けた子ども、母子家庭で明らかに経済的に不安定な家庭の子ども等で自治体が必要支援と認めた子どもについては、自治体が毎月その子どもに関する情報（登園日数や服の汚れ、体の傷等）を文書で送付してくれる。ただし、これは対象が在園児に限られ、また自治体でも対応件数が多く苦慮している様子である。
- 以前、虐待の疑いがある家庭が隣の自治体に引っ越す際に対策会議をしたが、参加機関が支援を担うのを押し付けあっていた印象があった。

⑥その他

【必要な人材】

- 保育士それぞれにも得意不得意な分野があるので、得意なところを出しつつできないところは助けを求めるようにしてほしい。自信を無くして辞めていく保育士も多く、最近は保育士不足なので、職員が辞めないようにそちらをサポートするのに手いっぱい。

【自治体への要望】

- 空き定員を活用したモデル事業を国が始めると聞いているが、子どもが生まれたときから切れ目なく子育て支援ができるよう支援を強化してほしい。そのためには、隣の自治体で実施している「家庭支援員」制度のように、保育所等が支援を必要とする家庭に出向いていくことが必要で、こうした支援事業に生かしてほしいと思う。
- 園として気になるのは家庭に引きこもって周囲に不安を明かせない保護者で、こういった保護者は自分ひとりで結果を出そうとする。また、保護者自身も他者とコミュニケーションを取るのが苦手な場合も多い。そういった方を見つけていく積極的な支援が必要ではないかと考えている。民生委員・児童委員が担う方がよいかもしれない。

5) G保育所

所在地	東京都	施設種別	私立認可保育所
利用定員	93名	運営主体	株式会社
職員数	40名（うち非常勤21名）		

（令和5年1月時点）

印象的な事例

【ケース1】

- 両親が離婚した在園児のきょうだいで、父が第一子、母親が第二子を引き取った事例。手を叩かれたという第二子の発言から子どもに聞き取りをして、子ども家庭支援センターにつないだ。ほかにも感情の起伏が激しい等、様々な症状が見られた。
 - 送迎時に父母どちらの家に行くのかも日によって異なり、父の再婚相手にも連れ子がいる、母に引き取られた第二子の送迎を父の再婚相手がすることもある等、複雑な家庭環境だった。
- 親権をどうするのかということも含め、園が一方的に言っても変わるの難しい。間に入る子ども家庭支援センター・児童相談所のおかげでなんとかあった。

【ケース2】

- ほかの自治体を転々としてきたひとり親家庭の事例で、今の自治体と前の自治体の関係者15～6名が集まって引継ぎを実施した。今の自治体の児童相談所が立ち上がる前の年で、隣の自治体の児童相談所と今の自治体の子ども家庭支援センターと連携した。
 - 親自身、生育の背景から肉親とつながりにくく、夜の仕事をしており、昼の仕事への転職手続きや言葉の理解が難しい状況だったため、園からの説明はなるべく簡単な言葉少しずつ伝えた。
 - 親に渡した書類を、当園に入所した子どもが代わりに説明したりするほど成長したが、子ども自身が親に甘えることが困難。
- 母親が昼の仕事に就労した後も、登園時の寝坊・遅刻、連絡不通が数ヶ月間で何度かあった。延長保育を最大限に利用しつつ、職員は母親を労いながら対応し、お迎えのときには母親が仕事の愚痴をこぼすほど園に心を開いてくれた。

①来所のきっかけ作り

（取組内容）

- HPでの案内に加え、育児相談会や保育体験（地域子育て支援拠点事業）を実施。
- 在園児の散歩等で公園に行ったときに、在園していない親子を見つけたら声をかけるようにしている。
- 入園の相談で電話が来ることもある。その際、家庭に困りごとがあると察せら

れる場合は、比較的軽度の悩みなら電話で相談を受ける。子育て広場の案内をし、その後実際に体験に来て、入園準備までつながったりするときもある。

(課題や対応策)

- アウトリーチは今後の課題である。未就園児の保護者は保育所等に行ってもよいのか迷っており、入園の希望がまだ無い家庭は児童館を利用していると思う。
- 一時保育や子育て広場等に来ない家庭は、情報を伝えたりアプローチする術がない。少しでもアウトリーチにつながるように、散歩時に声をかけたり、HPで告知したりしているが、現状ではこれが限界だと思う。未就園児の情報が得られたり、相談に乗れることを伝えたりする場があれば行きたい。

②継続的な来所の促進

(取組内容)

- 在園児・未就園児を問わず、保護者に対して、子どもを保育所等に預けている間の時間を上手く使って構わない旨のメッセージを発信するよう心掛けている。

③支援の必要性の気づき

(取組内容)

- 日々連絡帳のやり取り、送迎時の会話等でも家庭に困りごとがないか注視しているほか、在園児家庭は年に数回の個人面談を行っている。保護者の様子が一番分かるのは送迎時である。子どもの様子や言葉から気づく場合もあり、気になる言葉が出てきたときに注視する。
- 昼に職員で行う15分のミーティングで情報交換をしており、これにより個別の保護者対応も把握できる。月にすると5時間程度になり、月1回の職員会議より大事だと思う。

(課題や対応策)

- 保護者と園との関係を保ちながら外部機関との連携を進めることが難しい。アプローチの方法は色々あり、直接園で解決できるものだけではない。
- 入園書類に保育所等には虐待通報の義務があることを明記しており、保護者も理解しているが、実際に虐待の疑いを向けられると感情的になることはある。
 - ケース1では父母と園の関係は良好だったので、園の対応できる範囲を超えていることを父母に説明したうえで、児童相談所と子ども家庭支援センターの職員が父母双方の家に訪問したことで逆上せずに済んだ。訪問した職員が丁寧に父母に説明し、父母双方が不安定な養育状況を理解したことで離婚・親権手続きが急速に進められた。
- 園内で情報を共有する際は、家庭のプライベート事項は園長や主任、同席した

看護師の範囲での共有に限る。窓口となる保育士は人数を絞って対応する。

- 園からの報告によって連携する際には困っていることの概要を伝え、支援センターや児童相談所が動いてくれる。

④保育・一時預かりの提供、保護者の助言の実施

(取組内容)

- 令和2年度から一時預かり事業も始め、昨年は延べ101名が利用した。少しずつ、リフレッシュ目的の一時保育利用が浸透している。
- 一時預かり利用の間が空いてしまうと家庭の状況の把握が難しい。発達に課題がある子の家庭は、保育所等には見せなくとも困りごとや虐待の傾向がありうる。これらの把握のためにリフレッシュ目的の利用促進が重要になる。
- 一時預かりの中で発達に課題があるように見える子どもについて、困りごとをさりげなく保護者から聞き出そうとしても断られたり、他人と接していないので、子どもの発達の段階が分からず発達の課題に無自覚な保護者もいる。1歳半・3歳児健診で見逃されないよう発達が気になる子どもで今後接続が必要だと思われる場合は子ども家庭支援センターに連絡してコンタクトを取るようになっている。
- 一時預かり申込み時に親の連絡先を把握し、いつでも連絡できるようにしていると同時に、利用理由を尋ねるが、理由は色々ある。入り口を広くして保護者に心理的な負担が無いように心掛けている。
 - 園からのメッセージの発信によってリフレッシュ目的での一時預かりの心理的ハードルが下げられているのではないかと考え、保護者にも気兼ねなく利用するよう伝えている。職員に対しても、こうしたリフレッシュ目的を勧める当園の方針を周知している。
- 各クラスにタブレットを配置し、保健情報や怪我の情報を写真付きで共有をしている。園オリジナルのシステムで、これにより職員のシフトや担任のクラスによらず全員が一日に起きたことを全部見られるようになっている。
- 昼休みの15分ミーティングでは、一日の園児たちの様子を共有する。要支援児のよい変化があると先生たちも嬉しそう、周りの職員にも励みになる。他クラスの実際の現場の取組から学べるので、職員の研鑽のために重要であるとともに、その場で解決できなくても園全体で考え、担任保育士を孤立させないことにつながり、保護者や怪我への対応・判断もスピーディにできる。
 - この昼の15分ミーティングは職員のコミュニケーション活発化に有効である。それをまとめ上げて職員会議でも共有し、そこでも対応しきれない場合は個別のケース会議を行う。
- 正規・非正規職員やシルバー人材等の職員の属性の違いによらず、格差は許容せず、情報はフラットに共有する方針。気がついたことがあったときに言いや

すい空気にしておかないといけない。

⑤外部機関との連携

(取組内容)

- ケース2では、自治体の依頼で入園したため、その時点で背景等の情報は連携されていた。転居前の自治体の児童相談所・今の自治体の子ども家庭支援センター等、多方向からのアプローチできていたので、我々も安心感があった。
- 在園中に家庭にトラブルがある際は子ども家庭支援センターが対応し、園にはセンターから連絡が来た。保護者が多忙を理由に子ども家庭支援センターの訪問を断っていたため、センターの職員が保育所のお迎え時間にあわせて来所することもあった。
- 男児が転居・転園する際は転居先の自治体の児童相談所、転園先の園長に引継ぎを実施した。転園後も転居先の自治体の子ども家庭支援センターでのヒアリングに参加し、保護者対応の具体的な内容や、転園先での様子も聞くことができた。

(課題や対応策)

- 地域の中にどのような連携先があり、どの外部機関とつなぐことで何ができるかについては、現場の保育士がまだまだ勉強不足・経験不足である。園としても情報発信をしており、自治体の保育情報交換会や、要保護児童対策地域協議会のオンライン講座等で学ぶ機会はあるが、保育士が当事者意識を持つのは、難しいのが現状。

⑥その他

【必要な人材・専門性】

- 保育士が、自分はこんな支援をできる、やってきた経験があるという意見を押し付けるのではなく、支援の形を選ぶのは親子自身であることを踏まえたアプローチができる人材と、それを見極めるスキルも必要である。事例から学ぶということを活発にしていくことが必要である。

【自治体への要望】

- 地域の中で出産・育児がしやすい街づくりを考える必要があり、それは保育所等だけでは難しい。自治体からこの町に子どもがいて嬉しいというメッセージを発信しないと、地域で「子どもは迷惑、うるさい」ととらえられてしまう。
 - 例えば、公園は誰でも自由に遊べる場所というメッセージの発信は自治体にてできることだと思う。高齢者や児童向けの遊具だけでなく、乳幼児が遊べる遊具も必要。園庭がない保育所等は公園を園庭代わりにすることで認可を受けている以上、園児にとって遊びやすい場所であってほしい。

- 自治体に苦情が入ると園長会経由で保育所に問い合わせが来る。子どもの遊び方の許容範囲がどんどん狭まり、自由に遊べなくなっている。事故を防ぐルールが必要ということは分かるが、自分で考えてたくましく生きる力を持った子どもに育てる・そのことを地域に伝えるということ、国全体で取り組んでもらいたい。

6) H保育所

所在地	神奈川県	施設種別	公立認可保育所
利用定員	126名	運営主体	自治体
職員数	74名		

(令和5年3月時点)

①来所のきっかけ作り

(取組内容)

- 産後鬱を持つ母親で、子育てに孤立感を持っている方が、自治体の子育て相談や園庭開放をきっかけに来所する。
- 育児支援専任スタッフがいて、地域ケアプラザや、育児支援センター、子育て支援者会場⁵で出前保育・育児相談を行っている。出前保育のスタッフは、基本的には育児相談担当スタッフだが、保育士が行くときもある。切羽詰まった様子の保護者に保育所の職員が声をかけ、子育ての仕方や子どもとの向き合い方の話を聞く。
- 園庭開放は自治体全体の取組で、園によって時間帯は異なるが、当園では毎平日10時～15時に実施。一日中開放していた土曜日はコロナのため現在は中止。
 - 家に子どもと二人でいられないと園庭開放の時間に来て、お昼を近所で食べて、また午後に来るという親もいる。
 - 園庭開放には保育士または保育補助者が務める専任スタッフがおおり、保護者との対話や、子どもの見守りをしている。
 - 園庭には2つのスペースがあり、大抵乳児と幼児で分かれている。園庭開放に来る家庭はたいてい乳児エリアで遊んでいるが、在園児とは分けていない。
- そのほか、園児と関わる交流保育、給食体験、育児相談等のイベントを多数行っている。
- 来所する家庭には様々なパターンがあるが、乳幼児健診での案内や自治体のホームページでの周知等をしているため、それらで知って来るのだと思う。
- 当園がある地域は自治体内でも一番子育て家庭が多いので、園庭開放等も積極的だと思う。

⁵ 地区センターや地域ケアプラザを利用して、子どもが遊べる場所。子育て支援者に育児の相談ができる。

②継続的な来所の促進

(取組内容)

- 園庭開放には一日約 10 組が園庭開放に参加しており、保護者を園でのほかのイベントに誘っており、一度来たら継続して来所しやすい状況だと思う。
 - 毎日来る人もいるし、週に 1～2 回という人もいる。利用頻度の間が空くことはあまりなく、来る人は継続的に来る。保護者によると、公園の砂場より保育所等の園庭のほうが綺麗で、トイレやおむつを替えるスペースもあり、スタッフとも話せるので保育所等は来やすいとのこと。ほかには、小学生のきょうだいを待つ場所として使う家庭もある。
 - 毎日開放しているので、いつでも何となく自分の都合でふらっと来ることができるのがよいのだと思う。
- 一時預かりの利用はチケット制になっていて、事前にチケットパスポートを発行している。また、園庭開放に来たら名簿に名前を書いてもらうので、どの家庭かは把握している。
 - 保護者のニーズは様々で、子育てが苦しいという人に対してはスタッフが一時預かりの利用を勧め、一時預かり登録説明会の案内をする。入園希望のためという場合もある。

③支援の必要性の気づき

(取組内容)

- 在園児や園庭開放に来ている未就園児を見て、どんなところで泣くか、何に困難を感じているか、という観点から気づく。また、保護者の関わり方からも気づくことがある。子ども・保護者の様子を見ながら把握するようにしている。
- 毎日 14 時頃からミーティングで各クラスの担任が集まって気づきを共有する。子どもの様子がおかしい、怪我をしている、痣がある場合は情報を共有して対応を考える。
 - ミーティングは毎日行うほうが効果的だと思う。ほかのクラスの担任がミーティングで話題に上がった子どもの保護者と会っても、毎日のミーティングにより情報が入っていることで職員の対応を変えられる。
 - 長くなるようなトピックは月に 2 回行っている会議で扱う。

(課題や対応策)

- 育児支援で関わる人は在園児よりも会う頻度が少なく不定期である。見守りが必要な家庭があれば、周りの職員で情報を共有し、誕生日会や交流保育に誘う等、在園児とは違う配慮をしている。

④保育・一時預かりの提供、保護者の助言の実施

(取組内容)

- 一時預かりの利用に際しては、毎月開催される登録説明会に参加し、そこで登録してから予約できる仕組みになっている。説明会では利用目的について非定型、緊急、リフレッシュの3種類の説明をしている。リフレッシュ目的での利用の場合は、予約は1回ごとに行う。
- リフレッシュ目的での一時預かり利用については、あまり親に罪悪感があるように見えないし、園としても用途の違いを意識していない。自己都合で一時預かりを利用してもよいということは、勧めるというほどではないが説明会で伝えている。母親たちは気持ちよく帰っていると思う。

(課題や対応策)

- 発達障害やその傾向があると思われる子どもに対し、園から保護者に伝えることは難しい。園では気になる子どもについて、必ずしも保護者が気になっているとは限らない。
- まずは保護者との信頼関係を作ることが重要で、保護者から困っているという話が出たら、園でも同じことがあったことを保護者の様子を見つつ伝える。保護者が問題と思っていないのに伝えると、「先生はひどいことを言う」と受け取られてしまう。まずは保護者の様子を見て、子どものよいところを褒めて信頼関係を築くと、ポロっと困りごとが出てくることもある。保護者が全く気づいていない場合は数年かかることもある。乳幼児のうちはなかなか認めにくいかもしれない。
- 子どもの就学が近づいてくると、長い間座っていたり先生の話の聞いたり等、親から離れてやらなければならないことが増えるので、この子は小学校でやっつけていけるのかと不安に思う保護者もいる。就学が近づくと保護者にとっても受け止める心持が整ってくる。園の個人面談で、保護者から相談を受けて関係機関を紹介する。その段階でなら支援等の話が受け入れられやすくなる。
- なお、一時預かりでは要望が無い限り面談はしない。一時預かり担当保育士は朝夕に当日の様子を共有する時間があるので、そこで話すことはある。

⑤外部機関との連携

(取組内容)

- 同じ自治体の公立園の園庭開放スタッフは、年に2回集まって情報共有・研修をする。運営は園長と子ども家庭支援センター支援員が行い、園長と自治体の担当課職員も集まる。ケースによっては子育て広場等、保育所等以外の施設と情報共有することもある。園庭開放や一時預かりでの気になるケースは自治体に伝えることが多い。ただあまり細かなやり取りはしない。
- 公立園なので自治体の保健師とはやり取りが多い。支援が必要な子どもは、園

から保険センターや保健師に連絡する。入所の時から児童相談所が関わっている場合もある。

➤ ほかの園は分からないが、ここ数年の当園の経験では情報共有は早く、かなり詳しい情報も共有されており、かなり連携は取れている。

- 児童相談所とは、公立園だからかもしれないが、情報は比較的すぐに共有される印象がある。入所する前に家庭・子どもの情報が共有されたり、入所したあと近所からの通報を受けて児童相談所から保育所に連絡が来る場合もある。
- 以前あった事例では、小学生の上の子に虐待の様子が見られたため、小学校から、当園に在園する下の子の様子を尋ねる連絡が来た。対応方針は自治体の担当課で検討され、それを受けて園長に連絡があり、園では下の子の見守りをするよう依頼された。
- 特別なケースだとは思いますが、きょうだいが多く長期間の支援が必要な場合は児童相談所、保育所、小学校等が集まってカンファレンスをすることもあった。多様な支援が必要な場合等、ケースによっては地域全体で支援していくことがある。連携の提案は児童相談所、学校の校長先生、ケースワーカーから来ることもあり、場合による。
- 当園は保育所ネットワーク構築事業の事務局園⁶である。近隣の保育所等や地域子育て支援拠点と連携しながら、事務局園が中心となって保育の質の向上、子どもたちのセーフティネットの役割を担う。当園につながった未就園児家庭を、私立を含めた別の園につなぐこともある。

(課題や対応策)

- ネットワーク事業の事務局園には事業専任スタッフがいるが、人材は十分とは言えない。保育の質向上、スキルアップは十分ではなく、発展途上である。現在は皆で研修をしあって、スキルアップを図っている。

⁶ H 保育所が所在する自治体が実施する公私保育所・幼稚園の連携事業で、公立保育所にネットワーク専任保育士を配置し、地域の民間保育所等との「つなぎ役」となって、保育施設全体の保育の質の向上に取り組む役割を担う保育所を指す。

7) I 保育所

所在地	福岡県	施設種別	公立認可保育所
利用定員	200名	運営主体	自治体
職員数	51名（うち非常勤14名）		

（令和5年2月時点）

①来所のきっかけ作り

（取組内容）

- 自治体内に4つある公立保育所で保育交流をしている。未就園児が保護者とともに園に来て該当する年齢のクラスに1時間ほど入ってもらい、どのような遊びをするのか、おもちゃを使うのか、を体験してもらおう場にしてきた。また離乳食の進め方等で悩みを持つ保護者にとっては子どもを遊ばせながら話を聞くサロンのようなものになっていた。来るのは3歳児まで（4、5歳は既に保育所等に入っているため）で、0～1歳児が多い。一日で平均して6～10組、最大だと20組ほどが来ていた。
- 保育交流は4つの公立園で順番に実施し、当園は第1水曜日の午前中に実施している。参加した親子の様子から支援が必要だと判断したら相談に乗る。一時預かりは現在需要が多いため安易に勧められないが、保護者の相談に乗ろうとしている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で一時控えていたが、2022年10月に園庭開放という形で一部再開している。次年度以降戻していきたいが現在は検討中。保護者の反応は再開を「待っていた」という感じ。新型コロナウイルス感染症の影響で、子どもをどこまで連れていってもよいのか分からない、公園に行っても誰もいない・話しかけてよいか分からない等、以前と異なる悩みを持つ保護者の声が聞こえてきた。なるべく元に戻すほうがよいと思っている。
- まだ施設がキャッチできていないだけで、地域で孤立している親子は多いように思う。そういった家庭向けの場の提供としては大事な取組だと思う。

（課題や対応策）

- 当園とつながれている家庭には責任をもって介入できているが、広く市民を対象とするとなると、埋もれている・見つけられてない家庭へのアプローチは課題。5つのプロセスの中でも難しい。また、支援を必要とする家庭を見つけても、全ての子どもを入所させられる訳ではないので、何ができるかという具体的な内容は言えないが、関わり方としてどこまでできるかという整理は必要だと思う。子どもも親も困っているところ。

②継続的な来所の促進

(取組内容)

- 保育交流は大体同じ親子が参加しており、ここでママ友を作って一緒に公園に行くといったつながりもできていた。

(課題や対応策)

- リフレッシュ目的での一時預かりについては、保護者が遠慮・罪悪感を覚えることのないような声掛けを心掛けている。美容室に行く、銀行に行く、そういった理由で使ってよいというメッセージを発信している。在園児の保護者にも同様のメッセージを伝えており、子どもがうるさくてイライラするという親もいるので、「じゃあリフレッシュしておいで、笑顔で迎えに来てくれたら子どももうれしいよ」と送り出す。ただケースバイケースだが、子どもが親を求めている、片時も離れたくない、子どもの不安感が強いというときは介入の仕方を変える。微妙な匙加減がある。

③支援の必要性の気づき

(取組内容)

- 虐待につながりかねない家庭については、まずは保護者の危機感の在り様を注視している。家庭での怪我が多い子、特に顔や頭に怪我を作ってくる子は見逃せないで、自治体の担当課とも連携をとる。例えば、「昨日頭を打ちました」と言っている保護者には怪我の状況を聞き、まずは病院の受診を勧める等、保育所等に来てよい状況なのか見極めたうえで対応する。また、家庭環境の中に危険な場所・危険なものがあるのではないかと疑われるときには、必要に応じて個別に家庭訪問して環境整備をするということもある。

受診を渋る親・家での怪我が収まらない家庭は介入の仕方が難しい。同じ子どもが家で繰り返し怪我することが多く、そういう場合は保護者に何らかの特性や精神疾患がある。状況が悪化しそうなときは、ケース会議というほどではないが、自治体の担当者と情報共有し、家庭相談室・療育相談室と連携、場合によっては児童相談所・警察も含めて連携して対応している。過去、子どもを置き去りにしているのではという通報があり、警察から聞き取りをされるということもあった。

- 以前は在園児の家庭に対して年1回、5月に家庭訪問を行っていた。どんな環境で子どもが育っているのかを把握し、保護者との信頼関係を構築することが目的で、保護者と一対一で、送迎時には聞けない話を聞く。基本は土曜日に4、5件ずつ(どうしてもという場合は平日に対応)、担任が一人で行くが、支援が必要そうなところには支援担当者で行くこともある。

現在、コロナ禍で家庭への訪問は中止しており、保育所での個人懇談という形を取っているが、担任から家庭での様子が見えないと話しづらいとの声もあ

り、家庭訪問を再開していく流れになると思う。

なお、一時預かり利用者は対象外なので、家庭訪問以外の方法で家庭に寄り添っている。個別に時間を取ってほしいという保護者はあまりいないが、一時預かりから入所につながる子どもがかなり多い。最終的には保育所で預かるのでその後も見守れているかなと感じている。

(課題や対応策)

- 在園児は日々見ているので支援の必要性に気づきやすいが、未就園児については、在園児のきょうだい児でもなければ難しい。加えて、保育交流や園庭開放に参加する保護者は子どもにとってよりよい環境・教育を与えたいという意識があるが、虐待の兆候があるような保護者はそもそもそのようなイベントに参加しないため、交流等の中で気づくのは難しい。子どもに目が向いていない親へのアプローチがより必要。

④保育・一時預かりの提供、保護者の助言の実施

(取組内容)

- 若いひとり親は恋人に意識が向いていて、子どもに対してギスギスしていることがあり、そういった家庭は心配している。警戒して心を閉ざされても話が進まないの、子どもの話を聞きながら、少しずつ保護者の話を聞くよう気を付けている。
- 「公立で発達特性が強めの子を引き受けざるを得ない、私立には頼めない」というのは語弊がある。特性のある子は公立・私立問わずどの保育所等にもいると思うが、私立園では体育教室等を実施している園もあり、特性のある子には保育内容が難しいこともある。ただ、私立園も受け入れを断ることはないと思うし、前向きに受け入れはしていると思うが、一概には言えない。

⑤外部機関との連携

(取組内容)

- 在園児に関しては、現行制度だと3歳児から保育士の配置基準が大きく変わるので、それによって子どもの困りごとが増えるのではないかと心配する家庭もいる。そういった家庭については3歳児健診のタイミングで保健師に情報を共有している。また、健診時に保育所等から保健所に対して、保育所等側で気になる子についての情報、例えば保護者が悩みをもっている、子どもに多動傾向がある、認識面が心配といったことを、保護者の同意を得ることを前提に、介入が必要ならと思って情報提供をすることはある。

(課題や対応策)

- なかなか未就園児に対する手は打てていないのが現状で、今のところは3歳児健診で小児科医がいるので相談してはどうかと提案することはある。また、健

診の場で保育交流を薦める声掛けをしてもらうことはあった。

⑥その他

- アウトリーチ支援については今のところあまりできていない。10～20年くらい前は、自治体のイベントにブースを出して、製作遊びや伝承遊び等を体験させていた。しかし、そこに来るような親子は孤立していない。
- 当園ではできていないが、4か月、10か月、3歳の健診の場で介入ができればよいと思う。当園を含む保育所も保育士不足が非常に深刻で、以前は3歳児健診にオブザーバーとして、再任用で経験のあるベテランを派遣して相談を受けていたが、今はその人員すら足りない。皆が大体受けるはずの健診の場に保育所等が関わればと思う。しかし、健診に来ない親子もいる。そういう場合に自治体が介入して公立保育所等に入所というつながりになってきたりする。これまでも公立保育所等で厳しい子を多く預かってきた経過もある。
- 保育士の資格は保護者にとっても安心感につながるので、まず保育士資格は前提とした上で、共感のために、子育て経験・保育経験、特に色々な悩みを持つ保護者を見てきた経験のある人材は必要だと考えている。周囲に話を聞いてくれる人がいないことが孤立の原因なので、どこに相談してよいか分からない、家にいるしかないという状況にならないようにしなければならない。
- 保護者はうるさく言われると二度と保育所等に来なくなってしまうので、説教のような話ではなく、共感の言葉を言ってもらえる場所にすることが必要。なおかつ話を聞いてもらう間に子どもを安心して預けられるところ、託児も必要になる。それがファーストステップで、親子がよい環境を築くためのペアトレーニングが重要。特性の有無によらず、こういう声掛け、こういう関わりをしていくのが望ましいということ具体的にアドバイスできる人が必要。昔は祖父母や近所の人役割だったかもしれないが、今はそういう人がいないから一人になっていたり、メディアに依存している。狭い範囲で子育てしている家庭が多いように思う。
- 保育士を目指す若者がたくさんいてほしいと考えている。虐待の事案等が報道されることによって、保育士という職業への憧れ・イメージが下がっていると懸念している。保育士は、人の命を預かって国を担う人材を育てる大事な職業なので、彼らのモチベーションを上げたい、世の中からもっと認められたいと思っている。そのためには、行政主導での保育士の魅力を発信していくことが必要と考えている。小中高校生に対して「保育士ってこんなに楽しくてやりがいがあってよい仕事なんだ」と発信し、保育士が社会に貢献できるというモチベーションを持てるようにしてほしい。その結果として、とにかく保育士不足を解消することで余裕をもって丁寧に関わることができる。

8) J 認定こども園

所在地	東京都	施設種別	私立認定こども園
利用定員	170 名	運営主体	社会福祉法人
職員数	50 名（うち非常勤 15 名）		

（令和 4 年 4 月時点）

法人理念・認定こども園以外の体制

- 法人自体がもともとキリスト教の理念に基づくセツルメント運動として都内で事業を開始しており、地域に向き合う姿勢をずっと持っている。そこに加えて子どもの発達についてはよく学び、近年では発達障害も含めて、良くとらえたうえで教育的環境への合理的配慮につなげていけるようになった。
- 認定こども園の運営のほかにも、
 - ①児童厚生施設（児童館）として認可を受けている体育館を持ち、放課後児童クラブも実施している。
 - ②キャンププログラム、ピアノの教室活動、年輩者お食事プログラムも実施しており、学生ボランティア、企業や海外からの研修生も積極的に受け入れ、青少年健全育成につなげている。
 - ③都道府県の施設として、児童養護施設も運営している。
 と、広範囲の児童問題に対応できる体制が整っている。
- 放課後児童クラブも併せて運営していることにより、長い場合だと 12 年間お付き合いがある家庭もある。継続して放課後児童クラブに入っていないなくても年一回実施しているキャンププログラムへ参加する子もおり、同窓会のような雰囲気になっている。保育所等（乳幼児）、放課後児童クラブ（小学校）、児童館（中高生）、大学生のボランティアリーダーと広くつながることができる体制がある。

①来所のきっかけ作り

（取組内容）

- 現在はコロナ禍の影響で休止中だが、未就園児家庭が子育てのサポートを受けたい保育所等を登録するという自治体の事業（以下「自治体事業」という。）に参加していた。自治体事業の利用者の中にも目が合わない親、発達が気にかかる子どもがいた。実際、自治体事業の利用者の中から当園に入園するケースもあり、気になる家庭のうちいくつかは当園で継続して見守ることができた。
- 当園では、未就園児向けの身体測定、誕生日祝い等については在園児に混ぜてもらって実施しており、その中で交流が図られていた。あとは離乳食体験や栄養相談等を実施していた。それらを通じて保護者が在園児のたくましい姿を見て驚いたり、自分の子どもの発達等についてあまり悩み過ぎなくてよいと

感じたりしていたようだった。

- 自治体事業は、電話をもらえれば当日でも園に来ていただくことができる。お楽しみ会、離乳食会等は日を決めて実施している。

(課題や対応策)

- 自治体事業のコロナ休止後は、地域で子育てをしている方の感触がつかめなくなった。また、保育園入園希望者の園見学には1シーズン100組くらいの希望があるが、質問内容の傾向だけでも、自宅で子育てをしている家庭、初めての子育てをしている家庭のニーズが分かるので、急ぎ再開したい。

②継続的な来所の促進

(取組内容)

- 今後の園の行事等のプログラムを提示することで予定に入れてくれて再訪につながっていた。
- 在園児の中にもDVが疑われる、休みがち、親子ともに発達上の課題や特性を感じる等のケースもある。アプローチの頻度やタイミングに留意して、疎まれて園から遠ざかることのないように、社会の窓口として利用が継続されながら注視できるように気を付けている。

③支援の必要性の気づき

(取組内容)

- 長く事業を行い地域とも深く関係を築いてきており、どういう支援が必要か、どこにつなげればよいか等の見当が付きやすい。その家庭が要支援かどうかは、自然な流れの中で判断しなければならない。家庭によって積極的な情報開示があったりなかったりする中で、保護者とコンタクトを取りながら注視している。
- 支援の必要性を見るタイミングとして、まず入所時の情報と親子の様子をよく見ている。次いで、保健所の1歳半健診、3歳児健診の節目で発達段階を確認し、必要に応じて保護者と共有し健診を確実に受診するよう促している。3歳児健診以降は就学相談や就学前健診まで子どもの発達を確認する機会を得にくくなるので、3歳児健診前の動きは重要。それ以降も注視して、場合によっては心理相談員につなぐなどしている。
- 若い保育士は先輩の経験も自分の学びにして経験を重ねている。毎日午睡中に各クラスで子どもの様子を話し合っ理解を深めている。そのときに、子どもの特性やそれに応じた対応方法の情報を共有することはクラスとしても大切。色々な人の助言や伴走を得ながら、当園が全体的なチームとして保育をしているという認識で、クラス担任だけが難しさを背負うことが無いようにしている。

(課題や対応策)

- 未就園児の保護者の様子や家庭状況の全体像(父親はどこまで育児に関わっているか、母親はどのような特性を持っているか等)を把握するには時間がかかる。自治体事業の登録申込書で把握できる情報も限られている。
- 保育士が親とのやり取りに難しさを感じるケースでは、親にも発達特性を感じる場合もある。コミュニケーションや捉え方にずれが生じたり、人からの支援を受けにくく孤立しがちだったり、危険受容への認識度が低い親等、なだらかな関係をどう構築するかという点に重きを置いている。特性を認識・把握・理解するという点について職員間で勉強を重ねている。

④保育・一時預かりの提供、保護者の助言の実施

(取組内容)

- 子ども、保護者、周囲、誰の困りごとなのかをよく見るようにしている。早い場合では0～1歳児でも特性が顕著で、食事・睡眠・感覚等に関する著しい悩みが生じて親が疲弊してしまうこともあるので、見極めて声をかけるようにしている。一方で園の集団生活の中で色々な経験をし、成長が期待できるという場合はあえて他機関につながず様子を見ることもある。
- 自治体から巡回の心理相談員とのケースカンファレンスも実施している。全該当学年以外の保育士も積極的に参加しており、その話を聞く中で、育ちの道筋が見えたり、自分の担当学年では何をしておいたら良いか等を考えたりしている。
- 「特別支援」という言葉もあるが、特別な支援はどの子にも必要だと思っており、配慮が必要な子どももすごく特別な育ちをしているわけではない。発達をよく学んで、子どもの姿を捉えて、特性の把握に努めている。

(課題や対応策)

- 保護者と子どもの姿を共有することに努め、保育士の見立てや関わりの工夫、先の見通しなどが伝われば、「そこまで見てくれているのか」と言ってくれる親もいる。そのうえで療育機関を勧めたり、就学について相談したりすると、親も受け止めてくれることが多い。

⑤外部機関との連携

(取組内容)

- 子ども家庭支援総合センターとは、要支援家庭等の子どもの様子等を伝えることを通じて来所している子どもたちについて気になることを相談させてもらいやすい。子ども家庭支援センターも過去の記録を残しているようで、相談の電話をした際に、その家庭の母親が2年前にDVの関係で相談に来ている等の情報が確認でき、保健センターやきょうだいの学校とも連携を取ることにつな

がった。情報が集約されているのが分かり、こちらでも注視・対応して、必要が生じた際に情報をあげる意識をより持つことができている。

- 自治体では中学校区単位で幼保小中一貫教育という取組を行っており、関係機関で定期的に会合を持っている。教育の連携、子どもの発達状態の共有の場で、担当者同士は熱心に取り組んでいる。一方で個々のケースは校長・園長それぞれの考えや各学校の状況次第で、連携できる施設ばかりではない。
- 他機関と連携する事例については、依頼を受けて要支援家庭等を子ども家庭支援総合センターと連携して見守るものと、在園児の中でネグレクト、DV等の事情を把握して園から子ども家庭支援総合センターに発信するものがある。
- その子どもたちの中でも、子どもの特性・親の特性それぞれを踏まえた適切な対応を子どもが小さいころから受けていれば、ケース児にならないはずの事例もたくさんある。社会的養護に至る前に予防的に、特性理解や保護者支援の観点で保育所や学童で取り組めることがあり、その重要性を感じている。

(課題や対応策)

- 地域に根差した取組は近隣の保育所等同士が連携することでもでき、やった方がよいと思っている。園同士で地域について考えていくという考え方が重要で、保育所等が地域福祉施設だという考え方をもちたい。

⑥その他

- 職員向けには定期的に会議等でも理念に触れることは多く、子どもを第一に熱心に取り組む職員に恵まれている。子どものことや保育を語り合うことは学びでもあり、次に進む活力にもなるが、職員の休息も大事なので、そのバランスはとっていきたいと思っている。
- 自治体への要望としては、子育て支援をこどもの育ち中心に見てほしいと思っている。子どもの育ちを長く、切れ目なく伴走支援できるような制度を実現したいが、不登校といった学校の問題が出てくることもあり、放課後学童クラブや児童館の役割も非常に重要になってくる。地方では状況が違うかもしれないが、都市部では児童館があると色々な仕掛けができる。中高生の児童福祉も見ていく必要がある。

9) K認定こども園

所在地	鳥取県	施設種別	公立認定こども園
利用定員	125名	運営主体	自治体
職員数	35名		

(令和5年2月時点)

印象的な事例

- 父親が異なる複数の子どもを持つ若い母親の事例。在園児のお迎えは祖母や年上のきょうだいが行っており、お迎え時にきょうだいとのコミュニケーションを図っている。母親も迎えに来るときはコミュニケーションをとるようにしている。
- 母親がお迎えに来られないのは様々な理由があるが、生活リズムの乱れもある。在園児は赴任する前の園に通っていた園児なので、前から知っている親子。生活が変わるたびに生活リズムや悩みが変わってきた。今は時間的には余裕があるが、より小さい子どももいる。家が近いこともあって上の子が迎えに来ている。親が辛い状況にあり主に祖母が送迎をするということもあるが、祖母と密に連絡を取りながら、タイミングを見て個人懇談で話す機会をもちつつ、母親自身の頑張っている姿をほめ、母親の辛さにも共感しながらフォローしている。

①来所のきっかけ作り

(取組内容・課題や対応策)

- 今回の調査に対応するまでは、正直、「来所のきっかけづくり」を保育所等の業務と感じていなかった。そこは保健師や子ども家庭支援センターが担っていると考えていた。そのうえで入園してくるときには、園はそれらと連携をとっていた。園の役割として重視していなかったと実感した。

②継続的な来所の促進

(取組内容)

- リフレッシュ目的で利用することに罪悪感を覚えている保護者もいるとは思うが、申請時に最初からリフレッシュであると申請する人もいる。

③支援の必要性の気づき

(取組内容)

- 普段から職員間で気づいたことはその場で随時共有しているが、送迎時の親子の様子は特に注視している。子どもが朝食を食べていない、元気がない、登園時に子どもが泣くと親がイライラしている等の場合はフォローしている。

- 要保護児童対策地域協議会の研修会で、要支援家庭等かを判断する視点を学ぶ機会がある。研修会は毎年やっていた時期もあったが、いまは2～3年に1回になっている。

(課題や対応策)

- 難しいのは支援の必要性の気づきの段階。子どもが怪我をするような事態になれば要保護児童対策地域協議会等の外部機関と連携するが、その後に親自身の辛さ解消のために外部連携することは無い。親自身が辛さを受け入れられないときもある。相談される機会を広げることの難しさを感じる。

④保育・一時預かりの提供、保護者の助言の実施

(取組内容)

- 辛い状況にある保護者に色々と助言しても、うまく伝わらず関係が壊れることがある。そのため、保護者自身の辛い思いを聴く、保護者の仕事が休みの土曜日でも子どもを預かることで保護者がリフレッシュできるようにする等の配慮をしている。また、保護者自身の辛さや気持ちは職員間でも共有し、どの保育士が対応しても同じスタンスで支援できるよう連携している。
- 連携を含め、外部機関との相談はスムーズにできている。発達障害で育てにくさを持っている家庭とは健診後のつながりが続いていることもあるので、保護者に発達支援室に話を聞いてみましょうかと伝えることがある。保護者も専門家に聞けることで肩の荷が下りることもある。
- 子どもの問題を認識していない・したくない家庭に対して、園側から提案できる場合は次の段階に進めるが、自分のことで手一杯な親もいる。そういうときは親自身が頑張っているということをまず褒め、関係を少しずつ作っていく。

(課題や対応策)

- 保護者への助言をする際は、保護者の様子を見ながら色々対応を変えている。親の様子・反応を見ながら、保育所等での子どもの気になる姿を伝えているが、これ以上伝えると関係が悪化しそうなときは言えないこともある。園側から話をすることが難しいときは、教育委員会（公立の認定こども園で教育委員会の管轄下にあるため。）や保健師に関与してもらうこともある。子どもに療育や支援が必要というときは教育委員会に関与してもらう。発達関連で保健師・要保護児童対策地域協議会等が関与する。

⑤外部機関との連携

(取組内容)

- 今回この調査を受けて、この自治体では役場と要保護児童対策地域協議会の体制が、何かあったときにきちんと機能していると感じた。以前子どもが痣を作って登園することがあったが、その子どもを要保護児童対策地域協議会が把握

していたので、要保護児童対策地域協議会が中心となって園や役場、児童相談所の対応を整理してくれた。結果、園が慌てて対応して失敗することがなく、安心して動くことができた。

当自治体のように小さい自治体では、要保護児童対策地域協議会のネットワークが軽く、連携の要になっている印象がある。

- 公立の当園では、定期的に訪問する保健師や役場の要保護児童対策地域協議会の事務局職員に、問題が小さなうちに相談する。普段は2か月に1回くらい。また、役場の担当者が気になる家庭の様子を確認等を担当しており、園を訪問することもある。資料提出という形で協力することもある。
- 自治体から前もって園でも注意しておいてほしいといわれる場合もある。自治体の母子保健担当部署の保健師が、妊婦のときから要支援家庭等とつながりを持っている。保健師が赤ちゃん訪問で全家庭を巡回し、不安がある妊婦のところは、健康関係の課の保健師が健診時にフォローし、訪問を増やしたり、その中で保育所等の一時預かりや子育て支援センターに来てみませんかと働きかけてくれている。
- 要保護児童対策地域協議会がケースを3段階に分類して管理している。他機関と連携する際も間に要保護児童対策地域協議会事務局が入っている。年に3、4回要保護児童対策地域協議会の会議があり、そこで様子を確認している。例えば園に子どもがかわいくないと言う保護者がいれば、要保護児童対策地域協議会に相談し、それを受けて要保護児童対策地域協議会が介入する等、情報のやり取りを行っている。要保護児童対策地域協議会等が家庭を訪問するまでには至らないケースでも、次の健診時に保健師が注視する等の対応をすることはある。
- 家庭支援・子どもの特別支援関係は発達支援コーディネーターが連携の役割を担っている。要保護児童対策地域協議会が関与すると園長が役割分担をしながら関わっている。
- (転園時の申し送りは) 気になる子どもに限らず保育要録を作成しており、転園先から申請があれば送って引継ぎをする場合はある。ただ、自治体をまたぐとなかなかつなげられないのは事実。
- 私立も含めた近隣の認定こども園(自治体内の幼稚園は全てこども園に移行済)・保育所とは連絡会という形で連携を取っている。テーマや年齢に応じた部会があり、情報共有や要保護児童対策地域協議会の研修を一緒に行うこともある。

⑥その他

- 現在は自治体の保健師が地域の未就園児保育所等をつなぐ役割を担っているが、専属のスタッフや専門性を生かせるスタッフが必要。園の中に新しい組織

を立ち上げるよりは、今ある連携を強化していけたらよいのではと思う。園に担当の対応スタッフをおけるとよい。

- 園側では保護者に対するカウンセリングのスキルは必要だと思う。現在はそこまで重度のケースは多くない。でもどこにも頼れない人もいると思うので、寄り添っていくためにはカウンセリングの技法を身に着けておいて支援する必要がある。広く職員みなが持っていればとは思いますが、やはり担任が一番。担任を支える役割をする、スキルを持つ人があると担任も安心するだろう。
- 自治体の保健師の負担が非常に大きくなっており、辞める人が多い。保育士も辞める人は多いが、保健師・社会福祉士のような専門職は不足しがちなのでそういうところを自治体に支えてほしいと思う。保育士も不足しており、日々業務が圧迫してくると細かな支援が難しいので、職員の補充、専門職の保護はよくなってほしいと思う。福祉関係の仕事に就きたい人が増えるとよい。
- 発達の問題に気づいているが認められない保護者のケースは保健師によく相談する。発達に関する話をしてくれる、母親の辛さにも寄り添ってくれる等の保健師の対応がよいと保護者が受け入れやすく、支援を次につなげやすい。
- アウトリーチについては、保健師、民生委員がアプローチの中心になると思う。

10) L 小規模保育事業所

所在地	静岡県	施設種別	私立小規模保育事業所
利用定員	15名	運営主体	社会福祉法人
職員数	14名		

(令和5年2月時点)

印象的な事例

- 双子が入園した事例。双子であるため育児が大変で、家庭内でも父母の関係が良くなかった。保育士の中でも母親の表情が怖いときがあり心配していた。当法人が運営し、園内に併設している児童家庭支援センターの相談員と相談して、母親に児童家庭支援センターへの相談を案内した。内部で保護者・子どもの情報を共有して、今も福祉サービスを継続して利用している。

①来所のきっかけ作り

(取組内容)

- 園庭開放ではないが、事業所の横に園庭を使って乳幼児の遊び場を設けている。対象者は当園のある地域の親子で、回覧板等で広報している。週4日間、10～12時に行っている。この時間内なら入退場は自由で、予約も不要にしている。乳幼児の遊び場を利用した家庭が一時預かりにつながるケースも多いように思う。一日当たり平均3組程度、最近は多い日だと6組ほどが利用している。回覧板のほかには、自治体の掲示板、町内会経由の広報をしてもらった。SNSも使いたいのが難しい。ほかにも、園そのものの周知のために、自治体内の祭り等で広報をしていたが、最近はコロナの影響等もありできていない。

(課題や対応策)

- 乳幼児の遊び場はコロナ禍では中止、感染状況が落ち着いた頃も予約制で一日2組までに限定していた。最近になって予約制を撤廃したが、利用者数はコロナ前より少ない。コロナ禍で回覧板を回せず広報ができなかったのも理由の一つと考えている。

②継続的な来所の促進

(取組内容)

- 一時預かりのパンフレットに、散髪やカフェでリラックスするときにも一時預かりを利用してよいという文言を入れており、リフレッシュ目的の利用に罪悪感を与えないように留意している。一時預かりの利用者は1ヶ月に約40名で、半分はリフレッシュ目的である。毎月必ず上限の5日間利用する人もいる。登録時に基本的な情報を知るための面談を行い、アレルギー等を把握している。家庭によっては悩み(寝られない、疲れている等)も相談され、そこから児童

家庭支援センターを紹介したケースもあった。

(課題や対応策)

- 過去乳幼児の遊び場に来た保護者に対して来所を促すことはしていないため、来所が継続しない明確な理由は分からない。ただ、場所が遠い、子どもの昼寝の時間と被ってしまう等だと考えている。ほかには母親が子どもの外出の準備をするのが億劫になるという理由もあるのではないかと思う。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、乳幼児の遊び場に参加した保護者の氏名や電話番号等を名簿に書いてもらっていた。しかし、コロナが落ち着いたら、それほど厳密に管理しない予定。

③支援の必要性の気づき

(取組内容)

- 在園児の場合、送迎時の保護者との会話から育児疲労が見受けられたときや、子どもの身体・生活状況、具体的には見て分かる痣がある、服が昨日と同じや匂うとき等は、毎日のお昼に行う定例ミーティングで話している。

(課題や対応策)

- 当法人は児童養護施設を運営しており、次いで社会的擁護が必要な子どもを生まないために児童家庭支援センター県の委託事業として実施することにした。その後小規模保育事業という制度ができ、社会的擁護が必要な子どもを生まないサービスの一つとして小規模保育事業を行うことにした。通常の認可保育所は子どもの数が多く、家庭まで含めて面倒を見るのが難しくなるため、あえて小規模保育事業所という形にしている。

④保育・一時預かりの提供、保護者の助言の実施

(取組内容)

- 冒頭の双子の母親の事例では、当法人運営の児童家庭支援センターを活用したため、家庭の状況を知ることができた。母親の疲労の原因や、育児において大変な点を細かく聞き、園からは子どもを土曜も預かれるため、休日に子どもを預けて一日リフレッシュできることを伝えた。母親と話す際も少し長めに母親の話聞く等の配慮を行った。
- 預かっている子どもが0～2歳なので、その時点で発達特性について保護者に伝えることは少ない。職員が気になった子どもについては、退園時に子どもの様子を親に伝えている。
- 当法人が障害者支援施設も運営しているため、保護者が障害を持つ場合にも対応できている。法人内の障害の部署から自治体に情報を伝え、その流れで子どもを当園で預かる方向で入園が決定されるので、入園時には既に情報が入っている。当法人がハブのような働きをしている。

- 3歳の卒園時には全園児の引継書を作成して転園先に送る。気になる子どもの情報も引継書に書く。保護者に関しては、全ケースではないものの、引継書には書きにくい情報もあるため、転園先に保育士が直接行って園長に家庭状況・子どもの状況を直接話すことがある。転園先には何かあったら連絡するよう伝えている。

(課題や対応策)

- 言語や文化の違いから外国人の保護者への対応に苦慮することもある。

⑤外部機関との連携

(取組内容)

- 園から関係機関に連携を取る際には、必ず間に児童家庭支援センターが入っている。児童相談所や警察へも児童家庭支援センター経由でつなげる。児童家庭支援センターは基本的にほかの保育所等と(当園ほど密接に)はつながっておらず、要保護児童対策地域協議会を経由してほかの園とつながってくることはある。当園と児童家庭支援センターの間で密な関係ができており、児童家庭支援センターがハブ的な役割を果たしている。
- 要保護児童対策地域協議会から主に要保護児童についての連絡が来るほか、グレーゾーンの子どもの情報は自治体からも来る。当園に情報が来た後は学校や病院、センターにつなぎ、多職種連携で取り組めるようにしている。児童相談所で扱うようなケースだけではなく、グレーな子どもにも目が届くようになってきている。要保護児童対策地域協議会で検討した後は、当法人以外にも、学齢児であれば学校や教育委員会、児童心理診療施設も連携することがあり、必ずしも当法人だけで抱えている訳ではない。基本的には要保護児童対策地域協議会は月1回行われている。

⑥その他

- あまり外に出ない家庭へのアプローチは当園ではなく児童家庭支援センターが行っている。具体的には、児童家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会や学校から来た情報を基に孤立している家庭の連絡先を把握し、電話だけではなく家庭訪問をして直接親子に会うようにしている。その際、クリスマス等で児童養護施設に寄付いただいた物資や、児童家庭支援センターに届いた衣服等を生活困窮家庭へのお土産に訪問している。
- 家庭が孤立しないように拠点となることが大事なので、要支援家庭等に限らず、子どもを持つ家庭に保育所等の存在が知られてほしい。また、入園・一時預かりのサービス利用において、保護者の負担にならないサービス作りが必要。例えば、注意されるとショックを受ける保護者もいるので、保護者にとって面倒・煩わしいと思われない保育所等が必要だと思う。ほかにも、介護・障

害・保育、学齢期の子どもへの教育等、福祉サービスの垣根を無くしていくしかない。その中心となるのが保育所等でもよいと思うし、そういう施設が各学区レベルでできるとよいと思う。

- 介護・障害等も含めて支援するのなら、大所高所に立ってソーシャルワークを理解したうえで子育てに関わる人材が必要である。今いる職員が研修等で身につけることと、地域を見る専門家が保育所等・子育てに関わることの両方のアプローチが必要。当園の保育士に対しては大所高所に立った視点で取り組むように指導している。
- 当法人は複数の福祉サービスを提供しており、その中で分野の垣根を越えての人事異動を積極的に行っている。専門性を深めることも大事である一方、日々変わる制度に対して多様な考え方を持つために、色々な経験をするほうがサービスも良くなると考えている。ほかの法人は多様な福祉サービスを提供していないところが多いと思うので、国が進めている法人間の合併や連携強化は理にかなっていないと考える。そうはいつても、法人の考え方の違いがあつて、賛同しない法人もあると思う。理念や方針を浸透させていかないことには人材育成も進まない。
- リフレッシュ目的で利用したい人は、月5日間という上限がどうにかならないかなと思っている。日数のほかにも、職員配置で受け入れ可能な人数が決まってしまうことも課題である。現在は緊急利用のために常に1枠開けているが、それ以外は毎月使う方で枠の取り合いになっている。もう少し受け入れやすい制度設計になっていると園としてもやれることが増える。
- 当園は正規職員が3人、ほか10名以上はパートでやっている。専門性を高める、地域に目を向けられる人材を育てると言っても、現場でやっているのはパートであるため、そこまで求められない。正規職員を配置できる補助等があれば、園としてやれることもある。
- ほかに、送迎付きの保育所等をやりたいと思っている。ショートステイも利用希望は多いが、場所が無いため厳しい現状。トワイライト・ショートステイの敷居を下げる、利用を増やす制度があればよいと思う。また、おむつのサブスクリプション、ICT活用によつても一時預かりの利用を広げることができる。

第3章 考察

事業テーマを踏まえた検討項目一覧

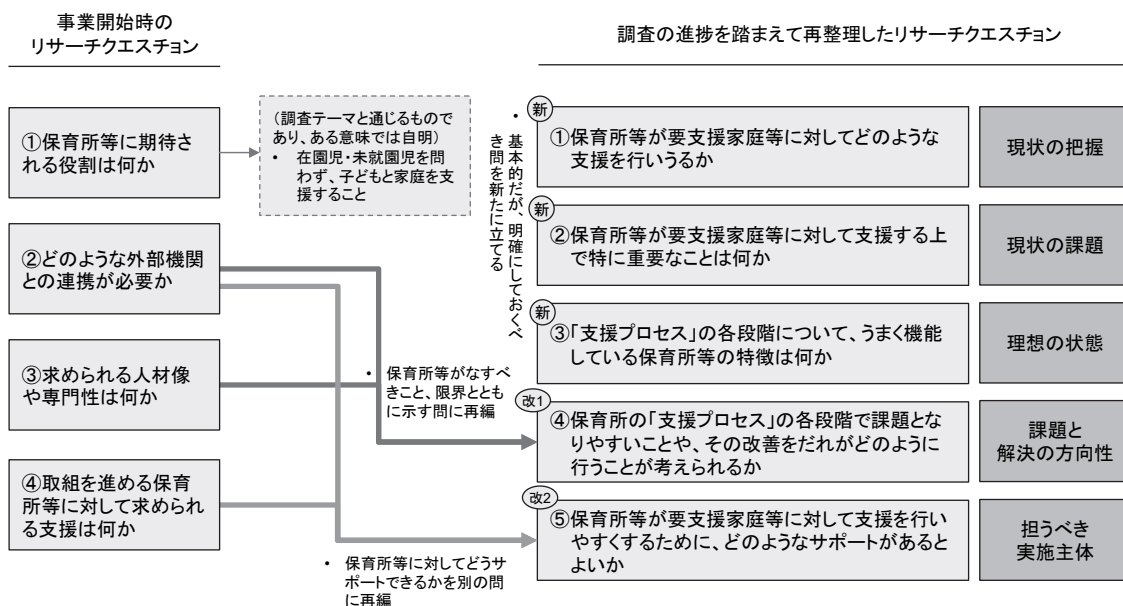
本事業は、主に令和6年度以後、保育所等が要支援家庭等に対する支援を円滑に行えるようになることを見据え、保育所等における要支援家庭等に対する取組の現状(好事例の把握を含む)と取組に当たって抱えている課題を把握・整理し、要支援家庭等への支援のあり方と実現に向けた課題をまとめることを目的としたものである。

これを踏まえて、調査の出発点として、以下の4つのリサーチクエスチョンを置いた。

- 【問1】 支援策：市町村では要支援家庭等への支援に関し、保育所等にどのような支援を行うことを期待しているか。現場である保育所等では要支援家庭等の属性に応じて、どのような支援を実施しているか。
- 【問2】 外部連携：市町村・保育所等が要支援家庭等へ支援を行う際、要支援家庭等の属性に応じて、どの主体と連携しているか。
- 【問3】 人材・専門性確保：要支援家庭等への支援を行うために市町村・保育所等ではどのような人材確保施策や専門性向上施策を行っているか。
- 【問4】 課題整理：既に要支援家庭等への支援を実施している保育所等において、支援を開始する段階、支援を開始した後の段階で生じた課題は何か。当該課題を解決するために、保育所等の運営に主に関わる国・市町村・保育所等が今後実施すべきことは何か。

しかしながら、調査を進めるにつれ、いくつかの問には明らかに答えが出ていると判明する一方、新たな問も生まれた。このため、問を下記のとおり5つに再整理した。

図表 61 リサーチクエストの再編



新しいリサーチクエストは、順に①保育所等における要支援家庭等への支援の現状の把握、②そこから抽出される現状の課題、③それに対するヒアリング先での対応策から見る理想的な状態を確認したうえで、④課題に対する対応の方向性、および⑤保育所等だけでは解決が難しいことを担うべき実施主体を検討するものである。

なお、考察に当たっては、在園児家庭と未就園児家庭（特に自ら支援にアクセスしづらい未就園児家庭）とに応じた視点が必要になる。また、今回のアンケート調査およびヒアリング調査では、要支援家庭等への支援に意欲的な施設が積極的に回答していると推測されるため、その調査結果についても偏りがあると考えられる点に注意が必要である。

以下の各リサーチクエスト（RQ）の検討にあたっては、アンケート調査とヒアリング調査の内容を下記のとおり検討材料とする。

図表 62 検討すべき項目一覧

リサーチクエスチョン		具体的に考えること・調査結果から確認すべきこと	検討材料	
			アンケート	ヒアリング
1	保育所等が要支援家庭等に対してどのような支援を行いうるか	支援プロセスの各段階で、現状では保育所等でどのような取組が行われているか	【保育所等】問7、9～13、19、22 【自治体】問6	—
2	保育所等が要支援家庭等に対して支援する上で特に重要なことは何か	保育所等は各段階のどこを、課題と感じているか 各段階の課題において何が重要と考えているか	【保育所等】問26、27 【自治体】問15、16	—
3	「支援プロセス」の各段階について、うまく機能している保育所等の特徴は何か	支援プロセスの各段階での課題を解決するためにどのような取組が有効であったか	—	課題解決のための取組の実例
4	保育所等の「支援プロセス」の各段階で課題となりやすいことや、その改善をだれがどのように行うことが考えられるか	支援プロセスの各段階での課題について、保育所等が解決できること 保育所等では解決できないこと	RQ1～3から 見えてくること	
5	保育所等が要支援家庭等に対して支援を行いやすくするために、どのようなサポートがあるとよいか	外部機関との連携・協力も含め、どのような解決の方向性がありうるか	RQ4	

RQ1 保育所等が要支援家庭等に対してどのような支援を行っているか

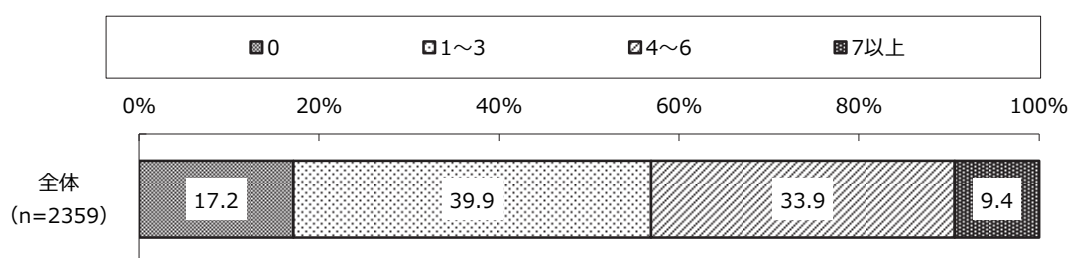
RQ1では、支援のプロセス①～⑤に沿って、保育所等で現在実施されている事業・取組等の状況を確認する。

(1) 来所のきっかけづくり

保育所等または自治体を実施する未就園児向けの事業・取組は、保育所等に来所して接点を持つきっかけとなる。こうした事業・取組の実施数について、アンケート保育所等票問7と自治体票問6からみると、以下のようなになる。

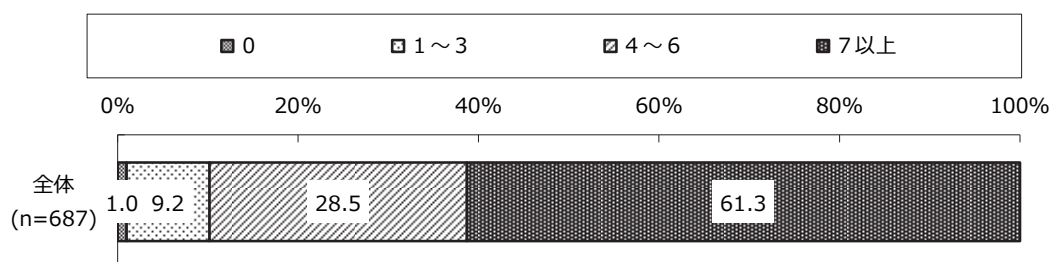
1つ以上の事業・取組を行っている保育所等は82.8%、自治体は99.0%となり、双方とも要支援家庭等を発見できる場を有していると考えられる。

図表 63 保育所等における来所のきっかけとなる事業・取組の実施数



出典：アンケート保育所等票問7より

図表 64 自治体における来所のきっかけとなる事業・取組の実施数



出典：アンケート自治体票問6より

また、保育所等・自治体の同じ間では、実施している各事業・取組の有無とその効果を尋ねた。

図表 65 と図表 66 で、事業・取組名の冒頭に○を付したものは、多くの保育所等・自治体で実施されており、またその来所のきっかけづくりとしての効果も高いと感じられているものである。地域子育て支援拠点事業は保育所等・自治体双方でこれにあっている。ほかに保育所等では園庭開放等、自治体では利用者支援事業等が多く実施され、効果も高いとされている。

一方、事業・取組名の冒頭に●を付したものは、実施している保育所等・自治体は少ないものの、実施しているところでは来所のきっかけづくりとしての効果が高いと感じられているものである。保育所等では子育てイベントの開催・共催、職員による出前保育等、施設外で行われる取組がある。また、自治体では未就園児家庭訪問事業等、未就園児家庭を直接自治体・保育所等と結びつける性質の取組が目立つ。

このように、来所のきっかけとなる事業・取組はほとんどの保育所等・自治体双方で実施されており、多くの施設等で実施されておりその効果も高いものがある。

図表 65 保育所等における事業・取組の実施の有無とその効果

↓来所のきっかけとしての効果が「とても効果的」または「効果的」の合計が70%以上の取組のうち、「実施している」が30%以上のものは○、30%未満のものは●

		来所のきっかけとなる事業・取組の実施の有無 (n=2359)						来所のきっかけとなる事業・取組の効果 (n=各取組の「実施している」回答数)					
		実施している		実施していない		無回答		とても効果的(%)	効果的(%)	どちらともいえない(%)	あまり効果はない(%)	効果はない(%)	無回答(%)
		数値	%	数値	%	数値	%						
	○地域子育て支援拠点事業	1054	44.7	1096	46.5	209	8.9	36.9	45.0	10.0	1.0	0.5	6.6
	子育て短期支援事業	244	10.3	1601	67.9	514	21.8	16.4	46.3	23.8	1.2	0.4	11.9
施設内での取組	○園庭などの施設開放、備品(絵本・玩具等)の貸出し	1406	59.6	732	31.0	221	9.4	25.8	47.2	12.8	2.3	0.9	11.0
	○クリスマス会などのイベント行事の開催	1067	45.2	982	41.6	310	13.1	38.8	38.1	8.6	1.1	1.3	12.0
	○職員による子育て相談会の開催	1010	42.8	1019	43.2	330	14.0	28.4	43.2	14.3	2.1	0.8	11.3
	身体測定の実施	796	33.7	1171	49.6	392	16.6	29.9	38.9	14.2	2.1	2.9	11.9
	●保育・給食などの体験会の実施	683	29.0	1268	53.8	408	17.3	36.0	41.7	8.6	1.0	0.7	11.9
施設外での取組	●施設外の場で行われる子育てイベントの開催・共催	482	20.4	1454	61.6	423	17.9	29.9	42.5	11.4	2.1	0.4	13.7
	自治体の母子保健部門が実施している親子教室等への協力	323	13.7	1566	66.4	470	19.9	19.2	42.1	18.3	2.2	0.6	17.6
	●保育所等や子育て支援センターの職員による出前保育	280	11.9	1626	68.9	453	19.2	30.4	46.8	7.1	0.4	0.4	15.0
	自治体や他の機関が実施している未就園児家庭訪問への同行	59	2.5	1798	76.2	502	21.3	22.0	45.8	15.3	0.0	0.0	16.9
	その他	138	5.8	388	16.4	1833	77.7	17.4	22.5	6.5	0.0	0.0	53.6

出典：アンケート保育所等票問7より

図表 66 自治体における事業・取組の実施の有無とその効果

↓来所のきつかけとしての効果が「とても効果的」または「効果的」の合計が60%以上の取組のうち、「実施している」が50%以上のものは○、50%未満のものは●

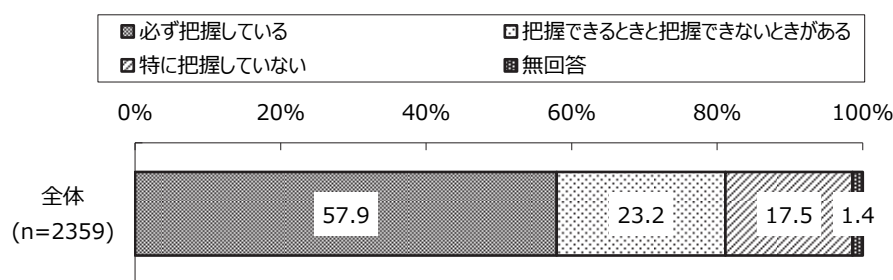
		来所のきつかけとなる事業・取組の実施の有無 (n=687)						来所のきつかけとなる事業・取組の効果 (n=各取組の「実施している」回答数)					
		実施している		実施していない		無回答		とても効果的(%)	効果的(%)	どちらともいえない(%)	あまり効果はない(%)	効果はない(%)	無回答(%)
		数値	%	数値	%	数値	%						
自治体から働きかける事業・取組	乳幼児健康診査	法令により全市区町村で実施						4.4	18.2	13.7	2.5	1.2	60.1
	乳児家庭全戸訪問事業	651	94.8	19	2.8	17	2.5	12.1	41.2	33.8	6.6	3.8	2.5
	養育支援訪問事業	512	74.5	138	20.1	37	5.4	9.4	42.8	35.4	7.0	3.7	1.8
	●未就園児家庭訪問事業などの管内の子育て家庭への訪問	200	29.1	416	60.6	71	10.3	8.0	54.0	27.5	4.5	1.5	4.5
保護者が利用する事業や必要に取組に応じて	○地域子育て支援拠点事業	628	91.4	38	5.5	21	3.1	25.8	51.3	16.4	1.9	1.6	3.0
	○利用者支援事業	552	80.3	106	15.4	29	4.2	14.1	52.9	25.4	3.1	2.5	2.0
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	500	72.8	154	22.4	33	4.8	6.4	25.2	43.8	12.6	9.2	2.8
	母子保健部門が実施する親子教室など	478	69.6	166	24.2	43	6.3	8.6	44.6	35.8	3.8	3.1	4.2
	子育て短期支援事業	405	59.0	227	33.0	55	8.0	5.2	17.0	46.2	17.0	11.4	3.2
	○子育て相談会の開催	354	51.5	273	39.7	60	8.7	13.6	51.4	25.7	4.2	2.0	3.1
	子育て世帯交流イベントの開催	335	48.8	285	41.5	67	9.8	10.4	46.6	30.4	4.2	3.0	5.4
	●管内の保育所等を紹介するイベントの開催	111	16.2	492	71.6	84	12.2	24.3	60.4	10.8	0.0	0.0	4.5
	●地域の保育所等がかかりつけの相談窓口として登録する取組（マイ保育園制度）	28	4.1	575	83.7	84	12.2	14.3	60.7	17.9	0.0	0.0	7.1
●その他	36	5.2	306	44.5	345	50.2	27.8	38.9	13.9	2.8	2.8	13.9	

出典：アンケート自治体票問6より

(2) 継続的な来所の促進

(1) で未就園児との接点を持った後、継続的な来所を促進することで、ひいては一時預かり事業の利用や就園につながり、未就園児家庭の孤立を防ぐことになる。このために、一時預かり事業の利用児童のほかに、施設に来所したことのある未就園児のいる家庭の連絡先を把握しているかを保育所等に尋ねたところ、約6割が把握していると回答した。

図表 67 未就園児家庭の連絡先の把握の有無

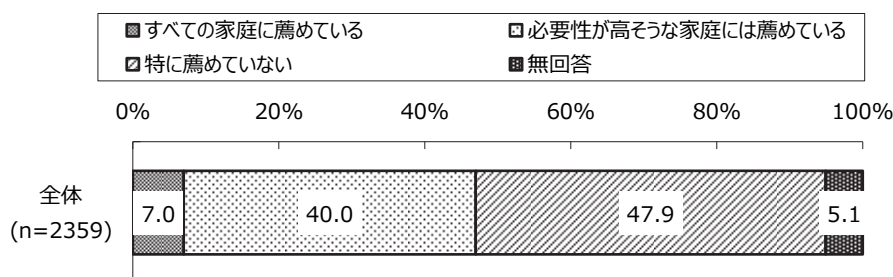


出典：アンケート保育所等票問9より

一方で、そうした家庭に一時預かり事業の利用を薦めている割合は図表 68 に見るように、約5割にとどまっている。また、図表 69 のとおり、一時預かりを利用しなくなった理由についても、約4割で把握されていない。

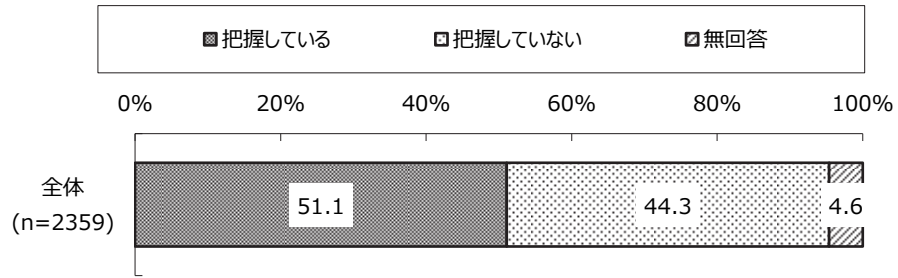
このように、未就園児家庭に継続的な利用を促進する取組には、改善の余地がうかがえる。

図表 68 利用していない未就園児家庭への利用の推奨



出典：アンケート保育所等票問10より

図表 69 利用しなくなった理由の把握の有無



出典：アンケート保育所等票問 11 より

(3) 支援の必要性の気づき

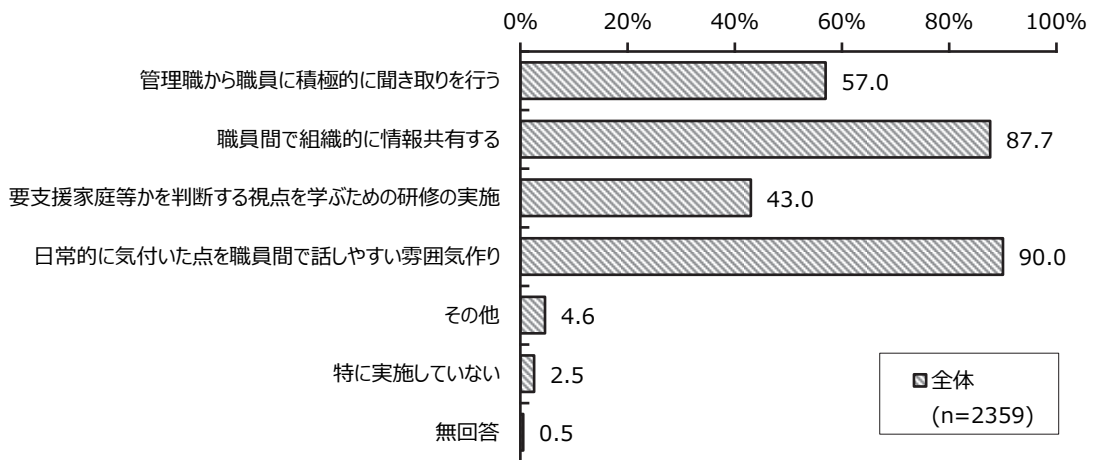
保育士は保育所等での子どもの様子や送迎時の保護者の様子等様々な状況から、子ども・家庭に対する支援の必要性に気づいていることが、ヒアリング調査でも見えてきたところである。

こうした支援の必要性に気づくために、どのような取組を行っているかを尋ねたのが図表 70、さらにその取組を行う頻度を尋ねたのが図表 71 である。

職員間で組織的に情報共有するとの回答は 87.7% に及ぶ。これは日々の職員会議等での情報共有である。しかし、こうした取組を毎日行っていると答えた保育所等は 37.6% にとどまっており、自由回答にもみられるように、支援の必要性に気づいた都度、あるいは自治体からの働きかけを受けた都度のように、必要性に応じて柔軟に実施されている場合も多いものと考えられる。

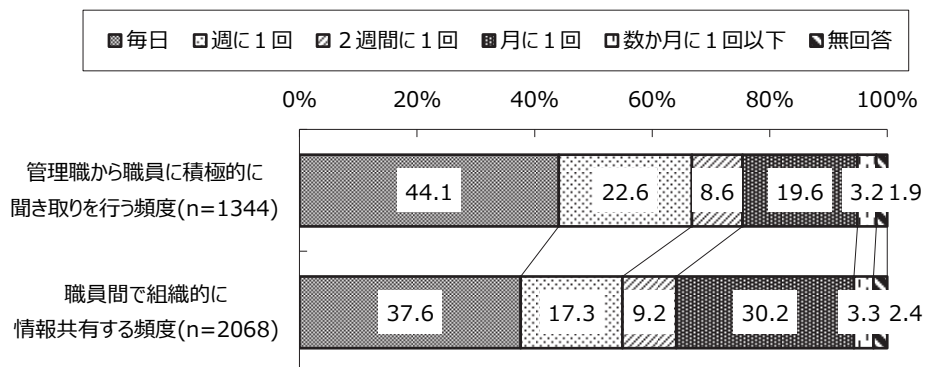
こうした日々の柔軟な情報共有を促進するために、「日常的に気づいた点を職員間で話しやすい雰囲気づくり」は 90% の保育所等で実施されており、その重要性が分かる。

図表 70 職員が支援の必要性に気づくための取組



出典：アンケート保育所等票問 12 より

図表 71 取組の頻度



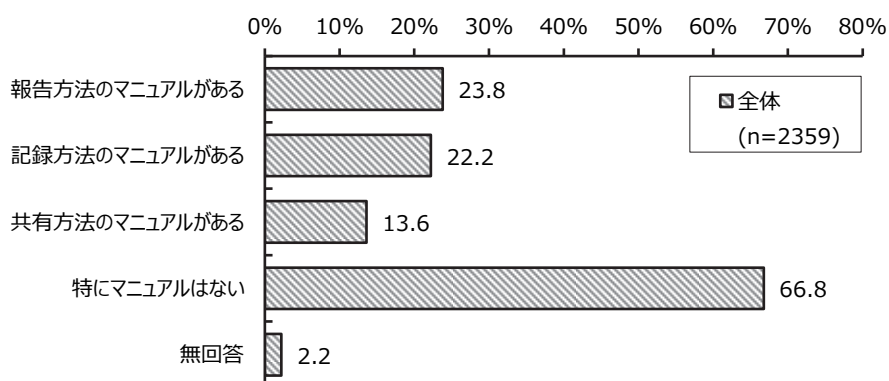
出典：アンケート保育所等票問 12 より

「その他」の自由回答抜粋

- ・ 日々の保育の中で、支援が必要と思われる状況に応じて都度行う
- ・ 自治体の関係課や保健所等の情報提供や受け入れ依頼を受けたときに都度行う
- ・ 定期的に行われる関係機関との会合での情報交換し、その情報の園内共有を行う
- ・ ICT を活用して随時情報共有している
- ・ 保育所等側から気になったことを自治体や保健所等に都度情報共有する

また、支援の必要性に気づいた場合の報告・記録・共有方法のマニュアルについては、一定数の保育所等ではあるとの回答であるが、ないと回答した保育所が66.8%にのぼり、ここでも所定の方法を定めているというよりも支援の必要が生じた際に所要の対応がとられていることがうかがえる。

図表 72 マニュアルの有無



出典：アンケート保育所等票問 13 より

(4) 保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施

要支援家庭等の存在に気づいたのち、実際に保護者への助言を行うにあたって、どのような取組を行っているか尋ねたところ、図表 73 のとおり、全体では 84.9% の保育所等で、職員が助言内容に悩む場合にほかの職員と相談・検討できる機会があると回答し、74.1% がほかの支援機関からのアドバイスをもらっていると回答した。

さらに、保育所等が助言・支援を行う際の自治体の支援の取組数⁷別に見たところ、自治体の支援の取組数が多い保育所等では、保育所等の内部でも様々な取組が行われていることが分かる一方、自治体の支援の取組数が 0 の保育所等はむしろほかの支援機関からアドバイスをもらっているとの回答がほかより多く、自治体からの支援が無い分、ほかの支援機関からの助けをより求めていると考えられる。

図表 73 要支援家庭等の保護者に対して
子育てに関する助言をより充実させるための取組

	合計	職員が助言内容に悩む場合に、他の職員と相談・検討できる機会（会議など）がある	保護者への助言に当たり、他の支援機関からもアドバイスをもらっている	保護者が後からでも内容を読み返せるように書面を渡し、メッセージの送信も含む	次回来園した際などに、助言内容に関するフォローを行っている	その他	無回答	
全体	2359	84.9	74.1	14.9	44.3	3.3	3.3	
施設種類	認可保育所	1457	85.3	76.7	14.8	44.3	3.3	3.5
	認定こども園	711	84.2	74.4	12.8	44.0	3.1	2.4
	小規模保育事業所	154	85.7	54.5	26.0	51.9	3.9	3.2
	事業所内保育事業所	29	79.3	48.3	13.8	13.8	6.9	10.3
運営主体	市区町村	783	84.2	81.9	12.4	41.9	3.2	2.9
	社会福祉法人	1183	85.5	72.3	15.4	44.3	3.0	3.6
	営利法人	148	87.8	66.2	21.6	49.3	3.4	0.7
	その他	243	81.9	63.0	16.0	49.0	5.3	4.1
人口階層別	50万人以上	281	88.6	74.0	22.1	47.3	4.3	2.1
	10万人以上	907	85.7	71.0	15.4	48.1	4.1	2.4
	10万人未満	1169	83.3	76.6	12.8	40.7	2.6	4.2
保育所等が助言・支援を行う際の自治体の支援の取組	0	46	84.8	76.1	10.9	45.7	4.3	4.3
	1～3	898	82.7	72.8	13.5	42.2	3.1	3.5
	4以上	915	87.4	73.9	15.6	48.0	3.1	3.3

出典：アンケート保育所等票問 19 より

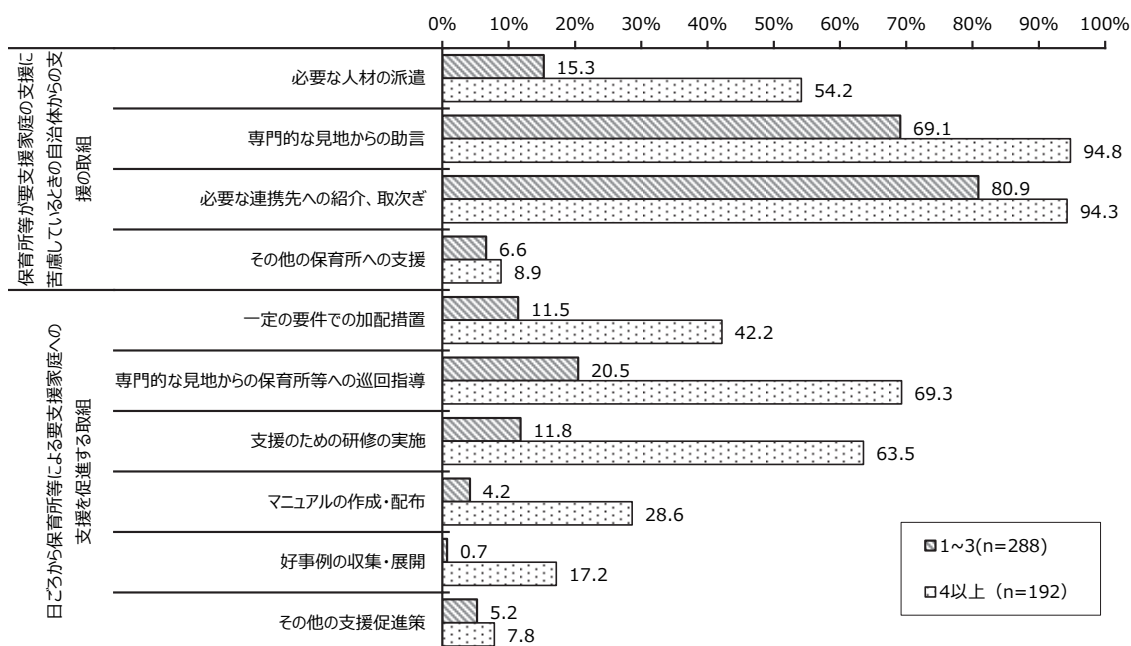
⁷ アンケート自治体票問 12、13 は、保育所等が助言を行う際に自治体がどのような支援を行っているかを尋ねたもので、これらの自治体の取組数を合算し、その自治体に所在する保育所等の回答とクロス集計を行ったものが「保育所等が助言・支援を行う際の自治体の取組数」である。ここでのクロス集計軸は、それらを合算し、取組数ごとに階層化している。

さらに、保育所等が要支援家庭等への支援を行う際の自治体のサポートの様子を詳しく見てみる。

アンケート自治体票の間 12 は保育所等が要支援家庭等の支援に苦慮している際の自治体の支援内容を、問 13 は日ごろの保育所等での要支援家庭等への支援を促進するために自治体が行っている支援内容を尋ねたものである。自治体からの回答と、そこに所在する保育所等の回答の両方があった自治体について、これらのサポートの実施数（問 12 の選択肢 4 つと問 13 の選択肢 6 つを合算したもの）が 1～3 の自治体と 4 以上の自治体で分けてみたときに、それぞれで具体的にどのようなサポートを行っているのかを示したのが図表 74 である。

これを見ると、「専門的な見地からの助言」「必要な連携先への紹介、取次ぎ」等、実際に要支援家庭等への支援を行う際の自治体のサポートは多くの自治体で行われている。一方で、日ごろからの自治体のサポート体制については差が大きくなっており、自治体からの支援数が多い自治体では、日ごろからの自治体の支援のバリエーションが多いことが分かる。図表 73 で見たように、保育所等に対して様々な支援を行っている自治体においては、日ごろから保育所等と自治体の関係づくりや保育所等の対応力の向上を支援できており、いざ保育所等が要支援家庭等への支援を行う際には保育所等がある程度自走できている可能性が見て取れる。

図表 74 保育所等が要支援家庭等に支援を行う際の自治体からのサポート



出典：アンケート自治体票問 12、13 より

(5) 外部機関との連携

要支援家庭等への支援において、保育所等では対応することが難しいことについては、外部の専門の支援機関に頼ることになる。保育所等が当該要支援家庭等の個人情報提供を伴って外部機関と連携したことがある機関を尋ねた。それをまとめたものが図表 75 である。

要支援家庭等への支援のために行う他機関との連携については、公立の保育所等の方が多く見られ、特に自治体との連携の割合が際立って高い。一方で保育所等を支援する自治体の取組数⁸別で見ると、連携先は多様化する。特に担当部局からの支援が少ない自治体の保育所等では、保健所・保健センターとの連携が多い。

⁸ アンケート自治体票問 12、13 は、保育所等が助言を行う際に自治体がどのような支援を行っているかを尋ねたもので、これらの自治体の取組数を合算し、その自治体に所在する保育所等の回答とクロス集計を行ったものが「保育所等が助言・支援を行う際の自治体の取組数」である。ここでのクロス集計軸は、それらを合算し、取組数ごとに階層化している。

図表 75 個人情報を含む情報提供を行ったことのある機関

施設種類	自治体担当部署	子育て支援に関する機関				発育・発達に関する機関				幼稚園・保育所			その他の公的機関			その他	個人情報 報の提供は行 っていない	無回答		
		子ども家 庭総合 支援拠 点	子育て世 代包括 支援セ ンター	児童家 庭セ ンター	児童児 童相談 室	児童館	発達障 害者支 援セ ンター	保健所・ 保健セ ンター	医療機 関	他の保 育所等	幼稚園・ 保育所	児童相 談所	民生委 員・児童 委員	警察	福祉事 務所					
全体	2359	63.6	27.2	8.6	11.2	10.6	15.4	2.2	21.0	46.1	15.6	18.4	3.1	47.8	10.2	7.2	11.7	6.5	5.8	2.4
認可保育所	1457	65.1	29.4	10.1	11.7	11.0	16.1	2.4	20.5	47.6	15.3	19.6	2.9	50.6	10.0	7.3	12.8	6.8	4.7	2.5
認定こども園	711	63.2	27.0	6.6	12.1	10.0	15.5	2.3	22.5	45.0	17.2	15.9	3.7	47.4	12.8	8.0	11.4	7.0	6.5	1.3
小規模保育事業所	154	57.1	9.7	5.8	4.5	11.0	11.0	0.0	20.1	38.3	13.0	20.1	3.2	30.5	2.6	2.6	5.2	1.9	9.7	5.8
事業所内保育事業所	29	44.8	13.8	3.4	3.4	3.4	3.4	0.0	13.8	34.5	10.3	10.3	3.4	20.7	0.0	0.0	3.4	0.0	20.7	6.9
市区町村	783	70.8	43.6	12.1	18.0	10.1	19.8	3.3	16.2	49.8	14.9	23.0	2.8	48.3	12.4	7.4	13.8	7.9	2.7	2.0
社会福祉法人	1183	61.3	20.1	6.8	8.5	10.5	14.4	1.6	23.2	46.4	16.1	16.4	2.9	48.9	10.5	7.9	11.0	5.4	7.2	2.0
営利法人	148	54.1	7.4	6.8	4.1	18.9	8.8	0.7	20.3	35.8	12.2	12.2	1.4	39.9	2.7	4.7	11.5	2.7	6.8	2.7
その他	243	57.6	20.6	7.4	7.0	6.6	10.7	2.1	25.9	39.1	18.1	16.9	6.6	45.3	6.2	4.5	8.6	9.5	8.6	5.3
50万人以上	281	49.5	14.9	12.5	3.2	18.1	13.5	1.4	23.5	53.0	13.9	15.7	2.1	56.6	9.3	15.3	12.5	8.2	5.3	2.1
10万人以上	907	62.6	23.2	11.4	7.6	17.3	18.9	1.5	22.5	44.4	13.9	21.2	3.7	53.0	7.9	4.1	13.8	5.8	5.8	2.4
10万人未満	1169	67.8	33.3	5.6	15.9	3.5	13.2	2.8	19.2	45.7	17.5	16.8	2.9	41.7	12.1	7.7	9.8	6.6	5.9	2.5
0	46	54.3	19.6	4.3	8.7	8.7	30.4	0.0	17.4	50.0	17.4	10.9	2.2	39.1	15.2	4.3	15.2	13.0	6.5	2.2
1～3	898	65.7	27.3	6.8	12.6	6.3	10.4	2.3	22.7	43.7	17.5	17.3	3.7	46.1	11.5	8.5	10.1	5.8	6.7	2.4
4以上	915	63.0	29.0	12.5	10.7	15.4	16.5	2.1	18.6	45.4	13.7	19.7	2.2	50.6	8.1	6.7	13.7	5.8	5.5	2.7

出典：アンケート保育所等票問 22 より

以上のように、支援プロセスに沿って保育所等を中心に現状で実施されている取組を見てきた。すでに各プロセスでは要支援家庭等の支援のための様々な取組が行われているが、プロセス②ではやや取組が弱いことが分かる。

RQ2 保育所等が要支援家庭等に対して支援する上で特に重要なことは何か

アンケート調査では、支援の各プロセスにおいて、要支援家庭等の支援を行う際に、どのようなスキルや知識が必要かを保育所等（問 26）と自治体（問 15）に同様に尋ねた。

RQ2 では、支援のプロセス①～⑤に沿って、未就園児と在園児に対する支援において、保育所等はどのようなことを重要と考えているか、また自治体は保育所等にどのようなことを求めているかを見ていく。

（1）来所のきっかけづくり

未就園児に対して来所のきっかけづくりをする段階で、どのようなスキルや知識が必要か、人材面で不足しているかを尋ねたところ、図表 76 のとおり、保育所等では「相手の様子を観察すること」「相手から話を聞き出すこと」「相手の話を傾聴すること」が自治体より高くなっており、未就園児家庭を受け止めるスキルが必要と考えていることが分かる。

一方自治体では「支援の必要性を納得させること」「他機関の支援内容に関する知識があること」が保育所等より高くなっており、働きかけるスキルが必要と考えていることが分かる。

図表 76 プロセス①において人材面で不足しているスキル・知識等

①来所のきっかけづくり		未就園児	
		保育所等 (n=1769)	自治体 (n=613)
1	相手の様子を観察すること	46.1%	31.5%
2	相手にわかりやすく・受け入れやすく伝えること	31.8%	33.0%
3	相手を励ます力・やる気にさせること	4.9%	10.8%
4	相手に支援の必要性を納得させること	15.1%	27.4%
5	相手から話を聞き出すこと	37.6%	31.0%
6	相手の話を傾聴すること	15.7%	9.8%
7	相手の課題を考察すること	21.4%	21.2%
8	要支援家庭等の状況を関係者・関係機関に繋ぐこと	6.9%	8.2%
9	子どもの心身の発達に関する知識があること	5.2%	6.4%
10	虐待・家庭内暴力に関する知識があること	3.1%	4.7%
11	他機関の支援内容に関する知識があること	7.6%	14.7%

出典：アンケート保育所等票問 26、自治体票問 15 より

(2) 継続的な来所の促進

(1)と同じく未就園児に対して、支援のプロセス②継続的な来所の促進においても、保育所等では「相手から話を聞きだすこと」「相手の話を傾聴すること」という受け止めるスキルが、自治体では「相手を励ます力・やる気にさせること」「相手に支援の必要性を納得させること」が他方より高くなっており、支援プロセス②でも、プロセス①と似た傾向が見られる。

未就園児への支援を対象とするプロセス①②では、保育所等が支援を行う現場と、それに対して自治体が行うバックアップにおいて、やや目線が異なる可能性があるということには留意が必要になるだろう。

図表 77 プロセス②において人材面で不足しているスキル・知識等

②継続的な来所の促進		未就園児	
		保育所等 (n=1762)	自治体 (n=613)
1	相手の様子を観察すること	18.0%	13.7%
2	相手にわかりやすく・受け入れやすく伝えること	32.3%	29.0%
3	相手を励ます力・やる気にさせること	17.9%	25.8%
4	相手に支援の必要性を納得させること	29.6%	43.9%
5	相手から話を聞き出すこと	28.5%	22.5%
6	相手の話を傾聴すること	20.2%	11.9%
7	相手の課題を考察すること	24.1%	22.8%
8	要支援家庭等の状況を関係者・関係機関に繋ぐこと	7.7%	7.5%
9	子どもの心身の発達に関する知識があること	7.4%	5.1%
10	虐待・家庭内暴力に関する知識があること	2.9%	3.9%
11	他機関の支援内容に関する知識があること	6.6%	12.2%

出典：アンケート保育所等票問 26、自治体票問 15 より

(3) 支援の必要性の気づき

プロセス③以降は未就園児だけでなく在園児に対する支援も対象となる。ここで未就園児と在園児へのそれぞれに対する支援において不十分だと認識されているスキルは、保育所等では「相手にわかりやすく・受け入れやすく伝えること」「相手の話を傾聴すること」、自治体では「虐待・家庭内暴力に関する知識があること」「他機関の支援内容に関する知識があること」が他方よりは多いものの、保育所等・自治体のいずれにおいてもあまり差はない。

図表 78 プロセス③において人材面で不足しているスキル・知識等

③支援の必要性の気付き		未就園児	在園児	未就園児	在園児
		保育所等 (n=1786)	保育所等 (n=1954)	自治体 (n=612)	自治体 (n=624)
1	相手の様子を観察すること	23.8%	21.8%	21.1%	20.7%
2	相手にわかりやすく・受け入れやすく伝えること	21.2%	19.4%	14.2%	13.9%
3	相手を励ます力・やる気にさせること	5.5%	5.1%	3.9%	3.8%
4	相手に支援の必要性を納得させること	38.3%	35.0%	32.8%	32.2%
5	相手から話を聞き出すこと	31.4%	28.7%	28.6%	28.0%
6	相手の話を傾聴すること	14.7%	13.5%	9.5%	9.3%
7	相手の課題を考察すること	32.6%	29.8%	36.8%	36.1%
8	要支援家庭等の状況を関係者・関係機関に繋ぐこと	12.2%	11.1%	13.7%	13.5%
9	子どもの心身の発達に関する知識があること	12.8%	11.7%	12.1%	11.9%
10	虐待・家庭内暴力に関する知識があること	8.3%	7.6%	12.3%	12.0%
11	他機関の支援内容に関する知識があること	12.1%	11.1%	17.5%	17.1%

出典：アンケート保育所等票問 26、自治体票問 15 より

(4) 保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施

支援プロセス④保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施では、未就園児・在園児問わず、保育所等・自治体双方で「相手に支援の必要性を納得させること」が最も高くなっている。

保育所等では「相手から話を聞き出すこと」「相手の話を傾聴すること」、自治体では「他機関の支援内容に関する知識があること」が不十分だと認識されており、違いが見られる。

図表 79 プロセス④において人材面で不足しているスキル・知識等

④一時預かりの提供、保護者への助言の実施		未就園児	在園児	未就園児	在園児
		保育所等 (n=1773)	保育所等 (n=1915)	自治体 (n=611)	自治体 (n=619)
1	相手の様子を観察すること	5.1%	4.7%	6.9%	4.8%
2	相手にわかりやすく・受け入れやすく伝えること	32.0%	29.7%	26.4%	25.5%
3	相手を励ます力・やる気にさせること	10.0%	9.3%	8.5%	9.2%
4	相手に支援の必要性を納得させること	47.8%	44.2%	50.2%	51.5%
5	相手から話を聞き出すこと	17.3%	16.0%	13.1%	12.0%
6	相手の話を傾聴すること	13.5%	12.5%	6.9%	7.8%
7	相手の課題を考察すること	29.2%	27.0%	28.3%	27.8%
8	要支援家庭等の状況を関係者・関係機関に繋ぐこと	16.9%	15.7%	16.5%	17.0%
9	子どもの心身の発達に関する知識があること	13.1%	12.2%	9.5%	9.7%
10	虐待・家庭内暴力に関する知識があること	9.1%	8.4%	10.5%	10.7%
11	他機関の支援内容に関する知識があること	16.1%	14.9%	22.1%	22.3%

出典：アンケート保育所等票問 26、自治体票問 15 より

(5) 外部機関との連携

支援プロセス⑤外部機関との連携では、未就園児・在園児いずれの場合も保育所等・自治体の両方で「他機関の支援内容に関する知識があること」というスキルが不十分との割合が最も高くなっている。これはヒアリング調査でH保育所も述べていたとおり、支援が必要となった際に、どの機関に連携すれば何をできるのかという知識は、一人の保育士だけでは、必ずしも把握しきれない場合がある。選択肢8～11はどちらかという保育士個人の資質というよりも、保育所等の組織としての能力に関わるものであり、外部との連携を行うにあたって保育所等としてこうしたスキル・機能の強化を図っていく必要がある。

図表 80 プロセス⑤において人材面で不足しているスキル・知識等

⑤外部機関との連携		未就園児	在園児	未就園児	在園児
		保育所等 (n=1775)	保育所等 (n=2023)	自治体 (n=613)	自治体 (n=625)
1	相手の様子を観察すること	5.1%	2.7%	2.6%	2.6%
2	相手にわかりやすく・受け入れやすく伝えること	9.4%	9.0%	8.5%	8.3%
3	相手を励ます力・やる気にさせること	2.9%	2.9%	2.6%	2.6%
4	相手に支援の必要性を納得させること	25.1%	33.2%	34.3%	33.6%
5	相手から話を聞き出すこと	8.8%	6.1%	4.7%	4.6%
6	相手の話を傾聴すること	3.9%	3.2%	2.1%	2.1%
7	相手の課題を考察すること	17.0%	15.4%	18.6%	18.2%
8	要支援家庭等の状況を関係者・関係機関に繋ぐこと	42.6%	41.0%	38.5%	37.8%
9	子どもの心身の発達に関する知識があること	8.0%	8.2%	6.0%	5.9%
10	虐待・家庭内暴力に関する知識があること	12.5%	12.1%	15.3%	15.0%
11	他機関の支援内容に関する知識があること	59.8%	60.3%	68.5%	67.2%

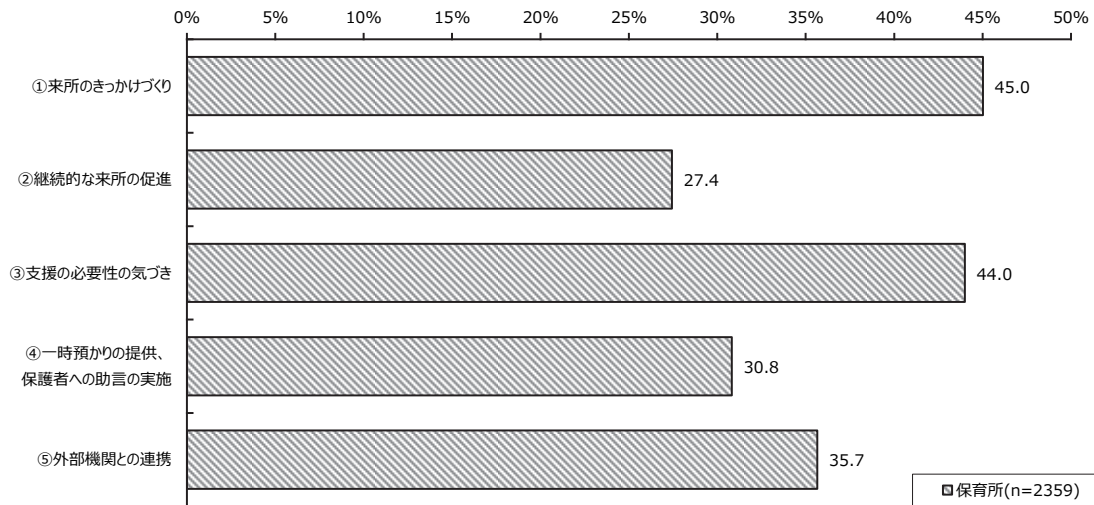
出典：アンケート保育所等票問 26、自治体票問 15 より

(6) 特に課題であると感じている支援プロセス

以上のように、支援プロセスの各段階で、未就園児と在園児に対して、保育所等と自治体ではどのような点でスキルが不足していると考えているかを見てきたが、これらの5つのプロセスにおいて、現在特に課題となっているプロセスは何かを検討する。

保育所等に要支援家庭等の支援で特に課題と感じているプロセスを最大3つ選択してもらったところ、①来所のきっかけづくりと③支援の必要性の気づきが高い結果となった。これは、未就園児家庭に対して、保育所等の受容的な態度により安心して保育所等に来てもらうこと、そのためのきっかけや環境づくりをしたうえで、保育所等では支援の必要性にアンテナを張ることが課題と認識されていると思われる。

図表 81 保育所等が特に課題だと感じている支援プロセス

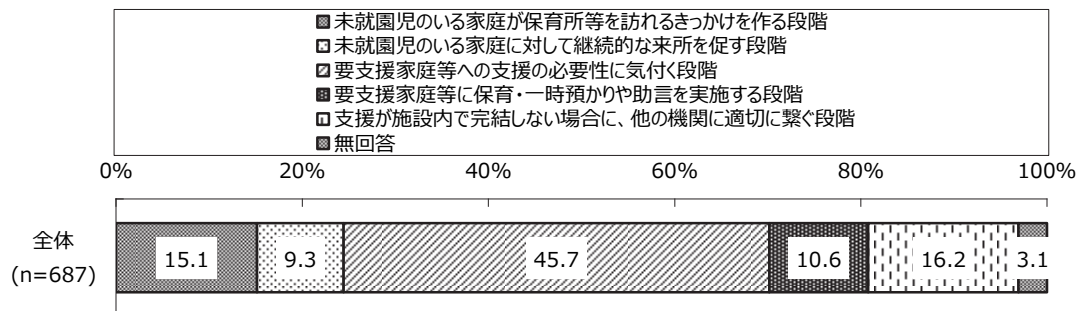


出典：アンケート保育所等票問 27 より

一方、自治体に対しては、保育所等により一層の取組を期待するプロセスを一つ尋ねた。支援プロセス③支援の必要性の気づきが 45.7%とほかに比べて突出しており、まずは保育所等につながった要支援家庭等の支援の必要性に気づくことへの期待が大きいことが分かる。

その他のプロセスに関しては、自治体は、保育所等が本来担っている役割を十分発揮できていると認識したうえで、要支援家庭等に接する最前線となる保育所等に対しては、特に具体的な支援を開始するきっかけを見逃さないことを期待していると考えられる。

図表 82 自治体が保育所等により一層の取組を期待する支援プロセス



出典：アンケート自治体等票問 16 より

(7) 各プロセスにおける具体的な課題の抽出

それでは、保育所等において、要支援家庭等への支援の各プロセスに関して、現在感じられている課題とは具体的にどのようなものか。図表 83 はアンケート保育所等票の間 27 において支援プロセス①～⑤のそれぞれを選択したうえで具体的な内容を自由回答で答えてもらったものをもとに課題を整理したものである。これらから、現場の生の声から各プロセスの具体的な課題を考えたい。

支援プロセス①ではまず、「未就園児との接点を持つ困難」「未就園児に関する情報の不足」という課題がある。当然ながら、在園児のいない地域の子育て家庭は、そもそも保育所等側からは施設外に出かけての働きかけを保育所等自身で行うか、外部からの情報がもたらされなければ、接点や情報を得ることが難しい。また、これに関連して、「保護者が来所の必要性を感じていない、行きづらい」という課題にあるように、支援の必要性がありそうな家庭は特に、保護者が保育所等や自治体機関等との接触に気後れする、支援を求めるのに心理的なハードルを感じる場合も考えられ、より一層見えにくくなっていることも考えられる。

「保護者が来所の必要性を感じていない、行きづらい」に関しては、プロセス②の継続的な来所の促進においても引き続き課題となる。プロセス①での理由に加え、保護者にとっては一時預かり等を利用したくとも費用負担や利用回数の制限といった別の要素も関わってくる。「保育所等側のリソース不足」に関して、保育所等における一時預かり等のための人員・施設の不足によって、一時預かり等を利用したいと保護者が思っても、希望する日時に利用できない場合があり、このように利用条件等に関して未就園児家庭との接点の維持が難しくなる場合がある。そうではなくても要支援家庭等の支援まで可能な余力がない、また在園児と比べて接触が少ない未就園児家庭の様子から支援の必要性を気づける経験を持った保育士の不足、といった要素も含まれていると考えられる。

また、プロセス①②に関しては、新型コロナウイルス感染症の流行のため、一時預かりそのものや未就園児向けの事業・取組を中止・縮小しているという回答も複数見られた。コロナ禍が長期化する中で、未就園児の大半を占める0～2歳児が第一子である家庭においては、そもそも保育所等に限らず子育て支援関係機関に接したことがほとんどない家庭もあるものと思われる。コロナ禍が収束したとしても、子育ての困りごとに対して家庭の外に支援を求めようとしてもよいのだということを知ってもらうよう働きかける必要はより一層必要になる。

支援プロセス③では、子どもや保護者の様子からいかに支援の必要性に気づくかが重要となるが、関わりの少ない未就園児に対しては、家庭状況まで見えづらいことが課題になる。また、在園児に対しても、「保護者が気にしていないことでも、支援の必要性を見極める困難」があり、集団の中でのわが子の様子や保護者にとって

は当然の状況である家庭の様子を、保育所等が客観的にみると支援が必要と判断されることを理解してもらうことは簡単ではない。また、家庭の状況は家庭から保育所等には言いにくい、あるいは言う必要がないと考えている場合もあるが、両親やきょうだいの状況も併せて把握することで、保育所等では適切な支援が可能になる。その際に「外部機関からの情報の不足」が課題となる。これは支援プロセス①においても特に未就園児の所在に関して情報の連携が必要になるし、両方のプロセスにおけるこの課題の難しさは支援プロセス⑤とも関わってくる。

支援プロセス④では、実際に支援の必要性に応じて保護者に助言を行う際にまず前提として保護者がアドバイスを受け入れられるような保育所等・保育士との信頼や関係性が必要であり、その構築が課題になる（要支援家庭等との関係性の構築の必要性）。そのうえで、専門職としての知見をもとに適切な助言をするスキル・知識が必要である（適切な助言をするスキル・知識の必要性）。自由回答から見えてくるのは、まず保護者の考えを受容したうえで、支援の形を提案し、納得できる形で保護者にも受け入れてもらうことの重要性である。

支援プロセス⑤は、④で保育所等だけでは支援が難しい内容、例えば発育・発達や健康、法制度に関連する支援について保育所等と外部機関との連携によって支援を行う際の課題である。まず、「適切な機関につなぐ知識、専門性の不足」では、変更も多い子育て支援関連の各機関における施策を理解し、当該要支援家庭等にとって必要な支援となるものを選択できるかどうかである。こうした知識は保育士個人だけではなく、保育所等の機能として蓄積する必要がある。また、「機関や自治体をまたぐ連携の不足」については、例えば転園・就学の際に、前の保育所等や小学校と情報をやり取りする、要支援家庭等の住所地と保育所等の所在自治体が違う場合等において、自治体をまたいで情報連携することが難しい場合があることを示している。また、「プライバシーに関わる情報の取扱いの困難」では、特に子どもの発育・発達や、両親の離婚や虐待等家庭のプライバシーに関わる情報は、どこまで共有してよいかの判断が保育所等はもとより、自治体にとっても敏感になるところと考えられる。

図表 83 支援プロセスの各段階における課題とその内容

支援プロセス	課題	自由回答の内容（抜粋）
①来所のきっかけづくり	未就園児との接点を持つ困難	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等で情報提供はしているが、必要な家庭が受け取るのみで本当に必要な家庭へのアプローチが出来ていない。園側が受動的であること。 ・要支援だからこそ、外部と関わりが薄いのでアプローチに工夫が必要。保健師の訪問や健診で声を掛けてもらう。
	未就園児に関する情報の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・未就園児がいる家庭の把握ができない。情報がない。 ・本当に必要としている家庭の把握が不十分であり、情報が届いているかも分からない。
	保護者が来所の必要性を感じていない、行きづらい	<ul style="list-style-type: none"> ・話をする中で、家庭では気づかなかった支援の必要性に少しずつ気づくよう時間をかけていく。 ・そもそも、支援が必要であることを訴えられない保護者は親子教室等のイベントに出向かないことが多い。
②継続的な来所の促進	保育所等側のリソース不足	<ul style="list-style-type: none"> ・働きかけが必要だが知識を持った人材不足が課題。 ・予約が多く入り保護者の希望に添えないことが多い。 ・ネグレクトやひきこもる親子の場合は、電話連絡以外に自宅訪問が必要。保育所等の職員だけでは人材不足。 ・定員以上に園児を受け入れている為、未就園の家庭が気軽に来園する機会や場所の提供が難しい。
	一時預かりでは家庭状況まで見えづらい	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育の面接だけでは気づけないことがある。 ・保護者の育児不安や子どもに対する不適切な対応に気づく機会(場面)がなく、支援が必要ときに支援できない。 ・日常の保育の様子を保護者が見る機会が減っている中で、子どもの支援の必要性になかなか気づくことができない。
③支援の必要性の気づき	保護者が気にしていないことでも、支援の必要性を見極める困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー、ネグレクト等、保護者が自覚せずに行っている事に対して、その家庭状況を考えると、助言をする事をためらってしまう。 ・何も問題意識をしていない方に意識してもらうよう話を進めていく難しさ。
	外部機関からの情報の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・園だけでは必要性に気づけず、把握しきれないため、外部からの情報等が必要となる。
④保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施	要支援家庭等との関係性の構築の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼関係ができていないと受け入れてもらえない。 ・踏み込み過ぎてかえって足が遠のいてしまったケースがあった。 ・相手の話をよく聞き、信頼関係を築くことを優先し、そこからどの様な支援が必要かを考えていく。
	適切な助言をするスキル・知識の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の理解と受け入れを促すことができる人材と面談技術。 ・支援の必要性を納得させるまでが難しい。専門職の力は必要。 ・支援の必要性や効果等説明し、保護者に納得してもらえるよう研鑽を積む必要がある。

支援プロセス	課題	自由回答の内容（抜粋）
⑤外部機関との連携	適切な機関につなぐ知識、専門性の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門知識が少なく、どの機関につなげればよいか、明確でない。
	機関や自治体をまたぐ連携の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児が市外へ転園する際に、保護者から転園先の園を聞き取れなかったため、転入先の市の子ども課へ要支援の旨を伝えたが、市から転園先の園への情報伝達や本園への聞き取りもされなかった。個人情報の取扱いの観点について不明であった。
	プライバシーに関わる情報の取扱いの困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期段階で関係機関に情報問い合わせをした場合、個人情報保護法施行以降、問い合わせ先も入園前だからと返答できない。関係機関間の情報の取り扱いが入所前でも可能であってほしい。

RQ3 「支援プロセス」の各段階について、うまく機能している保育所等の特徴は何か

ここでは、前節で整理した課題に対して、先進的・意欲的な取組の事例としてヒアリングを実施した保育所等ではどのような対応をしているか見ていくことで、課題の解決の方向性と、残る課題を明らかにしたい。

(1) 来所のきっかけづくり

「未就園児との接点を持つ困難」について、ヒアリング先の保育所等では、様々な未就園児向けのイベントや取組を行うことで対応している。また、未就園児家庭が必ずしも保育所等に直接アクセスすることは多くないため、ほとんどの乳幼児家庭が参加する健診や児童館との連携も見られる。ここでは「保護者の様々な状況に合わせた周知方法やアウトリーチ型の支援等の充実」が解決の方向性になると考えられ、保育所等がいつでも気軽に来てよい場所であると認識してもらうことが必要である。

一方、「未就園児に関する情報の不足」に関しては、保育所等との接点がない未就園児家庭に対するアプローチはヒアリング先の保育所等でもまだ課題とされていた。保育所等だけで未就園児家庭を把握することには限界があるため、「情報を持つ外部機関との連携不足」が残る課題として挙げられる。

また、ヒアリングで「今回の調査に対応するまでは『来所のきっかけづくり』を保育所等の役割として重視していなかった」との発言が見られたように、支援プロセス①が保育所等の役割としての重要性について認識不足がある。これは未就園児の保護者が保育所等に入所を希望していないとしても、何らかの支援やつながりを求めていることへの認識の低さにもつながる可能性があり、保護者が保育所等への来所にハードルを感じることに関係していると考えられる。

図表 84 支援プロセス①の課題と解決の方向性

課題	ヒアリング先の保育所等での対応策	解決の方向性・残る課題
未就園児との接点を持つ困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSやメールでの相談対応、園開放、子ども食堂等を頻繁に実施。 ・ 平日は毎日園庭開放 ・ 子育て広場と連携し、園のパンフレットを妊産婦に配布 ・ 育児相談会や保育体験会を実施 ・ 保育交流を実施 ・ 健診で保健師が施設の資料を渡す 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>保護者の様々な状況に合わせた周知方法やアウトリーチ型の支援等の充実</u> ・ 「いつでも行ける、相談できる場所」として認識してもらう。 ・ 保護者はまず児童館や子育て広場に行く。そこで周知しないと、口コミで知るしかなくなり、広がらない。
未就園児に関する情報の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状アウトリーチ支援はできていない。家に引きこもっている親にどう情報を届け、育児不安を解消していくかが課題。 ・ 子育て広場等にも顔を出さない家庭は園として補足できず、情報を伝える術がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>情報を持つ外部機関との連携不足</u> ・ 一時預かりをする段階で、きょうだい児も含めた家庭の情報をもらえない。自治体担当課のコーディネーターの役割が不十分。 ・ 自治体をまたぐ転園や、小学校への引継ぎ、自治体の保健担当部署との連携は難しい。
保護者が来所の必要性を感じていない、行きづらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園庭開放も担当のスタッフを配置し、保護者の話を聞き出している ・ 園児の散歩で公園に行った際に見かけた未就園児の保護者に資料を渡して話を聞く 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>保育所等の取組の重要性の認識不足</u> ・ 今回の調査に対応するまでは「来所のきっかけづくり」を保育所等の役割として重視していなかった。

凡例：グレー網掛け部分は残る課題を示す。

(2) 継続的な来所の促進

(1) とも共通する「保護者が来所の必要性を感じていない、行きづらい」という課題については、継続的な来所の促進にあたっては、2つの原因があると考えられる。一つは未就園児家庭が保育所等に行くきっかけとなるものがないことである。ヒアリング先の保育所等では未就園児もリフレッシュ目的での一時預かりの利用や未就園児も参加できる園の行事等をきっかけにまずは気軽に来てよいのだということアピールしている。保護者の中には、保育所等は保護者が働いている場合にしか利用できないと認識されている可能性もあり、またヒアリングでは、保護者が就労や家庭の事情以外の私用で一時預かりを利用することについて罪悪感や負い目を感じているようだとの意見も聞かれた。保育所等の側にも私用で遅い時間まで一時預かりを利用する保護者を快く思わない向きもある。リフレッシュ目的でもっと気軽に利用してよいという認識を保育所等の内外で広める必要があるだろう。

もう一つはまだ関係性が無い場所に飛び込むことに対する心理的ハードルがあることである。ヒアリング先の施設では、不安を抱える保護者に対して傾聴・受容に基づくコミュニケーションを心掛けることで対応していた。これは上記のような一時預かりの利用に対する保護者の引け目を解消することにも寄与すると考えられる。

「保育所等側のリソース不足」では、日々の在園児の保育すら人材不足の昨今の状況下で、未就園児も含めた地域支援・子育て支援までカバーするだけの人員・スキルの不足がある。この解決は予算的にも、また保育を専門とする保育所等だけでは難しく、地域支援に注力できる職員の配置・強化が必要となる。

図表 85 支援プロセス②の課題と解決の方向性

課題	ヒアリング先の保育所等での対応策	解決の方向性・残る課題
保護者が来所の必要性を感じていない、行きづらい	<ul style="list-style-type: none"> リフレッシュ目的の一時預かりを勧める内容をHPで発信。 今後の園の行事等のプログラムを提示。 見守りが必要な未就園児家庭には、園の行事への参加を促す。 週1、2回の利用枠を通年で契約。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>保育所等の気軽な利用をアピール。</u> リフレッシュ目的での利用への躊躇・罪悪感をなくす周知方法。 要支援家庭等として注視することを前面に出さずに気軽に話せる関係構築を優先。
	<ul style="list-style-type: none"> 社会の窓口としてうるさいことを言われない場所として見てもらうために気を付けている。 保護者との関係性を構築する過程で育児不安を把握し、利用回数の増加を働きかけている。 園内研修や保護者向けの研修でも行い、「カウンセリングマインド」を浸透させている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>傾聴・受容に基づくコミュニケーション能力の向上</u> 支援の形を選ぶのは親子自身であることを踏まえたアプローチができる人材が必要。 カウンセリングマインドに基づいて話を聞くようになった結果、地域子育て支援拠点では利用者が大幅に増加した。
保育所等側のリソース不足 (保育士数、適切な対応ができる人材)	<ul style="list-style-type: none"> 地域に向けてやりたいことのアイデアがあっても今その余裕がなく、クラスを持っていない職員がやっているのが現状。 柔軟に使える予算があれば、在園児だけを対象とした行事だけでなく、未就園児・地域の人も含めて誰でも来てもらえる場をやりたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>地域支援に注力できる職員の配置・強化</u> 柔軟に使える予算があれば、在園児だけを対象とした行事だけでなく、未就園児・地域の人も含めて誰でも来てもらえる場をやりたい。 ネグレクトやひきこもる親子の場合は、電話連絡以外に自宅訪問が必要。保育所等の職員だけでは人材不足。(アンケート)

凡例：グレー網掛け部分は残る課題を示す。

(3) 支援の必要性の気づき

支援プロセス③は、普段から保育所等では在園児に対して努力されていることでもある。支援が必要と判断するための情報を得る努力やどのようなポイントから支援の必要性を判断するかについてはそれぞれの保育士・保育所等がノウハウを持っている一方、そうした支援の方法や具体的な対応、どの程度の重大性であれば支援を行うべきと判断するか等については、事例や経験を職員間でも積極的に共有する必要がある。

一方で、未就園児・在園児の家庭やきょうだい児の状況にも配慮するためには多機関からの情報連携が必要になる。子ども本人には問題がなくても、家庭内で困りごとがひいては子どもの養育環境に重大な影響を及ぼすことは想像に難くない。例えば自治体で言えば、子ども・保育担当課だけではなく、母子保健、生活困窮家庭支援、家庭内暴力等の担当課との連携も必要となる。

図表 86 支援プロセス③の課題と解決の方向性

課題	ヒアリング先の保育所等での対応策	解決の方向性・残る課題
一時預かりでは家庭状況まで見えづらい	<ul style="list-style-type: none"> 親と接する時間が取りやすいお迎えの時間に特定の職員が常駐している。 保護者から就労以外の一時預かりの利用理由を聞き出そうとしている。 子どもの虫歯、親の役所嫌いや健診嫌い、保育料の滞納、必要書類の提出遅れ等が気づききっかけになることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員間の情報共有を増やし複数で対応、要支援家庭等に関する事例の共有
保護者が気にしていないことでも、支援の必要性を見極める困難	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の午睡の時間に各クラスの子どもの様子を話し合う機会を設定。 経験豊富な保育士がミーティングの中で気づきを共有。 支援の必要性の気づきは研修で身に着けることが難しいため、新人職員には過去の事例を共有し指導している。 昼休みの15分ミーティングで園児の様子を共有する。職員の属性の違いによらず、情報はフラットに共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 親に接する時間である送迎時、一時預かり利用前の面談時等に、子どもだけでなく保護者や家庭の様子を聞き取る。 職員間の気づきや過去の事例をなるべく多く共有し、要支援家庭等のサインを見逃さない。
外部機関からの情報の不足	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が要支援家庭等だと認識している家庭を受け入れる際は関係機関を含め15名ほどで引継ぎをした。 	<ul style="list-style-type: none"> 多機関にまたがる家庭全体に関する情報の共有 事態が重大になるまで自治体から情報をもらえない。また、きょうだい児の情報が不足している。 児童相談所から問い合わせがあった家庭が定期利用家庭にいたが、園では問題は見えていないことがあった。

凡例：グレー網掛け部分は残る課題を示す。

(4) 一時預かりの提供、保護者への助言の実施

支援プロセス④での課題は、要支援家庭等との信頼関係を構築すること、発育・発達に関する知識をもとに専門家の協力も得ながら適切に助言することと、これも普段から保育所等では在園児に対して行われていることである。

保護者が保育所等からの支援を受け入れられる信頼関係は前提として非常に重要である。そのために、要支援家庭等の保護者を受け止める相談技術と、適切な知識に基づいたアドバイスが求められており、これらは引き続き強化の必要がある⁹。

また、助言の内容によっては、保育士から伝えるよりもその他の専門職から伝えるほうが受け入れられやすいということもある。これに関しては、次の支援プロセスにもつながるが、専門家との適切な役割分担の形を探ることが求められる。

図表 87 支援プロセス④の課題と解決の方向性

課題	ヒアリング先の保育所等での対応策	解決の方向性・残る課題
要支援家庭等との関係性の構築の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 若い職員は常に保護者に味方する立ち位置から、先輩職員・園長はときに保護者と相対する立ち位置から接する等、複数職員でのクラス運営の連携を取っている。 支援の軸として、子どもや家族が困っていることに寄り添うことを重視。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>前提としての保護者との信頼関係に基づく関係構築</u> 支援方法は多様だが、「あなたのことを助けたい、幸せになってほしい」という目的を重視。保護者にその旨のメッセージを伝え、信頼関係を作った先に支援がある。
適切な助言をするスキル・知識の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等の目線では気になる子どもを、保護者が気にしているとは限らない。信頼関係を作ることは前提で、伝え方は保護者によって工夫している。 就学が近づくと、発達特性等に関する不安や相談が増えるため、定期的実施している面談で不安を拾い、関係機関を紹介する。保護者にとって子どもの様子を受け止める心持ちが整ってくるタイミングがある。 子どもの成長発達の理論に関して協同で学習・研究の機会を設けており、気づきにつながる子どものサインについて学んでいる。保護者も一緒に学ぶようにすることで、わが子に関する懸念があれば共有する。 昼休みの15分ミーティングは他クラスの実際取組から学べるので、職員の研鑽のために重要であり、その場で解決できなくても園全体で考え、担任保育士を孤立させないことにつながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>保育士の知識・相談技術の強化</u> 保護者に情報共有等をする際の工夫としては、その情報を伝えることでかえって保護者の不安を煽らないよう、伝える職員側がたじろがないということ。 ➤ <u>専門家との役割分担</u> 保護者との関係悪化を防ぐため、障害に関する助言等は、囑託医や各専門職から伝えることもある。

⁹ 保育所等ではこうした必要性は認識しつつも、新型コロナウイルス感染症の影響で研修が中止されていたり、そのためのリソースを割く余裕が無いといった状況にあることも懸念され、保育所の自発的な取組に対する支援の在り方も考える必要がある。

(5) 外部機関との連携

外部機関との連携については、ヒアリング先の保育所等でも課題と感じている施設が多かった。ただ、日ごろから外部機関との連携ができているという保育所等は、ヒアリング先のみならず、アンケート結果からも見られたので、関係機関等と協力することは不可能だとはいえない。自治体等との日ごろからの顔が見える関係があれば、要支援家庭等の支援に取り掛かる際にもまずは適切な支援先の紹介等の面で有効であると考えられる。こうした日ごろからの関係づくりにおいて、好事例としてH保育所の所在する自治体において実施されている保育所等のネットワーク事業がある。公立保育所をハブとして、地域の公私の保育所等を連携させるためのもので、事務局園にはこのネットワーク事業専任の保育士も配置されており、支援プロセス②の課題への対応の方向性としても有望である。また、K認定こども園では、地域の要保護児童対策地域協議会が、L小規模保育事業所では、同法人が運営する児童家庭支援センターが外部機関との連携・調整の窓口として機能していた。

一方で、機関や自治体をまたぐ情報連携、プライバシーに関わる情報の連携にはまた異なる難しさがある。どの情報を、誰に、どこまで共有してよいのかについての認識は、保育所等と自治体との間で、また保育所等の間でも認識が異なっている可能性がある。これまで個人情報保護法において自治体への規制は自治体ごとに異なる条例があったが、令和5年4月に改正・施行される個人情報保護法では自治体への規制が一定になる。これをきっかけに、自治体や機関をまたぐ情報共有、プライバシーに関わる情報の連携において共通の認識を醸成し、適切な連携体制を整備する必要がある。

しかし、これらの情報連携は現場の保育士の努力や、監督者である施設長・主任保育士等のマネジメントだけで対応するには限界がある。要支援家庭等の支援を行う保育所等と、自治体やその他の支援機関、ほかの保育所等との間を取り持ち、連携をコーディネートする機能と人材の強化が課題である。

図表 88 支援プロセス⑤の課題と解決の方向性

課題	ヒアリング先の保育所等での対応策	解決の方向性・残る課題
適切な機関につなぐ知識、専門性の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月実施しているケース会議等で外部機関との面識が作れておりいざというときに相談しやすい ・ 家庭が抱える課題の原因と相談先が不明確な場合に、適切な支援につなぐことができない。 ・ 普段実施している支援内容を知っている関係機関が少なく、連携につながりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>自治体・保健所、児童相談所等との適時的な情報共有</u> ・ <u>地域の保育所等</u>のネットワーク事業に参加。公立保育所が「ネットワーク事務局園」として私立保育所、地域子育て支援拠点等と連携の連携を推進している。ネットワーク事業専任の保育士も配置されている。
機関や自治体をまたぐ連携の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転園（特に自治体をまたぐ転園）時や小学校進学時の情報の引継ぎが難しい。 ・ 自治体内に子ども関係の部署が複数あり、それぞれに情報を伝える必要がある。 ・ 保育所等は地域に目を向けるべきだが、地域との関係性を作るのは時間を要するため、園同士が繋がり、地域について考える体制が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>法令・自治体制度が関わる情報共有の問題</u> ➤ <u>連携・情報共有できる範囲の理解向上</u> ➤ <u>保育所等への支援を行うスーパーバイザーや地域連携を促進するコーディネーターの不在</u>
プライバシーに関わる情報の取扱いの困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えばこの子が危ない、どこの学校に行く、といった情報を一括して把握してコーディネートしてくれる人が地区ごとにいるとよい。 ・ 個人情報保護の問題もあるので、個人情報保護に関する知識がある人がいてほしい。 	

凡例：グレー網掛け部分は残る課題を示す。

RQ4 保育所等の「支援プロセス」の各段階で課題となりやすいことや、その改善を誰がどの様に行うことが考えられるか

以上で見てきたように、支援の各プロセスにおいては、様々な課題とそれに対する保育所等での対応策があった。しかし、それでもなお残る課題もある。ここでは、課題に対して保育所等による対応の方向性と、保育所等だけでは解決が難しいことを整理する。

支援プロセス①では、未就園児の情報を持つ外部機関との連携不足がある。保育所等からは、支援が必要になりそうな家庭ほど、家庭外に出てきづらいのではないかと懸念がある一方で、そうした家庭を把握する術がない。これに関しては、自治体が行う子育てイベントや児童館、乳幼児健診等での未就園児の情報を保育所等と連携することが必要である。

支援プロセス②では、在園児の保育で手一杯の保育所等において、さらに地域支援・子育て支援まで行う人的・スキルのなリソースが不足しているという課題に対し、「地域支援に注力できる職員の配置・強化」が求められていた。

支援プロセス③では未就園児・在園児ともに、保育所等で把握できない家庭やきょうだい児の状況も含めた情報が支援の必要性の気づきのきっかけになるという可能性がうかがえる。一方、自治体の子ども・保育担当課だけではない多機関にまたがる家庭全体に関する情報の共有が課題である。

支援プロセス④については、信頼関係に基づく関係構築、保育士の知識・相談技術の強化、専門家との役割分担という普段から保育所等が専門として取り組んでいる役割をさらに強化することが必要である。ただ、これに関しては、保育士個人の努力だけではなく、こうしたスキルや経験、事例を職員間で共有することで強化していくことが求められる。

支援プロセス⑤では、①、③とも関連するが、情報共有における法令・行政制度が関わる障壁および情報共有・連携できる範囲の共通認識の理解向上が必要である。また、こうした保育所等と他機関の連携を前提とした地域支援・子育て支援を担える保育所等のスーパーバイザーまたは連携のコーディネーターの不在については、園長や主任保育士とは別に配置できる体制の整備が必要である。

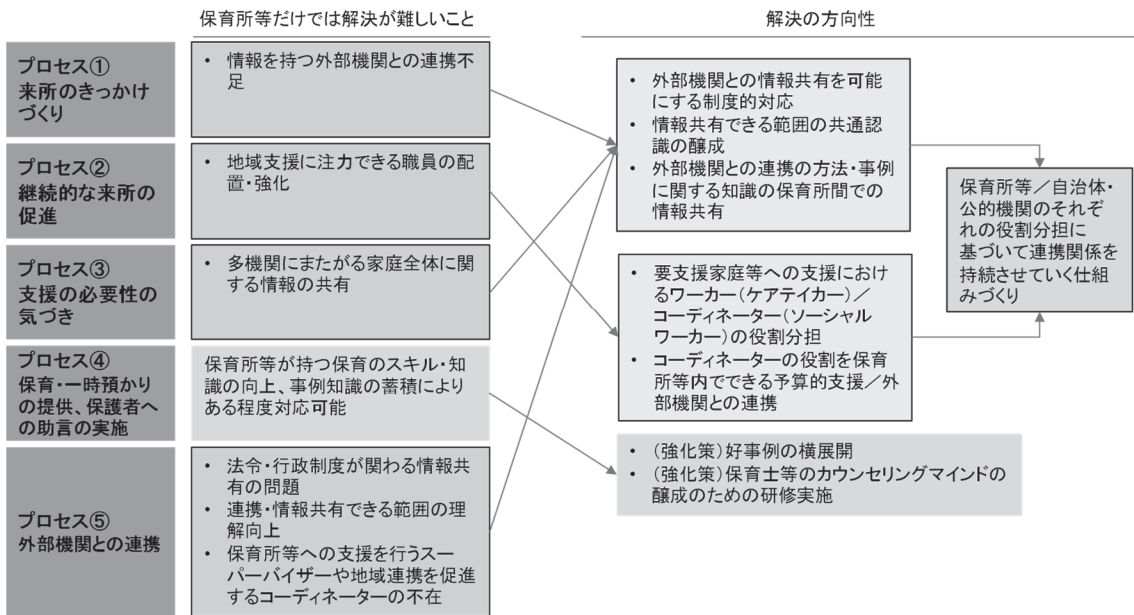
図表 89 課題とその解決の方向性の整理

支援プロセス	課題	保育所等による解決の方向性（案）	保育所等だけでは解決が難しいこと
①来所のきっかけづくり	未就園児との接点を持つ困難	保護者の様々な状況に合わせた周知工法やアウトリーチ型の支援等の充実	
	未就園児に関する情報の不足		情報を持つ外部機関との連携不足
	保護者が来所の必要性を感じていない、行きづらい	保育所等の取組の重要性の認識不足	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の気軽な利用をアピール ・ 傾聴・受容に基づくコミュニケーション能力の向上 			
②継続的な来所の促進	保育所等側のリソース不足（保育士数、適切な対応ができる人材）		地域支援に注力できる職員の配置・強化
	一時預かりでは家庭状況まで見えづらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員間の情報共有を増やし複数で対応 ・ 要支援家庭等に関する事例の共有 	
③支援の必要性の気づき	保護者が気にしていないことでも、支援の必要性を見極める困難		
④保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施	要支援家庭等との関係性の構築の必要性	前提としての保護者との信頼関係に基づく関係構築	
	適切な助言をするスキル・知識の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士の知識・相談技術の強化 ・ 専門家との役割分担 	
⑤外部機関との連携	適切な機関につなぐ知識、専門性の不足	自治体・保健所、児童相談所等との適時的な情報共有	
	機関や自治体をまたぐ連携の不足		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令・行政制度が関わる情報共有の問題 ・ 連携・情報共有できる範囲の理解向上 ・ 保育所等への支援を行うスーパーバイザーや地域連携を促進するコーディネーターの不在
	プライバシーに関わる情報の取扱いの困難		

RQ5 保育所等が要支援家庭等に対して支援を行いやすくするために、どの様なサポートがあるとよいか

最後に、保育所等による要支援家庭等への支援に今後どのようなサポートを行っていくかについて考えたい。

図表 90 課題解決の方向性



方向性の第一は、外部機関との連携に関わるものである。これは支援プロセス⑤で検討してきたが、支援の全体、特に①と③でも非常に重要であることが分かった。また、単に一つの保育所等とその保育所等が所在する自治体の一対一の連携ができればよいというわけではない。虐待やネグレクトのような重大な事態に至る前の支援を旨とする要支援家庭等の支援においては、支援が必要な家庭や子どもの様子はささいな日常の気づきが支えている。こうした気づきを得るためには、ほかの自治体も含めた行政機関、中でも保健所・母子保健・生活困窮家庭等の関連部署や、近隣の保育所等や幼稚園・学校等の保育・教育機関、児童相談所や警察等の機関も含めた多対多の連携体制が必要であろう。さらにその中で、情報連携できる範囲や対応の事例、どの程度で支援が必要と判断するかといった判断基準に関して共通認識を持つことが必要となる。現在は、子どもと家庭の情報が関係する各機関に分散しているためこうした連携体制の中で情報共有・連携することが必要となるが、母親の妊娠期から子どもの就園・就学まで、保育所等あるいは自治体が伴走しながら、より切れ目のない一貫した支援が可能になることが望ましい。

さらに、方向性の第二として、これらの中で連携のコーディネーターとなり、保

育所等における要支援家庭等の支援をスーパーバイズする役割を併せ持つ存在が求められる。RQ2でも明らかになったとおり、保育所等に最も求められているのは子どもの健やかで安全な育ちの環境を確保するために、子どもの日常生活の場である保育所等という「点」で集中的に支援の必要性にアンテナを張ることである。そのうえで地域という「面」の視点から各保育所等の状況を見て、要支援家庭等に対して外部機関と連携して支援を行うことは、保育所等の点の視点からは難しいため、役割分担が必要になる。そのためには自治体が他の機関も含めた地域全体の中でのコーディネーター／スーパーバイザーの位置づけや役割を明確化し、併せて予算的支援と専門性を持った人材を確保することが望ましい。

コーディネーター／スーパーバイザーの役割を持つ人材を保育所等に関わらせることは、現在保育所等の業務において保育のほかに地域支援・子育て支援に関する業務も監督している園長・主任保育士等の責任職の業務を助けることになる。また保育士も必要なときに子育て支援について相談できることで、ひいては保育所等の全体的な機能強化にもつながると考えられる。

ヒアリング等で保育所等と関係機関の連携が機能していたケースでは、すでにコーディネーター／スーパーバイザーの役割を実質的に担っている存在がいくつか見られた。その主体は地域の中心的な公立保育所であったり、要保護児童対策地域協議会であったり、児童家庭支援センターであったりと地域や関係主体の実情に応じて様々であるが、保育所等の中に入って園長・保育士等への支援・助言を行いながら、保育行政の一員として関係機関との連携の窓口となる役割は共通している。

保育所等間での情報交換の場としては、現在でも園長会が行われているケースが多いと思われるが、こうした場は地域の中の要支援家庭等に関する情報を共有する場にはなりづらい可能性がある。また、アンケートからも見えたように、単一の保育所と自治体との連携や、要支援家庭等への支援において単発的に関係機関が集まるケースカンファレンスはすでに行われている。しかし、こうしたあり方では要支援家庭等への支援を担う役割は保育所等と関係機関の点と点が必要に応じて一時的に線になるだけの関係にとどまる。これに対して、保育と地域支援・子育て支援の両方の知見を有する人材を中心に、地域の各保育所等、自治体、学校や関係機関が日常的かつネットワーク状に関わりあう体制が必要で、そこでそれぞれの情報を持ち寄ったり、支援の事例を共有し、支援が必要な家庭があれば関係する機関が協力し合える、地域における面の取組が求められているのである。

参考資料

1. 保育所等向けアンケート調査票

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 保育所等における要支援家庭等への支援の在り方に関する研究 <保育所等票>
《調査へのご協力お願い》
<ul style="list-style-type: none">弊社（PwCコンサルティング合同会社）では現在、厚生労働省子ども家庭局からの補助を受け（令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）、「保育所等における要支援家庭等への支援のあり方に関する研究」を進めております。令和3年12月に「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の議論が取りまとめられ、「都市部ばかりか地方においても、特に保育所等を利用していない0～2歳児を中心として、いわゆる「未就園児」を養育する家庭が孤立し、地域の中で「孤育て」を強いられているケースが指摘されており、こうした家庭を対象とした地域の子育て家庭等への支援の必要性が高まっている」と言及されています。このような背景を踏まえ、本調査においては保育所等（本調査では、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所を言います。）における要支援家庭等への支援についての実態把握を目的としております。ご多用の折、お手を煩わせることになり誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、本調査票にご回答の上、令和5年1月25日（水）までに下記URL先から本ファイルをアップロードいただきますようお願い申し上げます。<ul style="list-style-type: none">■ご回答方法■ 本ファイルの調査票に記入■ご提出先■ 本ファイルを以下の専用サイトからアップロード https://[redacted]■ご提出期限■ 令和5年1月25日（水）までにご回答をお願いいたします。
【ご回答いただくに当たって】
<ul style="list-style-type: none">◆ 管理職、現場責任者のお立場にある方がご回答ください。◆ 特段の指示がない限り、令和4年4月1日時点の値をお答えください。◆ ご回答いただいた結果は、本事業の調査実施主体であるPwCコンサルティング合同会社が委託した調査会社において集計を行った後、PwCコンサルティング合同会社が分析を行い、報告書として取りまとめを行います。◆ ご回答いただいた調査票は統計分析にのみ使用し、ご回答者の許可なく貴施設が特定される情報や、個人のお名前が公開されることはありません。報告書は令和5年4月以降に弊社HPで公表されます。
<調査実施事務局・調査内容に関するお問い合わせ先> PwCコンサルティング合同会社 公共事業部 「保育所等における要支援家庭等への支援の在り方に関する研究」事務局 担当： [redacted] 【住所】〒 [redacted] 【メール】 [redacted]

本調査では、

- ① 保育所等における支援プロセスを(1)来所のきっかけ作り、(2)継続的な来所の促進、(3)支援の必要性の気づき、(4)保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施、(5)外部機関との連携の5段階に分けています。(補足資料P.1で図を示しています。調査票とあわせてご確認ください。)
- ② 認可保育所、認定こども園(幼稚園型を除く。)、小規模保育事業所、事業所内保育事業所を「保育所等」と呼ぶこととします。
- ③ 保育所等を普段から利用している児童を「在園児」と呼び、普段は保育所等および幼稚園を利用していない児童を「未就園児」と呼ぶこととします。
- ④ ただちに保護・支援の必要性があるわけではないが養育環境等に何らかの困難を抱える可能性のある家庭を「要支援家庭等」と呼ぶこととします。(補足資料P.2で図を示しています。調査票とあわせてご確認ください。)

1. 貴施設の基礎情報

問1 貴施設の施設名、施設所在地および連絡先をご回答ください。

施設名	<input type="text"/>		
施設所在地	都道府県名 <input type="text"/>	市区町村名 <input type="text"/>	
連絡先	電話番号 ※ハイフン不要 <input type="text"/>	メールアドレス <input type="text"/>	

問2 ご回答者の役職をご回答ください。

回答者役職	<input type="text"/>
-------	----------------------

問3 貴施設の公私の別、施設種類、運営主体をご回答ください。

公私の別	1. 公立	2. 私立	記入欄 <input type="text"/>
施設種類	1. 認可保育所	2. 認定こども園	記入欄 <input type="text"/>
	3. 小規模保育事業所	4. 事業所内保育事業所	
運営主体	1. 市区町村	5. 特定非営利活動法人(NPO)	記入欄 <input type="text"/>
	2. 社会福祉法人	6. 営利法人(株式会社等)	
	3. 公益社団・財団法人	7. その他	
	4. 一般社団・財団法人		

上記で「7. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

問4 貴施設の利用定員をご回答ください。

利用定員	<input type="text"/>	人	※なお、認定こども園は2号、3号認定の利用定員を入力してください。
------	----------------------	---	-----------------------------------

問5 貴施設に勤務する職員の実人員数をご回答ください。

	常勤	非常勤
園長・施設長	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
副園長・副施設長・教頭	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
主任保育士・主幹保育教諭・指導保育教諭	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
保育士・保育教諭	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
保育補助者・助保育教諭	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
看護師・保健師	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
その他	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

「その他」に記入した場合の資格や職種

※複数の資格(例:保育士資格と看護師資格など)を持っている方は主担当を記入してください。

※保育補助者は、保育士資格を持たない者で、保育士の業務の補助を行う者を言います。

問6 一時預かり事業の事業類型をご回答ください。

- | | | |
|------------------|----------|-----------|
| 1. 一般型 | 2. 余裕活字型 | 3. 地域密着Ⅱ型 |
| 4. 幼稚園型Ⅰまたは幼稚園型Ⅱ | 5. 居宅訪問型 | |

記入欄

※事業類型が不明な場合は「内閣府ホームページ『一時預かり事業実施要綱』」でご確認ください。

上記で「5. 居宅訪問型」以外を選択した場合、一時預かり事業の専用室の有無をください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 専用室がある | 2. 専用室はない |
|-----------|-----------|

記入欄

問6で「4. 幼稚園型Ⅰまたは幼稚園型Ⅱ」または「5. 居宅訪問型」を選択された方は以上でアンケート終了です。
ご協力ありがとうございました。

「1. 一般型」、「2. 余裕活字型」または「3. 地域密着Ⅱ型」を選択された方は第2章以降にお進みください。

2. 未就園児のいる家庭が保育所等を訪れるきっかけを作るための取組

第2章および第3章では未就園児を対象とした支援について伺います。

問7 貴施設が実施している事業・取組と、未就園児のいる家庭が貴施設を訪問するきっかけになっているかについてご回答ください。

取組内容	実施の有無 (当てはまるものに○)		未就園児のいる家庭が保育所等を訪れるきっかけとしての効果 (「実施している」場合、当てはまるものに○)				
	実施している	実施していない	とても効果的	効果的	どちらともいえない	あまり効果はない	効果はない
地域子育て支援拠点事業							
子育て短期支援事業							
貴施設内での取組み							
園庭などの施設開放、備品（絵本・玩具等）の貸出し							
保育・給食などの体験会の実施							
身体測定の実施							
クリスマス会などのイベント行事の開催							
職員による子育て相談会の開催							
貴施設外での取組み							
施設外の場所で行われる子育てイベントの開催・共催							
保育所等や子育て支援センターの職員による出前保育							
自治体の母子保健部門が実施している親子教室等への協力							
自治体や他の機関が実施している未就園児家庭訪問への同行							
その他							

上記で「その他」を実施していると回答した場合、具体的な内容をご記入ください。

問8 未就園児のいる家庭が保育所等を訪問するきっかけ作りの取組を周知する方法として実施しているものをご回答ください。

	該当するものに○
1. 対面時（相談会など）での会話中で情報提供	
2. 対面時（相談会など）に紙媒体（ニュースレター・パンフレットの配布等）で案内	
3. 自宅への紙媒体の送付	
4. 不特定多数向けにチラシ等（機関紙・情報誌を含む）を配布	
5. 関係機関等にチラシ等を置く	
6. 不特定多数向けのSNS（Twitter等）で情報提供	
7. 個人向けのSNS（LINE等）で情報提供	
8. 双方向コミュニケーションが可能なデジタル技術（オンライン会議システム等）で情報提供	
9. その他	
10. 特に何も実施していない	

上記で「5. 関係機関等にチラシを置く」を選択した場合、具体的にどの機関にチラシを置いているかご記入ください。

上記で「9. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

3. 未就園児のいる家庭に対して継続的な来所を促すための取組

問9 一時預かり事業の利用児童のほかに、貴施設に来所したことのある未就園児のいる家庭の連絡先を把握しているかご回答ください。

1. 必ず把握している	記入欄 <input type="text"/>
2. 把握できるときと把握できないときがある	
3. 特に把握していない	

問10 連絡先を把握している家庭のうち、一時預かり事業を利用したことのない家庭に対して一時預かり事業の利用を薦めているかご回答ください。

※メールマガジンなどでの一斉配信などは含めません。

1. すべての家庭に薦めている	記入欄 <input type="text"/>
2. 必要性が高そうな家庭には薦めている	
3. 特に薦めていない	

問11 連絡先を把握している未就園児の家庭が一時預かり事業を利用していない、または利用しなくなった理由を把握しているかご回答ください。

1. 把握している	2. 把握していない		記入欄 <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
-----------	------------	--	---

理由を把握している場合、その理由として多いものをご回答ください。（最大3つ）

1. 他の保育所等または幼稚園を利用することになった		記入欄 <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
2. 希望する日時の利用ができなかった		<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
3. 家族からの支援などにより一時預かり事業の利用自体が必要なくなった		<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
4. 利用料の支払いが難しい		
5. 子どもが保育所等に行きたがらない		
6. 職員との信頼関係ができていない		
7. 緊急時しか利用できないといった制度についての誤解がある		
8. 一時預かり事業に利用に対して遠慮の気持ちがある		
9. 配偶者や親族から一時預かり事業の利用に対して否定的な意見がある		
10. 明確な理由は無いがなんとなく利用したくない		
11. その他		

上記で「11. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

4. 支援の必要性に気付くための取組

第4章では在園児・未就園児の両方を対象とした支援について伺います。

問12 職員が支援の必要性に気付くことを促進するために実施している取組について当てはまるものをご回答ください。

	該当するものに○
1. 子どもや保護者の様子について、管理職から職員に積極的に聞き取りを行う	<input type="checkbox"/>
2. 子どもや保護者の様子について、職員間で組織的に情報共有する	<input type="checkbox"/>
3. 要支援家庭等かを判断する視点を学ぶための研修を実施している（外部の研修も含む）	<input type="checkbox"/>
4. 日常的に職員が気付いた点を上司・同僚といつでも話しやすい雰囲気作りを行っている	<input type="checkbox"/>
5. その他	<input type="checkbox"/>
6. 特に実施していない	<input type="checkbox"/>

上記で「1. 子どもや保護者の様子について、管理職から職員に積極的に聞き取りを行う」を選択した場合、その頻度として当てはまるものをご回答ください。

<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> 週に1回	<input type="checkbox"/> 2週間に1回	<input type="checkbox"/> 月に1回	<input type="checkbox"/> 数か月に1回以下
-----------------------------	-------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------

上記で「2. 子どもや保護者の様子について、職員間で組織的に情報共有する」を選択した場合、その頻度として当てはまるものをご回答ください。

<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> 週に1回	<input type="checkbox"/> 2週間に1回	<input type="checkbox"/> 月に1回	<input type="checkbox"/> 数か月に1回以下
-----------------------------	-------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------

上記で「5. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

問13 職員が支援の必要性に気付いた場合の報告・記録・共有方法についてマニュアルの有無をご回答ください。

	該当するものに○
1. 報告方法（いつ、だれに報告するか等）のマニュアルがある	<input type="checkbox"/>
2. 記録方法（どの書類・電子ファイルにどういった項目を記載するか等）のマニュアルがある	<input type="checkbox"/>
3. 共有方法（どの範囲の職員と共有するか等）のマニュアルがある	<input type="checkbox"/>
4. 特にマニュアルはない	<input type="checkbox"/>

5. 保育や一時預かりの実施、家庭に対する助言に関する取組

第5章のうち、問14から問17は未就園児への支援について、問18から問21はその両方への支援について伺います。

問14 貴施設の一時預かり事業の対象年齢をご回答ください。

	0歳 (6か月未満)	0歳 (6か月以上)	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
該当するものに○							

問15 令和4年12月時点での1日当たりの一時預かり事業の定員をご回答ください。

※日によって異なるなど、1つに定まらない場合、一番多く預かることのできる日の定員数でご回答ください。

全体	年齢別に設定している場合 ※複数年齢にまたがって定員を設定している場合は、均等に割った人数を記入してください。割り切れない場合は小数点以下を四捨五入し、整数で記入してください。 (例：0～2歳で6人の場合⇒0歳2人、1歳2人、2歳2人)						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
定員	人	人	人	人	人	人	人

問16 一時預かり事業の令和3年度の延べ利用児童数をご回答ください。

	全体	非定型的 保育サービス※	緊急保育 サービス	私的理由による 保育サービス
0歳(6か月未満)	人	人	人	人
0歳(6か月以上)	人	人	人	人
1歳	人	人	人	人
2歳	人	人	人	人
3歳	人	人	人	人
4歳	人	人	人	人
5歳	人	人	人	人

※非定型的保育サービスとは、保護者のパートタイムでの就労などによって家庭での保育が難しい子どもを預かる場合を指します。

問17 私的理由による保育サービスでの一時預かり利用児童のうち、毎週1回程度またはそれ以上の頻度で貴施設を利用している児童の人数をご回答ください。

記入欄 人

問18 要支援家庭等の子どもへの接し方に関する職員間での共有についてご回答ください。

(1) 職員会議等で共有する機会を設けているか

1. 設けている 2. 設けていない 記入欄

(2) (1)で「設けている」を選択した場合、マニュアルを作成しているか

1. 作成している 2. 作成していない 記入欄

問19 要支援家庭等の保護者に対して子育てに関する助言をより充実させるための取組についてご回答ください。

	該当するものに○
1. 職員が助言内容に悩む場合に、他の職員と相談・検討できる機会(会議など)がある	
2. 保護者への助言に当たり、他の支援機関からもアドバイスをもらっている	
3. 保護者が後からでも内容を読み返せるように書面を渡している(メッセージの送信も含む)	
4. 次回来園した際などに、助言内容に関するフォローを行っている	
5. その他	

上記で「5. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

問20 要支援家庭等の保護者に対して行った助言の内容について、報告・記録・共有するためのマニュアルがあるかご回答ください。

	該当するものに○
1. 報告方法（いつ、だれに報告するか等）のマニュアルがある	
2. 記録方法（どの書類・電子ファイルにどういった項目を記載するか等）のマニュアルがある	
3. 共有方法（どの範囲の職員と共有するか等）のマニュアルがある	
4. 特にマニュアルはない	

問21 要支援家庭等の子どもに保育・一時預かりを行う中で、またはその保護者に子育てに関する助言を行う中で特に困ったことをご回答ください。その子どもが在園児か未就園児かによって違いが生じている課題があればその点も併せてご回答ください。

6. 支援に必要な連携に関する取組

問22 要支援家庭等への支援を行うために個人情報を含む情報提供を行ったことのある機関をご回答ください。

	該当するものに○		該当するものに○
1. 要保護児童対策地域協議会		10. 医療機関	
2. 自治体		11. 児童家庭センター	
3. 他の保育所等		12. 児童相談所	
4. 幼稚園		13. 家庭児童相談室	
5. 子育て世代包括支援センター		14. 福祉事務所	
6. 子ども家庭総合支援拠点		15. 警察	
7. 発達障害者支援センター		16. 民生委員・児童委員	
8. 児童館		17. その他	
9. 保健所・保健センター		18. 個人情報の提供は行ってない	

上記で「17. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

問23 問22で「18. 個人情報の提供は行ってない」以外を選択した場合、個人情報の提供を行った後の貴施設の取組をご回答ください。

	該当するものに○
1. 他機関からの支援について、保護者から様子を聞くことにしている	
2. 連携した他機関に対してフィードバックをもらうよう依頼している	
3. 連携した他機関と一緒に支援を実施する体制を取っている	
4. その他	
5. 特にその様な取組は行ってない	

上記で「5. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

問24 要支援家庭等の個人情報の共有を行わずに実施している他機関との連携について、その連携先として多いものを5つ選んでご回答ください。

- | | | |
|------------------|---------------|---------------|
| 1. 自治体 | 7. 児童館 | 13. 福祉事務所 |
| 2. 他の保育所等 | 8. 保健所・保健センター | 14. 警察 |
| 3. 幼稚園 | 9. 医療機関 | 15. 民生委員・児童委員 |
| 4. 子育て世代包括支援センター | 10. 児童家庭センター | 16. その他 |
| 5. 子ども家庭総合支援拠点 | 11. 児童相談所 | |
| 6. 発達障害者支援センター | 12. 家庭児童相談室 | |

記入欄

上記で「16. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

問25 問24で回答した機関のうち、貴施設が最も連携に力を入れている機関およびその連携内容についてご回答ください。

最も連携に力を入れている機関

【連携の内容】

7. 要支援家庭等への支援に関する課題

問26 貴施設における要支援家庭等への支援に必要なもののうち、貴施設が人材面で不十分だと認識しているものを、支援の段階ごとに以下の選択肢からそれぞれ2つずつ選んでご回答ください。

※異なる段階で同じ選択肢を選んでもかまいません。

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| 1. 相手の様子を観察すること | 7. 相手の課題を考察すること |
| 2. 相手にわかりやすく受け入れやすく伝えること | 8. 要支援家庭等の状況を関係者・関係機関に繋ぐこと |
| 3. 相手を励ます力・やる気にさせること | 9. 子どもの心身の発達に関する知識があること |
| 4. 相手に支援の必要性を納得させること | 10. 虐待・家庭内暴力に関する知識があること |
| 5. 相手から話を聞き出すこと | 11. 他機関の支援内容に関する知識があること |
| 6. 相手の話を傾聴すること | |

	在園児の場合		未就園児の場合	
(回答例) ○○の段階	4	11	1	5
未就園児のいる家庭が保育所等を訪れるきっかけを作る段階				
未就園児のいる家庭に対して継続的な来所を促す段階				
要支援家庭等への支援の必要性に気付く段階				
要支援家庭等に保育・一時預かりや助言を実施する段階				
支援が施設内で完結しない場合に、他の機関に適切に繋ぐ段階				

問27 要支援家庭等への支援の段階のうち、貴施設が特に課題と感じているものを最大3つご回答ください。その際、課題の具体的内容や課題解決のために求める人材、情報、連携先などがあれば併せてご回答ください。

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 1. 未就園児のいる家庭が保育所等を訪れるきっかけを作る段階 | 4. 要支援家庭等に保育・一時預かりや助言を実施する段階 |
| 2. 未就園児のいる家庭に対して継続的な来所を促す段階 | 5. 支援が施設内で完結しない場合に、他の機関に適切に繋ぐ段階 |
| 3. 要支援家庭等への支援の必要性に気付く段階 | |

段階①

内容①

段階②

内容②

段階③

内容③

問28 貴施設がこれまで支援した要支援家庭等の事例のうち、支援がうまくいった事例で特に印象的なものをご回答ください。その際、うまくいった要因・取組などがあれば併せてご回答ください。

ヒアリングへのご協力をお願い

※ 本調査事業では、本アンケートにご回答いただいた施設の一部に対してヒアリングを実施予定です。

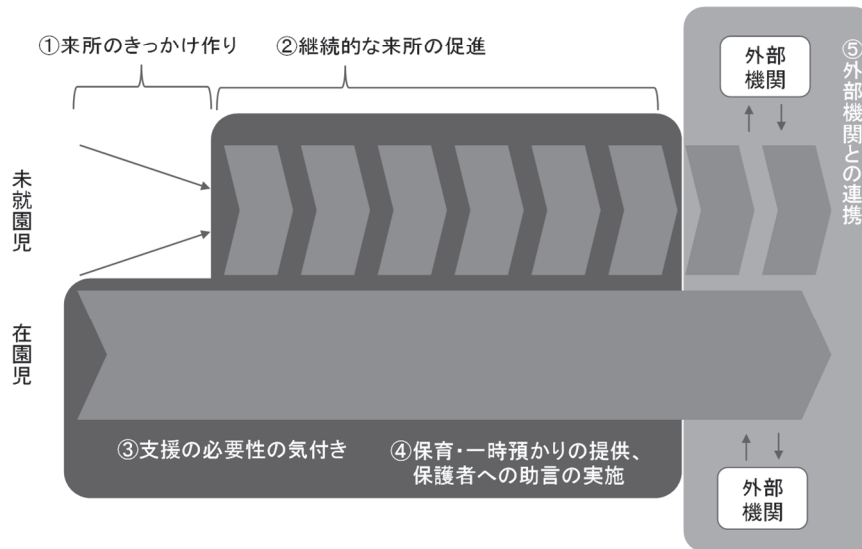
※ なお、ご協力頂けると回答頂いた場合でも、調査対象とならない可能性もございますので、予めご了承頂きますようお願いいたします。

1. ヒアリングに協力できる 2. ヒアリングへの協力はできない 記入欄

～質問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。～

アンケート調査補足資料 (1) 支援プロセスのイメージ

- 本調査では、支援プロセスを①来所のきっかけ作り、②継続的な来所の促進、③支援の必要性の気付き、④保育・一時預かりの提供、保護者への助言の実施、⑤外部機関との連携の5段階に分けています。



PwC

1

アンケート調査補足資料 (2) 「要支援家庭等」について

- 本調査における『要支援家庭等』の考え方について、マルトリートメントの概念のグレーゾーンに準じ、ただちに保護・支援の必要性があるわけではないが養育環境等に何らかの困難を抱える可能性のある家庭（以下の図のCの部分）、とします。
- なお要支援家庭等には、普段から保育所等を利用している子ども（本調査では「在園児」と呼びます。）のいる家庭だけではなく、未就園児を養育している家庭も含まれます。

マルトリートメント (Maltreatment) 〈より広い児童虐待の概念〉

「マルトリートメント」とは、「大人の子どもへの不適切な関わり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念である。

A：レッドゾーン

子どもの命や安全を確保するため児童相談所が強制的に介入し、子ども保護を要するレベル

B：イエローゾーン

軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援していくレベル

C：グレーゾーン＝要支援家庭等

児童虐待とまではいかないが、保護者の子どもへの不適切な育児について、地域の関係機関等（児童相談所、福祉事務所、市区町村、学校など）が連携して保護者に対して啓発や教育を行い支援していく必要があるレベル、例えば、危険を予測できない大人の不適切な対応として「自転車の補助イスに子どものみを乗せて置き、買い物をする」や「高層マンションのベランダに踏み台となるような物が置いてある」、「親のたばこ、ライターを無造作に子どもの手の届くところに置く」等の行為も含まれる。

A、Bのレベルだけではなく、Cのレベルまで含めたものが、マルトリートメントの概念である。

※文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」をもとにPwCコンサルティング合同会社で作成

PwC

2

2. 市区町村向けアンケート調査票

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 保育所等における要支援家庭等への支援の在り方に関する研究 <市区町村票>
《調査へのご協力お願い》
<ul style="list-style-type: none">弊社（PwCコンサルティング合同会社）では現在、厚生労働省子ども家庭局からの補助を受け（令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）、「保育所等における要支援家庭等への支援のあり方に関する研究」を進めております。令和3年12月に「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の議論が取りまとめられ、「都市部ばかりか地方においても、特に保育所等を利用していない0～2歳児を中心として、いわゆる「未就園児」を養育する家庭が孤立し、地域の中で「孤育て」を強いられているケースが指摘されており、こうした家庭を対象とした地域の子育て家庭等への支援の必要性が高まっている」と言及されています。このような背景を踏まえ、本調査においては保育所等（本調査では、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所を言います。）における要支援家庭等への支援についての実態把握を目的としております。ご多用の折、お手を煩わせることになり誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、本調査票にご回答の上、令和5年1月25日（水）までに下記URL先から本ファイルをアップロードいただきますようお願い申し上げます。
<ul style="list-style-type: none">■ご回答方法■ 本ファイルの調査票に記入■ご提出先■ 本ファイルを以下の専用サイトからアップロード https://[redacted]■ご提出期限■ 令和5年1月25日（水）までにご回答をお願いいたします。
【ご回答いただくに当たって】
<ul style="list-style-type: none">◆ 保育所等を所管する課室の管理職のお立場にある方がご回答ください。◆ 回答の所管が複数課室にまたがる場合、お手数ですが、1つの調査票にまとめたうえでご提出ください。◆ 特段の指示がない限り、令和4年4月1日時点の値をお答えください。◆ ご回答いただいた結果は、本事業の調査実施主体であるPwCコンサルティング合同会社が委託した調査会社において集計を行った後、PwCコンサルティング合同会社が分析を行い、報告書として取りまとめを行います。◆ ご回答いただいた調査票は統計分析にのみ使用し、ご回答者の許可なく貴自治体が特定される情報や、個人のお名前が公開されることはありません。報告書は令和5年4月以降に弊社HPで公表されます。
<調査実施事務局・調査内容に関するお問い合わせ先> PwCコンサルティング合同会社 公共事業部 「保育所等における要支援家庭等への支援の在り方に関する研究」事務局 担当： [redacted] 【住所】〒 [redacted] 【メール】 [redacted]

本調査では、

- ① 支援プロセスを(1)未就園児のいる家庭が保育所等に来所するきっかけ作り（設問では第2章）、(2)未就園児のいる家庭が継続的に保育所等に来所することの促進（設問では第3章）、(3)保育所等による支援の促進（設問では第4章）に分けています。
- ② 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所を「保育所等」と呼ぶこととします。
- ③ 保育所等を普段から利用している児童を「在園児」と呼び、普段は保育所等および幼稚園を利用していない児童を「未就園児」と呼ぶこととします。
- ④ ただちに保護・支援の必要性があるわけではないが養育環境等に何らかの困難を抱える可能性のある家庭を「要支援家庭等」と呼ぶこととします。（補足資料で図を示しています。調査票とあわせてご確認ください。）

1. 貴自治体の基礎情報

問1 自治体名をご回答ください。

都道府県名 市区町村名

問2 回答者の所属課／役職をご回答ください

所属課 役職

問3 貴自治体の連絡先をご回答ください。

電話番号 メールアドレス
※ハイフン不要

問4 貴自治体内の施設等数(類型別)、一時預かり事業を実施している施設数をご回答ください。

施設等種別	公立		私立	
	全施設数	一時預かり 実施施設数	全施設数	一時預かり 実施施設数
認可保育所				
認定こども園				
小規模保育事業所				
事業所内保育事業所				

問5 貴自治体内で、保育所等を利用していない未就園児のいる家庭の住所や連絡先を把握する仕組み（例：母子保健担当などから情報提供を受けている）があるかご回答ください。

1. 把握する仕組みがある 2. 把握する仕組みはない 記入欄

2. 未就園児のいる家庭が保育所等を訪れるきっかけを作るための取組

第2章および第3章では未就園児を対象とした支援について伺います。

問6 貴自治体を実施している事業・取組と、未就園児のいる家庭が保育所等を訪問するきっかけになっているかについてご回答ください。

取組内容	実施の有無 (当てはまるものに○)		未就園児のいる家庭が保育所等を訪れるきっかけとしての効果 (「実施している」場合、当てはまるものに○)				
	実施している	実施していない	とても効果的	効果的	どちらともいえない	あまり効果はない	効果はない
利用者支援事業							
乳児家庭全戸訪問事業							
養育支援訪問事業							
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）							
子育て短期支援事業							
地域子育て支援拠点事業							
乳幼児健康診査	/						
子育て世帯交流イベントの開催							
子育て相談会の開催							
管内の保育所等を紹介するイベントの開催							
地域の保育所等をかかりつけの相談窓口として登録する取組（マイ保育園制度）							
母子保健部門が実施する親子教室など							
未就園児家庭訪問事業などの管内の子育て家庭への訪問							
その他							

問7 未就園児のいる家庭が保育所等を訪問するきっかけ作りの取組を周知する方法として実施しているものをご回答ください。

	該当するものに○
1. 対面時（相談会など）での会話中で情報提供	
2. 対面時（相談会など）に紙媒体（ニュースレター・パンフレットの配布等）で案内	
3. 自宅への紙媒体の送付	
4. 不特定多数向けにチラシ等（機関紙・情報誌を含む）を配布	
5. 関係機関等にチラシを置く	
6. 不特定多数向けのSNS（Twitter等）で情報提供	
7. 個人向けのSNS（LINE等）で情報提供	
8. 双方向コミュニケーションが可能なデジタル技術（オンライン会議システム等）で情報提供	
9. その他	
10. 特に何も実施していない	

上記で「5. 関係機関等にチラシを置く」を選択した場合、具体的にどの機関にチラシを置いているかご記入ください。

上記で「9. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

3. 未就園児のいる家庭に対して継続的な来所を促す取組

問8 貴自治体において、一時預かり事業の利用に制限をかけているかご回答ください。

	該当するものに○		
	非定型的 保育サービス※	緊急保育 サービス	私的理由による 保育サービス
1. 利用回数に制限をかけている			
2. 定期的な利用は認めていない			
3. 所得によって利用に制限をかけている			
4. その他			
5. 特に制限は設けていない			

※非定型的保育サービスとは、保護者のパートタイムでの就労などによって家庭での保育が難しい子どもを預かる場合を指します。

上記で「4. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

問9 未就園児のいる家庭に対して一時預かり事業の継続的な利用を促進するために実施している取組をご回答ください。

	該当する ものに○
1. 登録制などにより連絡先を把握している家庭に対して個別に連絡を取っている	
2. 一定の要件を満たす家庭からは利用料を徴収していない、または減額された利用料を徴収している	
3. 一旦利用料を徴収したのち、一定の要件を満たす家庭に対して減免分を返還している	
4. その他	
5. 特に実施していない	

上記で「4. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

4. 保育所等における支援を促進するための取組

第4章では在園児・未就園児の両方を対象とした支援について伺います。

問10 管内の保育所等が要支援家庭等を把握した場合に、保育所等から貴自治体へ報告するための仕組みがあるかご回答ください。

1. 報告するための仕組みがある	2. 報告するための仕組みはない	記入欄	<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
------------------	------------------	-----	---

問11 貴自治体の要保護児童対策地域協議会で取り扱っている子どもの事例についてご回答ください。

1. 要保護児童の事例を取り扱っている 2. 要保護児童と要支援児童の事例を取り扱っている 3. 要保護児童、要支援児童と要支援家庭等の児童の事例を取り扱っている 4. 要保護児童対策地域協議会を設置していない	記入欄	<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
--	-----	---

問12 保育所等が要支援家庭等への対応に苦慮していることを把握した場合に貴自治体が発している取組とその取組の効果についてご回答ください。

取組内容	実施の有無 (当てはまるものに○)		要支援家庭等への支援としての効果 (「実施している」場合、当てはまるものに○)				
	実施して いる	実施して いない	とても 効果的	効果的	どちらとも いえない	あまり効果 はない	効果はない
対応に必要な人材を派遣している							
専門的な見地から助言を行っている							
支援に必要な連携先を紹介し、取り次ぎを行っている							
その他							

上記で「4. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

問13 問12で回答したもののほか、管内の保育所等による要支援家庭等への支援を促進するための取組とその効果についてご回答ください。

取組内容	実施の有無 (当てはまるものに○)		要支援家庭等への支援としての効果 (「実施している」場合、当てはまるものに○)				
	実施して いる	実施して いない	とても 効果的	効果的	どちらとも いえない	あまり効果 はない	効果はない
一定の要件のもと加配措置を行っている							
要支援家庭等への支援に関するマニュアルを作成・配布している							
保育所等の要支援家庭等への支援について好事例を収集・展開している							
専門的見地から保育所等へ巡回指導している							
要支援家庭等への支援のための研修を実施している							
その他							

上記で「4. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

問14 要支援家庭等への支援に当たって、保育所等の担当部署が連携している貴自治体内での関係部署とその連携が上手いっているかについてご回答ください。

連携先の部署	連携の有無 (当てはまるものに○)		連携が上手いっているか (「実施している」場合、当てはまるものに○)				
	連携して いる	連携して いない	とても 上手いっ ている	上手いっ ている	どちらとも いえない	あまり上手 くいいいな い	上手いっ ていない
生活保護・困窮世帯・ひとり親家庭の担当部署							
婦人保護・DV防止の担当部署							
児童虐待防止の担当部署							
障害児支援の担当部署							
母子保健の担当部署							
その他の担当部署							

上記で「その他の担当部署」を選択した場合、具体的な部署の担当分野をご記入ください

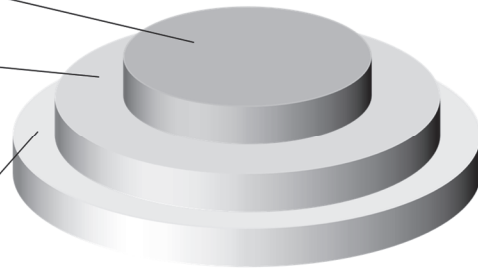
アンケート調査補足資料「要支援家庭等」について

- 本調査における『要支援家庭等』の考え方について、マルトリートメントの概念のグレーゾーンに準じ、ただちに保護・支援の必要性があるわけではないが養育環境等に何らかの困難を抱える可能性のある家庭(以下の図のCの部分)、とします。
- なお要支援家庭等には、普段から保育所等を利用している子ども(本調査では「在園児」と呼びます。)のいる家庭だけではなく、未就園児を養育している家庭も含まれます。

マルトリートメント (Maltreatment) (より広い児童虐待の概念)

「マルトリートメント」とは、「大人の子どもへの不適切な関わり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念である。

- A: レッドゾーン
子どもの命や安全を確保するため児童相談所が強制的に介入し、子ども保護を要するレベル
- B: イエローゾーン
軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援していくレベル
- C: グレーゾーン=要支援家庭等
児童虐待とまではいかないが、保護者の子どもへの不適切な育児について、地域の関係機関等(児童相談所、福祉事務所、市区町村、学校など)が連携して保護者に対して啓発や教育を行い支援していく必要があるレベル、例えば、危険を予測できない大人の不適切な対応として「自転車の補助イスに子どものみを乗せて置き、買い物をする」や「高層マンションのベランダに踏み台となるような物が置いてある」、「親のたばこ、ライターを無造作に子どもの手の届くところに置く」等の行為も含まれる。



A、Bのレベルだけではなく、Cのレベルまで含めたものが、マルトリートメントの概念である。

※文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」をもとにPwCコンサルティング合同会社が作成

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
保育所等における要支援家庭等への支援の在り方に関する研究
事業報告書

発行日：令和5年3月

編集・発行：PwCコンサルティング合同会社